正月六日、增上寺其外寺社御禮、
二月朔日、日光御門跡御對顏、其外寺社御禮、
　正月閏あれば、閏正月朔日にあり、
年始紅葉山、東叡山、增上寺御靈屋御參詣、
四月御祭禮、紅葉山御宮御參詣、
御代替、紅葉山、山王御宮參、

〔宗五大草紙、上〕衣裝の事

一ひたゝれの染樣○略中こしのとめやう、前にて候、常のごとくむすびて、それを取寄てうしろ腰のさきをひろげて、□の腰をつゝみて、うつくしく、丸くして、うへより下へ二重ばかりをしかひて、とめ候べし、たとへば□＝如此也、○略下

〔御供古實〕一裏打のときも、すそをば省へ入候まじく候、直垂のすそのくゝりをば、さのみ省めたるは不可然候、くゝりをば、一寸四五分程省めたるは可然候、○略中

一裏打のこしのとめやうの事、只いつものごとくにおさめ候、公家の御かたには、只結たる計にて御をき候、武家にはをし丸めてはさみ候、うら打も大かたびらも同事也、

〔小林有之武家裝束抄、上〕追考

一近衞太閤、家熙公　寶永中、久く東都におはせし時、常には直垂を著たまひしに、袴の上に、かみを打かけて、狩衣のやうに、あてごしにて結たまひしと、見たる人の語りし、古は直垂も素襖も、かくこそありけめ、今も猿樂といふものに、狂言する者の、上下を著るには、先袴を著て、かた衣を上に著、あてごしをするなり、古風の遺れるなるべし、○略下

〔貞丈雜記、裝束〕一素襖、直垂などの袖、前の方にゐもんをとる事、ゐもんをとるとは、ひだをとりて、糸にてとぢ付おく事也、本式にはなき事なれども、手をつかふによろしき故、さやうにせたるがよきなり、

如此袖の前の方を、ひだを取なり、

素襖にても直垂にても同じ、左右とも同じ事なる故、左袖計圖をあらはす也、

此圖は補入也

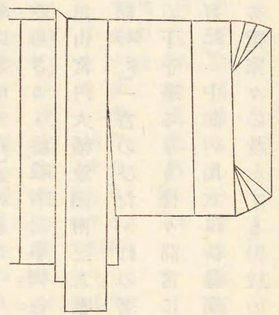

〔楯臣直垂考〕單直垂○略中同胸紐

單直垂ニハ打組ノ丸ヲ結テ付ル、○略中常ニハ左右を二重に取りて諸輪（モロワ）穴（ナ）に結びたるなり、其式左の如し、

〔貞丈雜記、裝束〕一或人云、今公家衆の、直垂を著給ふを見るに、直垂のすそを、袴の內に著こまずして、袴の外へ出して著て、細き帶を上よりかけて、ゆひ置給ふ、是本式の著やう成べしと云、是は打。かけひたゝれとて、略儀の著やうなり、すべてうちかけて著るは略儀也、袴の內に著こむるは本

著用次第

式也、〇下略

〔源平盛衰記三十四〕木曾可追討由附木曾怠狀擧山門事

壹岐判官知康ヲ以テ、木曾ガ許ヘ被仰下ケルハ、武士洛中ニ充滿テ、資財ヲ追捕ノ間、人民歎歎テ不安堵由、其聞エアリ、速ニ狼藉ヲ可鎭ナリト、知康、木曾ガ許ニ行向テ、院宣ノ趣申含ケリ、木曾御返事ヲバ申サズ、サシモノ院宣ノ御使ニ、小袴ニ懸直垂、烏帽子ニ手綱ウタセテ、鬢モカヽズシテ、申ケルコトハ、〇下略

〔康富記〕寶德二年六月十九日辛卯、今夜內大臣殿、公保公御拜賀也、〇中略予可參之由兼日有仰、〇中略仍直垂參也、〇中略藤宰相永豐卿奉著裝束、直垂大口也其後有三獻、公卿轉法輪右大將殿中御門大納言、直垂不重大口、〇中略坊城中納言、直垂大口、資益伯卿直垂不重大口、永豐藤宰相、直垂大口〇中略冷泉中將爲富朝臣、山科中將顯言朝臣二人、直垂不重大口、八月廿八日己亥、午剋參大炊御門殿、著直垂重大口若公九歲有御讀書始、前內大臣殿〇藤原實量絹御直垂也、若君同御長絹、大口也、〇下略

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日

一御直垂めさるゝ時、役者之事、御後腰は藤中納言殿、御前腰は山名宮內少輔豐之、御腰物、御扇子、鼻紙は、畠山宮內大輔敎國兩三人也、是又亂前迄之御事也、

〔貞丈雜記五裝束〕一古のひたゝれの著やうは、先大口を著て、さて大かたびらを、直垂に重て著て、次に直垂の下を著るなり、條々聞書に見えたり、今は大かたびら大口を用る事なし、

〔大的體拜記〕一中間の出立は、折烏帽子の組をときて著て、ゑぼしかけをする、直垂は、或はうすかき、或は香摺、家々の紋をする、但紋の事は、何にても人の好による也、大帷子大口を重而、下には白小袖を著し、鞘卷の刀をさし、扇をさすべし、足には皆々半物草はく、矢取は直垂の下にくゝりを入て、矢を取時はたかくあぐる、すあしたるべし、

〔御供古實〕一白小袖はたゞの時はめし候まじく候、其上公家の御衆も、三位より後、直垂の時もめし候、〇中略武家にも式裝の時は、大かたびらの下は、白小袖めし候也、裏打の時、織物召候まじく候、〇中略

一直垂の下に召候はん小袖は、織筋其外染小袖不苦候、をり物は努々有まじき事にて候、

〔裝束抄元〕武官裝束之事〇中略

直垂侍從以上家宣公ゟ、直垂內衣白小袖、〇中略

一內衣白小袖老中近年髮斗目を著、酒井讃岐守大老之時ゟ始、國持計白、〇下略

〔貞丈雜記五裝束〕一武家內衣の事、〇中略伊勢守貞國朝臣の像、直垂の內衣、かけもへぎの小袖に、花色小袖を重ね著せられし體見へたり、されば武家式正大帷を重るときを云の時は、白小袖、常は何色にても著用、帷子の時は、白帷子、常は何色にても著用也、帶も表衣と同じ色の帶をする也、

〔四季草秋草中冠服〕直垂

直垂の事、今世は直垂ばかり著るなり、古は大かたびらなり、〇中略白布にて、直垂のごとくぬひ、糊をこはく付て、直垂の下に重ねて著たりしなり、これ衣文のためなり、袴もたゞは著ず、下に白精好の大口を著て、其上に袴を著るなり、此事宗五記に見えたり、大かたびら大口を著ずして、直に直垂ばかり著るをば、素直垂とて、略儀とするなり、〇下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一大かたびらの事、一重ひたゝれに、下にかたびらの白きを、こしより上にのりをこはくして、きかさねて、えもんを取也、衣紋の取やう口傳有、失念候、無曲候、御祝によりて、白きひたゝれをかさね、又時によりて、はくにて我家の紋の付たるをもかさね候、著やう先大口をきて、さてかたびらをひたゝれにかさねてきべし、かたびらは、こしより下には、のり付べからず、大口の上へさがる

べし、其上にひたゝれの下をきるなり、ひも、きくとぢともに、白きかうひねりなるべし、

〔奉公覺悟之事〕一大かたびらとは、武家御祝儀に、御やくの仁體被著候、白き一重ひたゝれに、又下にのりを一段こはくこしらへ、ぬのたるべし、是をかさねてちやく候也、是菊とぢも、ひもいづれからよりたるべし、

〔三内口決〕一烏帽子事〇中略

風折、地下諸大夫、布衣幷直垂等醫陰之輩、殿上之中ニモ、著用之家々有之、〇下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一大かたびらの事、〇中略ゑぼしはこゆひなし、てうづがけをすべし、てうづがけとは、一寸まだらに、白く黑く打ませたるくみの、さげ緒より細きをかけにする也、揔じてゑぼしには、こゆひなき物也、此てうづがけを打かけたるを、今こゆひと云也、ひがこと也、

〔衣文愚童訓〕直垂公卿殿上人或褻時被著之

先烏帽子立或風折、組掛或掛緒、

〔裝束抄元〕武官裝束之事〇中略

直垂〇註略

一烏帽子風折、右眉、組懸有、〇下略

〔男官裝束要領抄〕直垂之具

烏帽子　大概風折のよし　懸緒幷組懸　前におなじ

〔中村道樹武家裝束抄〕直垂之具　烏帽子

武家に於ては、將軍家立烏帽子著御有り、其外三家以下皆風折を用給、眉之事、地下は片眉を用、右折左折は、家々の相傳に依るなるべし、多分は左へ折たるを用らるゝなり、三家三卿は、左より右へ折たるを用給といふ、宗對馬守、松平隱岐守亦用之、此外にも有べし、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年〇文應元年十二月廿六日己未、將軍家〇宗尊親王御方違于相摸太郎殿御亭、〇中略

供奉人

刑部少輔教時　遠江右馬助清時〇中略

以上、立烏帽子直垂、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一大かたびらの事、〇中略刀はさやまき、さげを引目さげを、火打袋さぐべからず、〇中略太刀は白太刀とて、柄鞘共に白し、つか銀のうちさめ、いのあしなかをはくべし、又もたせ候太刀は、くろ太刀とて、さやぬりおとし、つかさめをかけて黑くぬる、かなごしやくどう、うけ彫、けぼり、なゝこたるべし、めぬき、我家の紋を燒付にすべし、帶取菖蒲革、足間もつかもまかず、是を黑太刀と云、うでぬき入べからず、揔じて、きとしたる時、太刀打刀に、うでぬき入まじく候、もたせ候樣常のごとし、

〔御供古實〕一裏打之時可被持太刀は、黑太刀たるべし、同持候中間は、主人の左の身とをりにねるべし、其外召仕候中間は、何も持まじく候、自然馬の後に、別の太刀をも可被持候歟、是馬上の時の事也、

一大かたびらにて出仕之時は、〇中略此時も太刀は黑作にて候、一振可被持候、六人の中間の內壹人持べし、

一大かたびらの時、さし候はんずる刀は、鞘卷にて候、中間も同前に候、然共さやまきなくば、中間は例式の刀不苦候歟、同はさやまき可然候、主人はさやまきならでは叶候間敷候、〇中略

一同時〇直垂著タル時打刀を、小者に持候事不苦候、つば刀の事、色繪たるも不苦候、太刀は黑太刀たるべし、黑作と申は、つばもぬりつば、金具はしやくどうにて候、又ぬりかなぐにても、鞘もぬりざや、

柄は常のごとく鮫にて候、おびとりは、玄やうぶ皮をたゝみ候て仕候、糸にても、皮にても巻候まじく候、是を黒太刀と云なり、

〔三内口決〕一腰物

抑諸家之諸大夫、直垂之上ニ帯腰刀、是近代之作法、一向不謂之儀其故は權少輔清種、先祖代々爲院御所之御装束師、或時候御衣文以糸閉之、而無可切刀仍自院給御腰物、乍著布衣帯之、然間直垂之時モ帯之、是一家之規摸限此流也、然處諸大夫ハ必可帯腰刀之様、諸家之諸大夫相似之條、如西施顰太以見苦舗義也、近代將軍家、以武勇被先之條、直垂ニ被帯腰刀、御参内之時、御直廬迄長橋局被帯之、是ハ一切法外不可爲傍例者也、

著用例
參內著用

〔男官装束要領抄下〕小刀

堂上には、直垂に小刀の事なし、但陽明の御家には、代々御例として、小刀を用ひ給ふ事、尤子細あるよしなり、武家には供奉之時、小刀に鞘巻、劍帯せられ、殿中出仕には、小刀のみ用ひらるゝ由也、略○中むかし尊氏將軍已來、代々御在京の間、近衛殿へ紅ノ直垂小刀被進候ひしより、御例として用ひ給ふよしなり、あながち子細なき事にて候、

〔禁秘御抄中〕殿上人略○中

近日侍臣爲女會爲見物、如直垂参入、末代之習中、猶不思議尤可爲恥事歟、

〔年中恒例記〕正月十日御参内次第事、先御立烏帽子、御直垂を被召て、三御盃を参りて、則長橋殿迄御参則長橋殿、御冠、御指貫、御袍を御著用候て、有春御身固有之、次傳奏禁裏様へ御案内略○中御禮御申候て、其儘長橋殿御退出候て、如元御直垂御立烏帽子を召れて、後長橋殿被参、又三獻参、十月五日、北野御經へ渡御、先松梅院へ御成ありて御装束を被改、經堂へ渡御略○中又還御に、松梅院にて御直垂を被召て一獻参、十二月晦日略○中御直垂、白御大口、藤中納言殿調進之、

年始著用

〔康富記〕嘉吉四年二月五日乙酉、是日被行仗議、今年甲子、當革命否并改元定等也、

康富直垂ニテ見物有憚、但近代三公卿已下流例也云々、

寶德二年六月十五日丁亥、入夜藏人佐經茂送使者申云、候禁裏候、今間可參者、予直垂即參之、於殿上上謁云略○下

〔成氏年中行事正月〕一正月朔日略○中

一殿中ノ朝ノ御臺ヲバ、御サンバ計被召略○中御一家以下ノ奉公老若、直垂ニテ出仕、朔日ノ椀飯ハ、管領ヨリ參、遠侍ニハ高盛物二アリ、一ニハ波葉、一ニハ蜷也、置鳥、置鯉アリ、椀飯奉行直垂ニテ出仕略○下

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日略○註

一公方樣御樣體之事、先御便所へ御出成て、藤中納言殿御びんに被參て、御直垂をめさる、其時御供衆於御便所一列に掛御目也略○中

一出仕衆之事、各大くち直垂、裏うちなり略○下

〔官中秘策十六〕年中行事

正月元日　卯中刻百官登城

一少將　白小袖綾平絹之直垂

一侍從　同　同略○下

〔中村道樹武家装束抄上〕年頭御使之高家を、傳奏之宅江招候節公家衆直垂を著す、

〔花營三代記〕應永卅一年正月二日、御方管領へ成、御乘車、義資卿○裏松中納言持御劍、被御車參、直垂也、

〔宣胤卿記〕文明十二年正月十日辛卯、今日室町殿年始參賀、每年式日也、早朝乘輿、直垂先參小川、○下略

政所始著用

〔成氏年中行事正月〕一同四日朝、政所出仕、直垂被著、公方様ヲ御直垂ニテ御對面、御酒式三獻、

評定始著用

〔成氏年中行事正月〕一同十一日、御評定始、公方様香之御直垂、精好ノ御大口ニテ、御直垂付ニ、白キ綾ヲメサル、因茲平人白綾ヲ不著、

射禮著用

〔射禮私記〕一御的射手之裝束の事、定れる法有べからず、右大將家（源頼朝）の御時、文治五年正月二日、御弓始の射手、五番の五度弓也、其時の射手、出仕の裝束をあらためずして、參勤之間、嘉例として、今にいたりて水干立烏帽子を用也、然共直垂立烏帽子にて勤仕の先例も有、又折ゑばしひたゝれにて仕たる事もあり、此時は沓をはかず、たゞすあしたるべし、略中　一ひたゝれのひもの事、是も左のひもは刀の下へまはしておしかふべし、右のひもは、直垂と内衣との、あはひへおし入、さて直垂のわきよりとりて、はかまのこしにおさむべし、

〔大的體拜記〕一直垂の紐納る次第、左は水干のごとく、刀の下に納る也、右は素襖の紐納る樣に、直垂の中へ入て、右の脇のあきたる所へ引出して、其まゝ、右の腰にはさむべし、

〔長祿二年以來申次記〕同正月十七日略中　一御的始未剋事、日記には弓場始と書之、

射手の衆六人三番三度弓也、略中應仁亂後は、うらうちにても勤之、御的之奉行兩人、是等もうら打にて伺公也、

〔眞字本曾我物語〕建久四年癸丑五月下旬比、略中既始御狩庭、略中鎌倉殿御子息少將御料（源頼家）、武州畠山嫡子六郎重泰、生年成十四歲、參御合手、自諸國侍共中奉撰、參御合手面目無極、略中而程略中大鹿四、妻鹿五、九烈下、少將御料自左岳略中六郎重泰自右岡略中奉馳違處、大鹿二、妻鹿一、少將御料射之、殘三重泰留之、三遍出、稻毛榛谷金子村山人々中留、其後合手人々、追次第召、各々皆花（ハナ）珍裝儀參、

狩場著用

一番、相摸國住人愛甲三郎、本間次郎出、愛甲三郎其日裝束、下獅子牡丹織物小袖、上島摺松原飛鶴（ヒタル）直垂、大斑行騰、生絹裏打竹笠、略中本間其日裝束、下生裏小袖、上秋野直垂、熊皮破合行騰、氣張裏打竹笠、略中

二番同國住人澁谷馬允重助、中村小太郎出、澁谷其日裝束、下淺黃小袖、上趁紺（トメガウ）直垂、秋二重毛行騰、赤地錦裏打竹笠、略中

三番駿河國住人澳津小次郎、萱品三郎出、澳津其日裝束、下練緯生絹裏小袖、上練絹萱草（カルカヤ）摺直垂、熊皮破合行騰、高麗唐絹裏打竹笠、略中萱品其日裝束、下白小袖、上褐地以白糸菊綴（トヂメシタル）直垂、大斑行騰、紅葉落葉畫所々、以絹裏打竹笠、略中

四番同國住人神原彌五郎高橋大九郎出、神原其日裝束、下柳櫻織物小袖、上木工蘭地直垂、秋二重毛行騰、氣張裏打竹笠、略中高橋其日裝束、下唐綾小袖、上練色魚陵直垂、夏毛行騰、萌黃裏打竹笠、略

五番伊豆國住人鹿野小次郎、藺見五郎出、鹿野其日裝束、下淺黃小袖、上杏葉付直垂、大斑行騰、生絹裏打竹笠、略中藺見其日裝束、下亞縫物小袖、上通文直垂、夏毛行騰、赤地錦裏打竹笠、略中

六番同國住人南條小太郎、深堀彌次郎出、南條其日裝束、下鈍色小袖、上藤簍（カゴ）付直垂、秋二重毛行騰、紺地錦裏打竹笠、略中深堀其日裝束、下白綾小袖、上鵲付直垂、熊皮破合行騰、青地錦裏打竹笠、略中

七番相摸國住人早良十郎、土谷三郎出、早良其日裝束、下黑村紺小袖、鷺丸付直垂、熊皮破合行騰、小車織錦裏打竹笠、略中土谷其日裝束、下白唐綾小袖、上鶴ノ丸付直垂、夏毛行騰、以櫨匂絹裏打竹笠、略中

八番武藏國住人、稻毛三郎、江戸小太郎出、稻毛其日裝束、下師子牡丹縫物小袖、蝶丸直垂、夏毛行騰、生絹裏打竹笠、略中江戸其日裝束、下練貫小袖、上鴛丸直垂、秋二重毛行騰、萌黃裏打竹笠、略中

九番、同國住人河越小太郎、榛谷四郎出、河越其日裝束、下物氣(ボケ)小袖、上秋野摺盡直垂、大斑行騰、薄紫裏打竹笠、○中略榛谷其日裝束、下唐綾小袖、上鵲付直垂、夏毛行騰、氣張裏打竹笠、○中略

十番、同國住人笠井三郎、豐島小太郎出、笠井其日裝束、下繁目結小袖、上褐地ニ以白糸筆軸縫(タル)直垂、熊皮破合行騰、赤地錦裏打竹笠、○中略豐島其日裝束、下淺黃小袖、上茨摺直垂、熊皮破合行騰、紺地錦裏打竹笠、○中略

十一番、安房國住人安西小次郎、洲崎五郎出、安西其日裝束、下目結小袖、上嶋摺直垂、秋二重毛行騰、青地錦裏打竹笠、○中略洲崎其日裝束、下白唐綾小袖、上紺村紺直垂、夏毛行騰、萌黃裏打竹笠、○中略

十二番、上總國住人菊間小次郎、曳田小太郎出、菊間其日裝束、下練緯小袖、上三重目結直垂、大斑行騰、深紫裏打竹笠、○下略

元服役人著用

〔鹿苑院殿御元服記〕應安元年四月朔日

御祝儀式次第○中略

加冠以下、役人奉行人等、皆著白直垂、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午歲十二月十九壬寅日、於坂下樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣、後被號義輝御元服之次第、

役者之定

一御元服揔奉行、攝津守元造朝臣、因舊例勤之

一御元服奉行、松田丹後守晴秀、飯尾大和守堯連、

一御加冠役、佐々木彈正少弼定賴朝臣、就御役叙四品

一理髮、細川中務大輔晴經、因先例勤之

一打亂、佐々木民部少輔稙綱、始而勤之

一泔坏、佐々木中務大輔高保、同右○中略

御元服次第○中略

一稙綱、高保、晴經、定賴、元造、以上五人、白小袖袷白直垂、大帷、大口著之、折烏帽子、カケ緒紙ヨリ刀海老作鞘卷也、○下略

產所鳴弦者著用

〔今川大雙紙上〕一御產の蟇目射るには、白き大口ひたゝれにて射べし、○下略

〔中村道樹武家裝束抄上〕若君樣山王御宮參、供奉之裝束、

御簾　御太刀　高家

蟇目　溜間詰、或老中役之、今日供奉、

裝束は、蟇目侍從直垂、

社參著用

〔成氏年中行事正月〕一同廿三日、鶴岡御社參、○中略公方樣ハ香之御直垂ニ精好ノ大口、御直垂付之御小袖白綾、烏帽子ヲ被召、○下略

凶事著用

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

大納言○藤原成親ハ、我身ノ上トハ露知給ハズ、例ノ山ノ大衆ノ事ヲ、院ニ被申ヌルニコソ、○中略何樣ニモ參テコソ申サメトテ、急ギ被出ケリ、安元二年七月ニ、建春門女院隱サセ給テ、其御一周モ果ザレバ、諒闇ノ直垂、コトニ內淨タハヤカニシテ、諸大夫一人、侍二三人、花ヤカニ裝束セサセテ、入道ノ宿所、西八條ヘオハシケリ、

〔花營三代記〕應永卅二年二月廿七日戊辰、御方御所樣、申刻御圓寂十九歲、道號鞏山、法名道泰、號長得院殿、正四位下征夷大將軍參議中將義量也、畠山信濃守持淸、大館刑部少輔持房、備中守貞慶(伊勢守政國)畠山伊與九郎持安、次郎左衞門尉貞房、右衞門尉貞平、○中略此六人、廿九日、等持寺御出之時、直垂ニテ御供ニ參、步行也、　廿九日庚午、於等持寺、戌剋御タミアリ、役人事、著白直垂大帷、ユノイカウ、ヨソワランヂヲハク、刀絹ノ袋

ニ入、畠山伊與九郎持安、大館刑部少輔持房、備中守貞慶、〇略中以上十二人、皆著二白直垂一、〇略中官領道瑞、舍弟修理大夫入道道祐、西川右京大夫入道道歡、黒直垂裏打兵衞佐義淳、直垂此外少々被レ參也、

搢紳著用

〔裝束抄元〕臣下裝束之事〇略中

直垂事〇略中

右京師ニ而著用無之、當時關東下向之時著用之事有、〇略下

〔源平盛衰記三十四〕公朝時成關東下向附知康藝能事

壹岐判官ハ、〇略中手鼓ニ砂金十二兩取添テ奉リ給タレバ、〇略中知康畏ツテ賜テ、先鼓ヲ取テ、始ニハ居ナガラ打ケルガ、後ニハ跪キ、直垂ヲ肩脫テ、樣々打テ、〇略下

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月八日辛酉、及二黄昏一幸二于山上一、〇略中主上又密々行幸、被レ用二女房輿一、職事資賴朝臣、具實朝臣、已上直垂〇下略

〔康富記〕應永廿九年十二月十八日辛未、朔旦冬至叙位也、去月式日延引、〇略中予參二一條殿内府御所町北一上侍所、進二十年勞一、有二禮紙一納レ筥、鷹司少將兼賴朝臣、直垂也、内々儀、被レ取繼之、

嘉吉二年十月十三日庚子、是日殿下御告文、予令二清書一之、〇略中三枚續テ書之、〇略中但文和元年家記具不レ得レ所レ見之間、内々談合清史、直垂亦有二何事哉之由一被二指南一、申次木幡中將亦直垂也、〇略中四年二月二日壬午、四箇外記康顯、令レ廻二覽諸道勘文一、〇略中持參按察大納言公保卿亭、有二出座客殿一、〇直垂直有レ披見一、

〔土岐家聞書〕一鍛冶の中に可レ然物と云位あり、〇略中又は寶德の比、靑蓮院の内府〇實雅藤原の亭にて、わかき公家の、酒をこぼされて、直垂の袖にてのごはれたるを、後に内府いまし〇し下脫レめ字恐仰られしは、當月の衣裳は、公界の物なり、只今も武家へ參せられんに、直垂の酒にそほれはてたるを、著せられんは無禮也、古人は當月出仕の衣裳をば、さやうにはせぬとこそきゝつれと、仰られしと

武家著用

なり、〇略下

〔康富記〕寶德三年十月十日乙亥、參二坊城殿一、去月初比令レ任二彈正尹一給、其後未レ參賀、令二面謁一給候間入二見參雜事申承一、烏帽子直垂異二于常一、

〔孝亮宿禰記〕元和三年四月十二日丙午、今日出二宇都宮一著二日光山一、十四日戊申、參二南光坊大僧正一、假殿遷宮上棟、神號宣命使中御門宰相宣衡取二宣命一、被レ渡二大僧正一、〇略註次神號宣命使參向ノ宣旨、次神祇官參向、〇略中兩傳奏烏帽子直垂、奉二行裝束也一、

〔資勝卿記〕元和九年八月十一日、夜中ヨリ伏見へ參、大佛ニ而夜明、藤森ニ而直垂ヲ著申候而、直ニ登城候也、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年正月廿日丁卯、午剋將軍家〇賴經藤原依レ可レ有二御上洛一、爲二御出門一、入二御于秋田城介義景甘繩家一、被レ召二御輿一、御立烏帽子御直垂也、供奉人行粧、同奉二摸其體一云云、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年二月廿二日庚辰、將軍家爲二御方違一、入二御遠江守名越亭一、被レ用二御輿一、前右馬權頭、北條大夫將盛以下供奉、各直垂、立烏帽子、

〔徒然草下〕平宣時朝臣、老の後むかしがたりに、最明寺入道〇北條時賴あるよひの間に、よばるゝ事のありしに、やがてと申ながら、ひたゝれのなくて、とかくせしほどに、又使きたりて、直垂などのさぶらはぬにや、夜なればことやうなりとも、とくとくとありしかば、なへたる直垂うち〳〵のまゝにてまかりたりしに、〇略下

〔太平記四十〕中殿御會事

征夷大將軍正二位大納言源朝臣義詮卿、薄色ノ立紋ノ織物ノ指貫ニ、紅ノ打衣ヲ出シ、常ノ直垂也、

〔花營三代記〕應永卅一年正月一日戊寅、御所樣御參內、幷御院參、御方同、〇略中畠山中務少輔持清、直

垂ニテ於疊石參會、

〔裝束抄元〕將軍家〇德川御裝束事〇中略

御直垂

一御烏帽子左折、紐懸、　一御直垂夏冬共紗、御好、

御直垂東照宮樣淺黃、台德院樣同、大猷院樣萌木、嚴有院樣同、〇中略關東御好故禁色也、

寶永七、琉球人來聘御對顏、大廣間出御、御直垂著御、

一御袴紅紗　一御小サ刀出御之節、御劒御扈從衆持之、

一御蝙蝠〇中略

御直垂二領、每年山科家爲內藏頭御調進、

〔將軍德川家禮典附錄十八〕正德四年甲午十二月四日琉球人音樂被仰付候次第〇中略

一大廣間出御〇御直垂〇下略

〔將軍德川家禮典附錄九上〕文化十三丙子年四月朔日

一辰中刻、老中水野出羽守、若年寄登城、各熨斗目袷、麻上下、

一出御以前、裝束ニ改む、〇老中直垂〇中略

一巳上刻、御白書院、公方樣、〇德川家齊大納言樣〇德川家慶出御、御直垂御上段御著坐、勅使、中宮使、東宮使御對顏、年頭之爲御祝儀、禁裏、中宮、東宮より被進物御頂戴相濟而、攝家御門跡方、年頭之使者、其外御禮終而入御、

四月四日

一巳上刻、御白書院、公方樣、右大將樣出御、御直垂勅使中宮使東宮使出座、〇中略年頭之御祝儀被進候御返答被仰出、重而禁裏江御轉任御兼任之御禮、且又右御祝儀被進候御返答被仰含、

四月九日

一御轉任御兼任相濟候ニ付、紅葉山御宮江御參詣ニ付、〇中略

一辰中刻爲御參詣出御、御束帶御先立老中、直垂〇下略

四月廿日

一御轉任御兼任相濟候ニ付、東叡山大猷院樣、嚴有院樣、浚明院樣御靈前、常憲院樣、有德院樣、孝恭院樣御靈前、大猷院樣御稱月御兼御參詣、卯下刻、老中水野出羽守若年寄登城、各熨斗目袷、麻上下、出御以前、月番之外東叡山江相越、裝束改ム、直垂、出羽守ハ狩衣、若年寄ハ麻上下之儘、〇中略

一東叡山御裝束所ニ而、御直垂ニ御著替、〇下略

從者著用

〔成氏年中行事正月〕一同八日、若宮社務御加持ニ被參、〇中略次自社家出世被參、〇中略卅日ハ自管領參、仍管領出仕、〇中略御妻戶ヨリ七間ヘ參テ、出仕ヲ待申サル、管領モ供兩人直垂也、〇下略

〔吾妻鏡四十九〕正元二年三月廿一日戊子、戌剋御息所入御、〇中略儲相州〇北條政村武州〇北條重時被候之、次自同西門平門出御、〇中略町大路南行、入御所東門、〇中略扈從

相州雜色二人、著直垂者五人、已下皆布衣、　武州同相並

武藏前司朝直雜色二人、童一人、著直垂者二人、〇中略

相摸太郎殿北條時宗雜色二人、童一人、著直垂者五人、〇下略

〔吾妻鏡五十〕文應二年〇弘長元年二月七日己亥、未剋御息所令詣鶴岡宮御、御下向後初度〇中略

供奉人

淨衣〇中略

尾張前司時章侍同淨衣立烏帽子中間白直垂、

同左近大夫將監侍白直垂、中間同上〇中略

平人著用

直垂皆具

同〇相摸七郎宗頼侍一人立烏帽子淨衣、中間直垂、

遠江七郎時基同上

木工權頭雜色一兩輩相具〇下略

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

三月〇建武元年十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人、悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、〇中略其次ニ直垂著ノ雜人等百餘人、警蹕ノ聲高ラカニ、傍ヲ拂テ被供奉タリ、

〔園太暦〕延文二年九月廿六日、今年夢窓國師七年忌也武家可參向天龍寺云々、其間事、圓忠法師以狀談之、今日又有談事、

來廿九日、兩人詣寺之間著布衣可爲乘輿候、雜色下部者、可爲折烏帽子直垂候事、（勿論之由示之）懸總鞦於引馬候之條、不相應之所難候、可爲如何樣候哉、內々有御伺、示賜候者恐悦候、恐々謹言、

九月廿六日　圓忠判

左馬助入道殿

〔中村道樹武家裝束抄〕直垂〇中略は、無位の服にて、武士專用之、庶人百工輩といへども、亦烏帽子ひたゝれは著し來れるを、中古以來工商不著之故に偏に武家の服となりたるなり、

〔小林有之武家裝束抄上〕將軍家御裝束

直垂

烏帽子風折、懸緒紫組、　直垂精好、色緋、或は葡萄染、其餘定れることなし、　內衣白小袖　小サ刀御太刀ハ高家、御刀ハ侍臣持て從ふ、　蝙蝠　緒太

右は正月朔日、二日六日、其外紅葉山、東叡山、三緣山等御拜禮、二月、日光、久能、御鏡御項戴の日、御著用也、

直垂賣

雜載

大紋名稱

諸家裝束　直垂

烏帽子風折、懸緒紫組、

直垂胸紐、露紫組、袴の腰、白き練を用、　內衣白小袖　精好、色は緋紫、萌木を除て外は、何色にても用、但近き比萌木は諸家用らるゝと云へり、

小サ刀　蝙蝠　緒太

右は元日、及東叡山、三緣山等拜禮之時、侍從以上著せらる、國主は此時、絲卷の劍を持しむ、

〔七十一番歌合下〕五十八番　右　直垂うり

雲まきの町〇ひたゝれのすきかげにさしてさはらぬ月の袖笠〇中略

忍びあまる涙をいかにつゝまゝしまち直垂のせばく短や

〔貞丈雜記五裝束〕一まち直垂と云は、出來合の直垂の事也、〇下略

〔西宮記臨時十一〕成勘文事

勘申可著欵左右獄囚事〇中略

曰佐吉助　贓物〇中略　菱細直垂一領〇下略

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕一條院御時、御秘藏の鷹ありけり、たゞしいかにも鳥をとらざりけり、〇中略栗田口十禪寺の辻につなぎて、行人に見せられたりけるに、たゞのひたゝれ上下にあみがさきたるのぼり人馬よりおりて、此鷹を立まはり立まはり見て、あはれ逸物、上なきもの也、〇下略

〇

〔書言字考節用集六服食〕大紋直垂（タイモンノヒタヽレ）諸大夫著服。

〔倭訓栞前編二十五比〕ひたゝれ〇中略　布直垂は諸大夫著す、俗に大紋といふ是也、

大紋製作

〔西三條裝束抄〕直衣同布直垂○中略

布直垂ハ諸大夫著ス、是ヲ俗ニ大紋ト云、大ナル紋付タルニヨリテ云カ、

〔西三條裝束抄〕直衣同布直垂○中略

俗ニ大紋ト云フ、○略中緒ハ打紐也、前ニテムスビテ下ル、下モ上ニ同ジ、長キ袴也、素襖袴トノ替リ目、ムナ緒、革ト打紐トナリ、

〔青標紙〕衣服制度的例

一大紋、○略中扨大紋の色、古くは淺黄を用ひたるが、今は色定まらず、又地相は、古は都て常の晒を用ひたるが、當時は、絹麻、龍紋麻、琥珀麻、五郎丸など用ゆ、何れも略儀なれども子細なし、紋は數九ツを本式とすれば、腰の下の紋なきを吉とす、上に五ツ、下に四ツ附る家あり、是可然事也、紋は如何樣にも目立樣に付べし、兩胸より垂結ぶむな紐、袖の端を通したる袖結の露又菊とぢ、直垂と同じく紫を用る事憚べき說あれ共、或家にて此事伺はれしに、不苦之由御沙汰有之、扨袴は下とも腰共いふ、白の精好を用る事本式なれ共、さゞら絹、白布等用ひ苦からず、當時は直垂大紋共に、前に帶を結び下たれども、古實はくゝり卷に、わなもはしも取合せまくべき也、裾ぐゝりは下結なり、本式はくゝりを入べき事なれ共、今は略していれず、又さゞぼり袖の仕立は、至て近來の事なり、

〔小林有之武家裝束抄上〕諸家裝束

布直垂○略中

胸紐、露、紫紅の外、何にても用、袴の腰、白き練を用、○略中色定無し、裁縫直垂に同じ、○略下

〔中村道樹武家裝束抄下〕大紋

紋は上に五ツ、下モに前ニツ、手置と云後ロに一ツ、左右相引各一、都合十なり、淺黄、空色多し、花色、玉子、煤竹等もあり、其形無官の素襖に似たれども、糸打の露紐、練貫の腰紐、拵じて、直垂の仕立に違事なし、

大紋地質大紋色目

大紋は、十に八九、袖口にひだを取たる多し、御奏者番などは、行ゞ袖等もちいさくし、或は前の袖の付ゞをくりたるもあり、

腰紐白練にては、そらどけすとて、白眞岡晒木綿を用る人もあり、御奏者番多用之、

〔貞丈雜記五裝束〕一今の世、布の直垂に、家の紋付たるを、大紋と名づく、○略中今の大紋の紋付樣、古の裏打直垂の紋の付樣をうつしたる物なるべき歟、大紋と素襖と似たる物なれども、違たる所あり、紐、菊とぢ、露、スアフハ草也、大紋ハ丸クミノ緒ナリ、古の裏打は革を用、紋の付所、大紋も素襖裏打も、上は同じ事也、大紋の袴は、後腰を白練にする故、腰板の所に紋はなし、裏打も同じ、素襖は腰板の所に、小く紋を付る、大紋は、あひ引に紋有て、尻のあたりに紋あり、大紋は、袴の前股のあたりに、左右に紋あり、すはかどあり、古のうら打も、大紋の如く、袴のあひ引に紋有り、尻のあたりにも紋ありし也、

〔將軍德川家禮典附錄一〕寬永三丙寅年九月六日

一二條御城行幸○略中

帶刀之輩二行

左

三好勝左衞門直重

右步行、烏帽子萌黃大紋に、金薄を以て唐花を紋所に貼し、絲鞋を著し、金熨斗付太刀を帶す、

〔中村道樹武家裝束抄下〕寶曆之比、南部大膳大夫、柳間諸大夫にてありし時、精好龍門といふ物にて、桃色の大紋を染させ、其上を紋ぐるみ一面に、藍にて染たりければ、紋も見えわかず、さながら直垂の如く、同席の人々、奇なりとす、

右

能勢治左衞門賴重○以下姓名略

大紋著用制

〔青標紙〕衣服制度的例

大紋之紋所之事　寛政十二申年正月朔日、大久保安藝守、大紋之色、煤竹色に、紺に而紋所付、著用罷出候處、御禮有、安藝守著用大紋、紋所付方、紛敷由、采女正殿、大目付御目付江御沙汰有之由、右ニ付、大目付安藤大和守ゟ、安藝守家來呼出、右樣紛敷裝束致間敷旨達有之、

〔小林有之武家裝束抄上〕諸家裝束

布直垂（大なる紋を付る故、俗に大紋といふ、○中略）

右は五位の諸大夫著せらる、寶永の末に、狩衣に改められし事あり、後又故の如し、○略下

〔中村道樹武家裝束抄上〕御直垂被召候節御儀式

五位　大紋

年頭幷御祭禮御宮御靈屋御參詣

供奉之面々裝束

諸大夫行列　大紋

御同朋　大紋之上白袴

三月勅使參向

御靈屋參詣之節、御馳走大名豫參、大紋著、勅額門石壇迄出迎、高家寺社奉行同斷裝束、

若君樣、山王御宮參、供奉之裝束、

御刀脇差御小姓、大紋若年寄、大紋御側、大紋大目付、大紋御同朋之服（御裝束之日著之）

大紋之上、（黃茶之露紐、袖三家同斷、紅露紐を用、總角を結、）

白袴（大紋の下に同じ、白練を用、仕立直垂の通り、上下替りたる大紋なり、）

少刀

大紋皆具

熨斗目紅裏、紅むく、白むく、

紅を著者は、頭（カシラ）ばかり也、平（ヒラ）は不ニ著用一、

京都にて、攝家清家之諸大夫、或ハ諸司之官人等、大紋の直垂著す事は近代也（○略節）

〔火打袋〕今世武家服制（○略中）

大紋　諸大夫著之（○略下）

〔將軍德川家禮典附錄三〕元文二丁巳年五月廿二日

一今曉寅之刻於二西丸一若君樣御誕生被レ遊（○略中）

一右御誕生（○略中）御墓目御矢取御用（○略中）和泉守（平○松）は、大紋著之（○略下）

〔將軍德川家禮典附錄十八〕正德四年甲午十二月四日琉球人音樂被二仰付一候次第

一薩摩守（江）帝鑑間ニ而御料理被レ下、老中出席及二挨拶一、

饗應奉行

給仕

一兩使（江、○與那城王子、金武王子、）殿上間下段ニ而御料理被レ下、老中出席及二挨拶一、

饗應奉行

給仕

井上讃岐守

川勝能登守

松平伊勢守

進物番（假大紋○下略）

稻葉若狹守

進物番（假大紋）

〔衣文愚童訓〕布直垂（俗號ニ大紋一、諸大夫侍之品著レ之、）

先烏帽子（風折、懸緒、）

次袴（同上）

次布直垂（付二其家紋一、直垂と裁縫替る事なし）

次少刀（同前）

次蝙蝠

〔小林有之武家装束抄上〕諸家装束

布直垂（大なる紋を付る故、大紋といふ、）

烏帽子（風折、懸緒、紙捻、）

内衣（鬢斗目小袖、夏ハ白帷子、）

蝙蝠扇（○中略）

正月紅葉山御社參行列には、絲巻の劍、或は野劍を小刀の上に、啄木にてつくるなり、

〔火打袋〕今世武家服制

大紋　諸大夫著之

布の直垂也、色不定、家の紋付る、

風折ゑぼし、かけ緒紙捻、内衣のしめ、太刀　右同斷（○糸巻小刀）　布直垂（○略註）　小サ刀　常時右同斷（○小刀打刀）

古事類苑

服飾部十二

素襖

素襖ハ、スアフト云フ、字或ハ素袍ニ作ル、其製直垂ニ類シ、麻布ニテ作レリ、素襖ハ鎌倉幕府ノ頃ニハ見ユル事無ク、當時ハ專ラ水干直垂ヲ以テ武家ノ常服トセシヲ、足利幕府ニテハ、素襖肩衣ヲ常服トシ、中士以下ハ晴レニモ之ヲ著タリシモノニテ、射場始、犬追物ノ如キ日ハ、爭テ華美ヲ盡シ、ナリ、當時之ヲ射手素襖ト稱ス、又酒宴ノ席ニシテ、著用ノ素襖ヲ脫ギテ、人ニ贈ル事アルヲ、素襖引（ヒキ）ト云ヒ、猿樂ニ見物人ノ脫ギテ纏頭トスルヲ、素襖脫（ヌギ）ト云フ、其ニ足利時代ノ風俗ナリ、德川幕府ニ至リテ、武家ノ禮服ヲ定メ、素襖ヲ以テ、無官ニシテ將軍謁見以上ノ士ノ著スル服トシ、正月元日、將軍宣下以下、式正ニ著用シ、射禮ニハ賤士モ著ル事アリ、諸侯ハ束帶ノ日、素襖著タル士ヲ召具スル例ナリ、

素襖ノ下（シモ）ハ長袴ヲ普通トシ、上下同色ナリ、或ハ色ヲ別ニスルヲバ、素袍袴ト稱ヘ、半袴ヲ著ルヲ、素襖小袴ト云ヒテ、上下色別ナリ、又小素襖アリ、袖幅普通ヨリ狹ク、下ハ半袴ナルヲ云フ、素襖ノ烏帽子ハ、風折（カザハリ）ノ一種ニシテ、俗ニ侍烏帽子ト稱ス、少年ハ小結アリ、小袖ノ色ハカケモエギ（夏ハ白帷子）或ハ大身（オホミ）替片身（ガハリカタミガハリ）替等アリシガ、德川幕府ノ時ニハ、熨斗目ニ一定シ、小サ刀ヲ帶シ、蝙蝠ヲ持チ、（或ハ持タザルモアリ）蘭（井）芥（グヾ）下（ザ）ヲ履ク例ナリ、

〔饅頭屋本節用集寸財寛〕素袍（スハウ）

〔書言字考節用集六服食〕素襖（スヲハカマ）又作二素袍一、或作二青襖一、

〔諸大名出仕記〕巡方（スハウ）、同肩衣にひだを取候はぬは、自由なる儀に候、○略下

〔倭訓栞前編十二〕すあう　素襖の音也といへり、源氏にすあをとも見えたり、布を用ゐて唐綾の襖に對したる名也といへり、大草紙にすきすあうは越後ぬのを染たるをいふと見えたり、又射手すあう、丸すあう見えたり、懸素襖は略也、袴なく烏帽子なし、

〔深窓秘抄〕素襖　上下（カミシモ）ト云

〔貞丈雜記五裝束〕一上下（カミシモ）と云事、今は肩衣袴を云、古はすあふ長袴の事を云、古は常に素襖に小袴を著する間、すあふ長袴の事をば上下と云し也、上と下と同じ色同じ紋にて、上下一對なるを云也、上と下と色も紋も違たるは、すあふ袴といふなり、

〔青標紙〕衣服制度的例

一素襖　全體素袍は、上古京都にて輕き人の裝束にして、布にて拵へて、文がらもなく、ざつとしたる物故、素と云ふ、襖は袍と同じ、上に著たる裝束の一體の名なり、

〔小林有之武家裝束抄上〕追考

一素襖はすあを也、あをといふものは、賤きものゝ著るもの也、裏ありしをひとへにして用る故に、素襖といふといへり、あをゝ、あふといふや（うにとなふ、○中略）和泉式部稻荷へ詣でたりしとき、雨にあひて、わらはの著たりける、あをゝかりて、著たるといふ事あり、去ぐれつる稻荷の山のうすもみぢあをかりしより思ひそめてき、といふは、かのわらはは、あをゝとりにゆきて、式部におくりし歌也、

〔春湊浪話上〕布直垂、革緒直垂、

京都將軍の比よりや、直垂專ら武家の官服となりて、今は四位の侍從以上は、精好の直垂、五位は布直垂なり、近代は是を大紋といふ、無位の武士は、布直垂に革をつく、齋藤助成記に、革緒直垂と

いふ、則是なり、畠山重忠、直垂に紫革の緒つけ、折烏帽子を著たりしと、義經記に見えし、いつよりか是を素襖といふは誤なり、本名革緒直垂なり、

素襖

素襖といふは、今の布衣といふものゝ名なり、稱名院おとゞの細流抄に、當時すあをとて著するは、狩襖の裏をのけたるものなりと注し給ふにて知るべし、狩衣を布衣とも、狩襖ともいひて、皆一物なる事は、諸記に明なり、素といふ字は、染ざる絹の名なれば是をとりて、飾を加へざるものを、素といふこと多し、銚子の柄を裏み飾らざるを素銚子といひ、韈をはかざるを素足といふ、皆是なり、素襖といふも、狩衣に裏も文もなく、飾なければ、其名をよぶ是を布衣といふは、後代の誤なり、

〔貞丈雜記五裝束〕一素襖（スアフ）の事、襖之字は、玉篇と云書に、袍襖と注したり、袍も襖も一類なるゆへ、玉篇に、袍襖と續て云ひたる也、袍襖は上に著る裝束にて、禮服也、此禮服は、官位ある人は、綾などを以て縫ふ也、無位無官の者は、麻布を以て縫ふゆへ、素襖と云也、素とはかざりもなく、庶相なるを云也、○略註公家の朝服に、○略註袍と云服あり、襖と云服あり、衣服令と云古書に、○略中武官の服を襖と云、○略註是は闕腋の衣也、闕腋（わきがあく）とは、兩方の脇をぬひふさがず、あけておくを云なり、此襖の事を、後代は闕腋の袍と云、本名は襖なり、

一素襖とも書き、又素袍とも書く、襖の字をよしとすべし、古書に皆襖の字を用たり、○略中貞丈云、素襖と云服、鎌倉將軍代までは其名聞えず、東鑑に見えず、其より已前の書には猶見へず、京都將軍以來の書に見えたり、古代は直垂を以て、庶人の常服とせり、按るに、素襖と直垂、裁縫違たる所なし、素襖も本は直垂なるべし、然るを京都將軍の時に至て、布直垂の紋のつけ所、腰紐、菊綴、胸紐等を變じて、素襖と名付て、直垂よりも、下品の服に定められし成べし、○略圖

製作

〔嬉遊笑覽二上服飾〕古へ賤の男といへども、みな烏帽子に素襖を著たり、あをといふは字音なり、玉篇襖、烏老切、襖袍也、とありて、うへの衣なり、高則誠が、琵琶記に、趙吾娘が墳を築く段に、鮮血淋漓衣襖などあるへ、た〻衣の事なり云、○中略　衣服令を案ずるに、武官の袍を闕腋といひ、兩腋を縫ふさがず文官の袍を縫腋といふ、兩腋を縫ふさがずして、そこに襴あり、闕腋の袍には襴なし、是を位襖と記したり、位によりて、色の定めある故なり、いづれも綾をもて製るなり、素襖は布にて製る故、その形少異なれ共、みな上に著るものなれば、准へて名づくるとなむ、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すあふの紐革の事、黑梅小紋の付たる、紀伊國革可〻然由申候、金仙寺は黑梅被用候し、むらさき革は、打まかせては付候まじき由、ふるき人被申候し、乍去近年あつかひも候はず候、當世見及候は、丹波目結、ひきめがはなどを、ひもに付られ候、さもあるべく候歟、又ひもはひとももんとて、昔より定りたる事にて候を、今は殊の外ひろく候、不〻可〻然候、又きくとぢは、すあふをほころばかさじが爲にて候得共、今はそく飯にて付候菊とぢも大に見え候、

〔御供古實〕一素袍の菊とぢの事、すはうのぬひ目を、裏よりすくひて付候方も候、又糸にても付候、又そくゐにても當代付候、皮の色は、何も不苦候、同は黑梅皮、又丹波目結可〻然候、むらさきをも用候、

一すはうの下は、ちゞめたるが本渡にて候、

〔諸大名出仕記〕髮立の事、○中略　きくとぢは、すゞしの糸をふしかねに染て用候、又素襖のは革にて仕候なり、

〔諸大名出仕記〕巡方、同肩衣にひだを取候はぬは、自由なる儀に候、先如常ひだを取候事可〻然候、

〔貞丈雜記五裝束〕一すあふのむねに付たる皮を、ひもともひも皮とも云也、○中略　一素襖に、ほそき革をむすびて、紋の上に付るを、きくとぢと云、○中略

一すあふ袴と云は、すあふの下にはく長袴の事也、すあふと、長ふ事もあり、○中略　すはかまの事を、

一すあふは、今誰も知りたる物にて、珍らしからぬ物なれ共、左に繪圖をあらはしおく也、すべて今人の知りて、珍らしからぬ事をも、書記して置べき事也、古の人其頃誰も知りたる事を記しおきたるが、今の世の證據になる事多き也、

素襖前

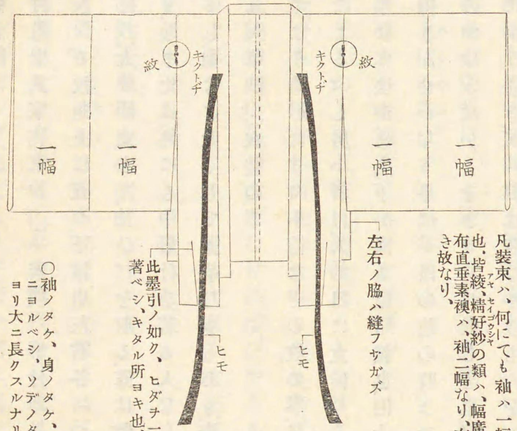

凡裝束ハ、何にても袖ハ一幅半の物也、片綾、精好紗の類ハ、幅廣き故也、布直垂素襖ハ、袖二幅なり、布ハ幅狹き故なり、

左右ノ脇ハ縫フヤカズ

紐ノタケ定ナシ、大ディヒザ迄ト〻グホドナリ、高倉家説、肩ヨリ膝口マデノ寸ト云ヘリ、

此墨引ノ如ク、ヒダチ一ツトリテ著ベシ、キタル所ヨキ也、

○袖ノタケ、身ノタケ、人ノ大小ニヨルベシ、ソデノタケ、小袖ヨリ大ニ長クスルナリ、

素襖後

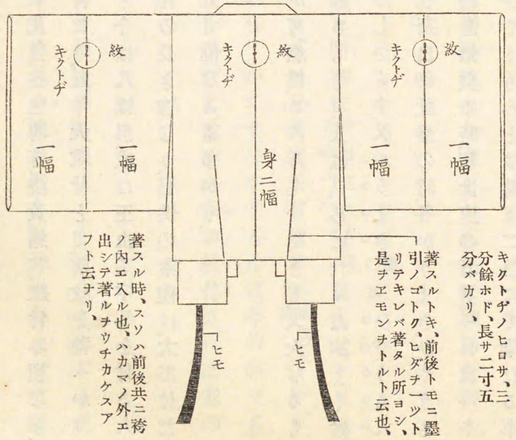

地ハ布也

キクトヂノヒロサ、三分餘ホド、長サ二寸五分バカリ、

著スルトキ、前後トモニ墨引ノゴトク、ヒダチ一ツトリテキレバ著タル所ヨシ、是チエモンチトルト云也、

著スル時、スソハ前後共ニ袴ノ内エ入ル也、ハカマノ外エ出シテ著ルチウチカケスアフト云ナリ、

〔小林有之武家裝束抄上〕素襖○中略

地質
色目
文樣

布、色定なし、紋の付やう、布直垂と少異なり、裁縫布直垂の如にして、胸紐露に革を用ゆ、袴の腰、常の袴と同じ、

〔中村道樹武家裝束抄下〕一素襖　形付あり、無地あり、色は花色、空色、薄柿、淺黄、媚茶、煤竹の類なり、大きなる紋を上に五つ、下相引左右各一つ、腰板に一つ付たり、近年大紋付とて、前紋を袖へかけて付け、大紋仕立とて、袖ひだを取る、露は紫革、柑子革、是も今は八幡黒、或は玉虫、茶宇等を付る人あり、近き比は、稀にも中形付を著る人なし、下(モヽ)は常の麻袴の長き物なり、召供の素襖は、大形付たる多し、袖など大くして、露革なきもあり、袴の長(タケ)も、貳尺五寸位なるも多かり、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すはう袴、かたぎぬ小袴などの紋の事、只目にたゝぬが可然候、さのみちいさきも、又大なるも人によるべし、房小者は、人の目に立候やうになるが能候、さもと有人は、只めにたゝぬがよく候、一すはうはかま上下かはるは略義也、但十五まではくるしからず、又かうまき(卷)〇紅ひやうもん〇は御きんせいなり、是は一段の晴の時、きせらるべき爲也、奈良御社參の時、各かうまき、ひやうもんのすはうはかまをきせられ候しと也、又礼の河原の勸進猿樂の時、觀世座の者共、一日は一やうにかうまき、又一日は皆ひやうもんをきたるとて候、ひやうもんとは、縱ば二色にて染たる事にて候、二色を三色四色に染分たるはくるしからず、それはひやうもんにてはなし、只色ゑたるなるべし、

〔御供古實〕一すはうはかまの紋を一ツにして、地の色を上下の色をかへ候て、召候方も候、大に略儀にて候、自然は細美などめし候事も候歟、何も略儀に候、若幼方抔はなをもくるしからず候歟、更に有間敷事に候、〇略　〇中

一ひやうもんの事、すはう、袴、染色何にても候へ、三色にて候得ば、ひやうもんにて候、あさぎ、梅、かりやす、など、此三色を、一ぐの内に染たるを、ひやうもんと可申候、何も別々の色を、三色いろどりたるを、ひやうもんと可申候、ちごわか衆は不苦候、又は人の小者など不苦候、又は同朋などの事、是も沙汰に不及事候、

〔貞丈雜記五裝束〕一すあふの染樣に、こうまきと云事有、〇略　紅の卷染也、布をかたく卷て、其上を糸にてかたく卷て、紅にて染て、後卷たる糸をとけば、糸の所は白く、外は紅にそまる也、今紅ゑぼりと云類也、一名を卷染とも云也、殿中日々記、寬正六年三月四日、花見の御成の事を記したる所に、御所樣上樣各御供衆、上下卷染也、(かうまき)一素襖の染樣に、とり染と云事有、眞鏡犬追物記ニ云、犬射素襖に、とり染とて、五色に細筋を押よせに、ゑぼり染にする事なり云々、

〔松岡辰方小素袍考〕一小素袍袴〇略　〇中

ひやうもんとは、三色に染分たるものなり、禁制のよし、條々聞書に(伊勢宗瑞記、大永年中ノ人)見えたり、又兒若衆は不苦候よし記せるものもあり、殊に晴の時は、ひやうもんを著候事有、當時(寬政年間)ひやうもん御禁制の御沙汰もなければ、ひやうもんにして子細有べからず、ひやうもんは、今のかゞんのごときものなり、むかしは家の紋を、素袍直垂等に付る事なし、當時必家の紋付、されば家の紋をひやうもんニして付べし、

〔青標紙〕衣服制度的例

一素襖〇略　〇中　地相は麻布古實なり、當時は五郎丸、絹麻の類を用ゆ、皆略儀なり、色定らず、多くは淺黄花色を本とす、古は大形の摸樣を付、或は上下と替りたる色、又小紋も有し也、胸紐菊とぢの處へ、ぬひ付たる革、色定まらず、袴の裾に紐を入べきを略して入ず、

〔親元日記〕寬正六年八月廿二日丁酉、御成(御供)細川殿、馬場棧敷犬追物(二百疋)今出河殿、上樣御比丘

種類

尼、御所々々、〇中略貴殿、〇伊勢守貞親備州、〇貞親弟、備中守貞藤、武庫、〇貞親子、兵庫助貞宗、御成已前御出、有御成即はじまる、〇中略貴殿御馬、鹿毛御すわふ、地かちん、越後布御もん島におもだか、ぬひめつけのとをりに、ひろさ三寸あまりのすぢ、一とをりあり、御小ばかま同上、くゝり入、〇中略武庫御馬、月毛御すわふ、地白地もんにひがきをかちんに、葛の葉を亂もんに、もえぎ御小ばかま、〇中略備州御馬、黒栗毛御すわう、地かちん、尾長鳥二ぬいめつけ、白〇下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すはうはかま、〇中略すきすはうとは、越後布を染たるを申候、是は六月七月兩月各著候、八月朔日より、あつきすはうにて候、當時すきすはう御免の御禮など申入られ候て、年中めし候事珍しき由、金仙寺〇伊勢守貞宗宣ひ候し、

〔年中恒例記〕五月五日

諸家透素襖著用之、七月晦日迄三ヶ月用之、本式は六月三十日ばかり也、すきすあふと申は、越後布なり、

〔御供古實〕一すきすはうの事は、六月中の物にて候、五月よりめし候人も候歟、略儀ニ候、七月迄めし候事も、略儀に候、揔じてすきすはうは、りやくぎにて候、すきすあふ越後布にて致候、

〔親元日記〕寛正六年六月廿九日乙巳、武庫〇伊勢兵庫助貞宗へ、蜷川出雲、御すきすわう、地ひがき、もえぎ、細美也、團扇一進上、佳例也、

〔走衆故實〕一正親町永祿參二月六日壬寅、午刻御義輝參内有之、〇中略御供衆細川典厩〇スキ素襖〇下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すはうはかま、〇中略もぢさよみは、かりそめにも、殿中へは著候はず候、かげにては射手すはう鞠などには用候つる、それもきとしたる時は、斟酌たるべきよし候し、

素襖袴

〔御供古實〕一もじのすはうの事、殿中へはめし候まじく候、〇中略射手すはうには不苦候、

〔貞丈雜記五裝束〕一射手すあふとて、別の事なし、犬追物笠掛など射る時に著る、すあふの事也、名高き射手などは、人の目に立ツ樣に、風流に染て著る也、犬追物の時著るを、犬射すあふと云、笠掛の時は、笠掛すあふと云、すべては射手すあふと云也、首書射手すあふは、袖を常よりもちいさくする也、

〔御供古實〕一すはう袴にて被召仕候時、そともゝだちを取候人御入候つる、是は大にあるまじき事候、もゝだち取候事緩怠至極候、

〔貞丈雜記五裝束〕一すあふ袴と云は、すあふの下にはく長袴の事也、すあふと同じ色同紋にする也、又すあふと長ばかまの事をすあふはかまといふ事もあり、

素襖小袴

〔成氏年中行事〕一公方樣御發向事、〇中略御跡ニ御沓ノ役以下、供奉之人々不知其數、仍御力者或十人或八人、又ハ六人、何モ出長頭巾トテ、黒布ニテクヽリテ、ウシロノカタヲバ、ヒロクシテ、中一所バカリ、トヂタルヲカブリシ、シロキスワウニ、ソメタル小袴、引敷ニテ、太刀ヲハク、兄部ハ御長刀ヲ持、二番目ノ御力者、柄長杓ヲ持、其跡ニ小舍人、其跡ニ朝夕、其跡ニ御雜色、何モスワウ小袴ニテ、小太刀一宛ハク計也、御馬廻ニハ、御中居殿原、號御覺悟〇覺悟即恪勤面々、御劍ヲカツギ、スワウ小袴、ヒツシキ、小太刀一ツ充帶、數多御供申ナリ、

小素襖

〔驢驢嘶餘〕一門跡、坊官、武家出頭之時、一和尚一人、直綴、練大口、或ハ布ノ白袴也、自餘ハ素袍小袴、チイサ刀、先規如此、近代ハ皆直綴白袴也、

〔貞丈雜記五裝束〕一小素襖と云は、別の事なし、上は常のすあふの如くして、袖一幅半也、下は長袴を著ずして、袴のたけ、足のくるぶしまでとゞく程の、短き袴を著る事を云、長袴を短くしたる也、今の半袴也、染色紋などは、上と同じ樣にする也、今の半袴也、染色紋などは上と同じ樣にする也、

著用制

〔松岡辰方小素袍考〕一小素袍袴(家の紋ひやうも上下同地布、)色は定りなし、紅梅薄紅梅、黄、黄朽葉、もへぎ等、何色にても好によりて用べし、もよふを染出す事有、土佐光茂が畫し犬追物の繪巻物に、様々の摸様染出したる繪あり、又舊記例あり、袖一幅半にしたるを、小素袍といふ、袴も黒ぶしきり也、仕立様ならいあり、扨而小人は、わか〳〵敷出立れたるがよき也、されば紅梅などよろし、

片身がわり大身がわりなどいひて、二色のきれにて仕立、又は上下かわりたる素袍など、十五以前は著したる事もあれど、あまりに様かはりたれば、今は用がたし、

〔宗五大草紙上〕公方様諸家へ御成の事

一式の御成の時は、○略中御鎧、御弓、征矢御家によりて一色づゝ、役人定りて御前へ持參候、いづれも役人は、大口ひたゝれ、但こすはうの事も有歟、

〔年中定例記〕殿中從二正月十二月迄御對面御祝已下之事、○略中

一管領大かたびら、其外御相伴衆、御供衆、申次、小笠原以下、うら打也、結城進士同前、千秋檜葉三上、小すはう也、○略中

一四日○正月御盃なし、○略中御供衆申次番頭以下小すわう、○略下

〔長祿二年以來申次記〕正月十八日○略

一今夕鬮的始在之、(射手衆三人、近代畠山殿名字ニ伊勢同名、)參勤也、何も小すあふ也、

〔將軍德川家禮典附錄四〕寛政五癸丑年二月四日、○略中射手○鏑馬の人々十六人、伍列をたゞしくして馬を歩せ場元の方へ乘行、介添の士(小素袍に烏帽子を著、手ニ主の扇を持、)十六人同じく埒の中を歩行、○略下

〔衣文愚童訓〕素襖

武家無官人著之、又社家僧中行列之時具之歟於二公家一希ニ被レ用レ之、

著用法

〔小林有之武家裝束抄上〕素襖

右は無位の諸士并陪臣、事によりて著用す、

〔中村道樹武家裝束抄下〕素襖

御目見以上之人、布衣以前著之、又大廣間大名之召具、御譜代侍從以上之召具著之、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一永祿四年辛酉三月三日○略中

一御馬被レ御二覽一時は、御相伴衆、御供衆、庭上へ祗候、堂上之御衆は、庭上へ不レ及二祗候一、筑州もこすはうに著用仕かへられ候間、此時庭上へは不レ及二祗候一、

〔將軍德川家禮典附錄九上〕文化十三年丙子年三月廿一日

左之書付、大目付御目付江達之、

來月二日、公方様御轉任、大納言様御兼任、御規式有レ之ニ付万石以上之面々父子共、○略中

一諸大夫以上は束帶、其外布衣素袍、法印法眼は其裝束著用之事、

一五半時揃に候事○略下

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すはうはかま、上下かはるは略儀なり、但十五まではくるしからず、

〔今川大雙紙上〕躾式法之事

一御供之出立は、ゑぼしすはうはかまなり、但ゑぼし著ざる時は、髪をちやせんにゆふ也、又こし當をして、下緒をとめ、もゝだちを取て、きやはんをするなり、

衣類ニ付て式法の事

一主人御すはうなどをぬがるゝ時、持事、左の手ニて折懸て持也、左を上にする也、○略中

一主人にすはうはかまきせ申には、拠じてえもんに參る人二人前後に居て著せ申也、左の袖を

先入させ申、さて足をも左を入させ申なり、

〔今川大雙紙下〕酒に付て式法の事

一めし出し呑事、誰參候へとあらば、いそぎまいりて呑べし、主人又は賞翫の人の御盞にてあらば、いたゞいて酒をうけて、主人にさしむかひて呑べし、かた〳〵へむきて呑事いはれなし、殊更下をすつる事有べからず、きとのむべき也、ひぼをすわうと小袖の間へおし入て呑べし、

〔犬追物明鏡之記一〕一同〇著二素襖一時紐の留樣、前にて一結びして、一筋づゝ間を三寸計ほどに、袴の腰におしかふべし、又ひとつに取ても、押かふて置事可レ有レ之、何も不レ苦、

〔大的體拜記〕一素襖著の時、紐納る次第、左は如レ常刀の下に納て、右をば左の手にてまとひて、右の素襖と小袖の間へ押入べし、

〔犬追物付紙日記〕一素袍にて犬を射る時の紐をば、前にて二結びむすびて、前の小袴の緒へ、紐一筋宛別々に、間を二三寸置て押こふ也、一ッに取ても、前腰に押かふべし、又前にても二むすび結で、後の襟に紐むすぶやうにも結ぶ也、是は笠懸いる時と同事也、

〔貞丈雜記五裝束〕一素袍のひもの結樣は、ひもを眞中より二ッに折て、折めの方を取て、まむすびにしておく也、然ればもろわな結になるなり、もろわなとハ、兩方にわなある也、酌陪膳など勤る時、其外、手をしげくつかふ事ある時は、ひもの結たるをときて、小袖とすあふの間へ入て、内にて帶の通りにはさみ置也、舊記にひもを納ると〕あるは、此事なり、今ハ〕はひもを結事を知らぬ人多く、紐を下へ引くだして、はかまの前腰の内へ引入て置く也、古風を知らぬなり、

〔諸大名出仕記〕かけあさぎ、同かけもえぎの小袖の事不レ苦候、昔は逸申候、當時はすたり候、うら打の時なども、如何有べく候哉、小巡方の時は著用候也、

〔親元日記〕寛正六年八月廿二日丁酉、犬追物〇二百疋、中略、貴殿〇伊勢守貞親、中略、御すわう、〇中略御かたびら白、〇中略武庫〇貞親子、兵庫助貞宗、中略、御すわう〇中略御かたびらべにいらずの辻がはな、備州〇貞親弟、備中守貞藤、中略、御すわう〇中略御かたびら、かた身がはり、紅立すぢ、〇下略

〔將軍德川家禮典錄一〕年中行事　正月元日〇中略

年始御禮出仕之面々〇中略

無官　熨斗目　素袍〇下略

〔松岡辰方小素襖考〕一内衣熨斗目二ッ襟、若繻伴著候ハヾ、襟なし、袖もみへざるやうにして可レ著、襟袖みゆれば、三ッ襟ニなりて惡し、かけもへぎ、腰は一寸計の大筋たるべし、かけもへぎとは、もへぎの黑む程に染たる也、奉公覺悟記、かけもへぎの小袖は、若きものに似合候、おし出して被レ著候也と見へたり、其外舊記かけもへぎの事多あり、帶ハ同色を用べし、

一首書體筋ハ、摠體肩ヨリスソ迄、スジヲオルコトナレドモ、當時ハ一體ニスジヲオル事如何、時世ニシタガフベシ、サレバ筋ヲ尋常ヨリ長クオラスベシ、

一下著花色可レ然候、何色といへる定りもなけれど、伊勢伊勢守貞國朝臣の、かけもへぎの小袖に、花色小袖重著されたる古像あり、古風にして可二取用一事なり當時の淺黃小袖ハ、凶色に似て不レ好なり、兒若衆は、三襟もくるしからずといへども、二襟然べし、

〔倭訓栞前編十二須〕すわう　懸素袍は略也、袴なく烏帽子なし、

〔貞丈雜記五裝束〕一うちかけ素襖と云は、すあふのすそを、袴の内へ入れず、羽織を著るごとく、打かけて著るを云、無禮なる事也、うちかけ肩衣と云も、同じ心也、打かけすあふ、打かけかたぎぬ、打かけゑぼし、狼藉なる由、條々聞書〇宗五大草紙に見へたり、

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日〇中略

一出仕衆之事、〇中略御部屋衆、または節朔之衆、内には、楢葉などは皆々こすあふにて出仕也、

著用例
年始著用

射禮著用

同二日〇中略
一管領へ、年始之御成始在之、〇略中
兩御所之御供衆、何も裏打也、走衆はこすあふ也、
同四日〇略註
一武家衆、今日は小すあふ也、〇略中
次、公家申次、さいのきはへ參て、公家と申入て日野殿三條殿計被參也、以上是迄は前後出仕衆也、前に如申候武家衆は小すあふなり、
〔年中恒例記〕元三は大口直垂にて出仕也、但御部屋衆、走衆者は素襖也、節朔衆之内、檜葉一人は小素襖なり、
〔中村道樹武家裝束抄下〕素襖
元日、二日、御禮名代使者著之、
同附箋御卽位御祝儀に付、京都へ五萬石以上使者、
三日目、國守城主四品〇位四已上之使者、四品使者素袍、
四日目、五位、五万石已上大名使者素襖、
〔官中秘策十六〕年中行事
正月元日　卯中刻、百官登城、〇略中
一無官　髮斗目、素襖袴、〇略中
一在國在所之病氣獻上御太刀之使者、侍烏帽子、髮斗目、素襖袴、〇下略
〔篠葉集〕犬追物之覺書〇略中
一裝束〇略中

元服著用

射方奉行
烏帽子、素袍、小刀、髮斗目、　同服之侍四人を從ふ
日記役
烏帽子、素袍、小刀、〇略中
射手三十六騎
烏帽子、素袍、官位あれば狩衣なり、〇略中　素袍なれば、左の肩ぬぐ、〇略中
見物衆
大紋素袍以下なるべし
〔犬追物明鏡之記〕一素襖にて犬射る時は、紐を前にて眞結びにして、兩へわけて、袴の帶に押かふべし、又一ッに取ても押かふべし、又かたを打越て、後にて留る事も有べし、是は略儀也笠懸の時は如是留て、後にては糸にてとづるなり、
〔犬追物付紙日記〕一射手可具足次第之事、〇略中　左の素袍の袖をぬぎて、上より下へ、右皮の緒に引通し、左の方へ袖をまくべし、其後左皮を卷たる袖の見へぬやうに、重る緒を可結、〇略中　素袍の袖をば、昔より下より上へ取て、右皮の緒に卷て納め來たれど、上より下へすぐに引通して、納たるが仕合よき間、近來如是沙汰せらるゝ也、
〔將軍德川家禮典附錄四〕寛政五癸丑年二月四日初の卯の日、〇略中　午の半に及んで、射士〇馬、中略、列をたゞして乘出す、〇略中　馬には、さまざまの鞍置て、靜にあゆませ、從士二人に素袍を著せ、色ハ好に隨ひ、紋ハ主の定紋を付、折烏帽子を冠り、一人は代弓を袋に入、弓袋白布さしかざして從ひ歩、〇略下
〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午歲十二月十九壬寅日、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣、後改義輝、御元服之次第、〇略中

凶事著用

一今日定頼〇佐木嫡子、左京兆義賢、小素袍ニテ伺候、〇略中

一御祝過テ、晴經、高保、植綱、元造朝臣、盛正、貞清、小スワウ被著之、

〔倭訓栞前編十二〕すあう　大坂には元祿の末まで、庶人の葬禮に、素襖を著たり、時の奉行禁止せしとぞ、

〔將軍德川家禮典附錄六〕安政五戊午年八月十八日

巳刻御出棺、〇德川家定葬儀　申刻御葬送、

一御出棺幷御葬送ニ付、上野御先江相越候面々は、衣冠布衣、素袍著之可被在之候、御出棺御供相勤、直御葬送御供も相勤候面々は、靈前堂江被爲入候後、衣冠、布衣、素袍著替候而、御葬送御供相勤候事、

從者著用

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一御供之出立は、ゑぼしすはうはかま也、〇下略

〔大的體拜記〕一北小路室町新造花御所、御的次第、永享三年辛亥十二月十九日〇中略　中間は皆素襖袴を著る也、

〔深窓秘抄〕素襖、〇中略　下部ドモノ用ル也、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一永祿四年辛酉三月三日〇中略　一烏帽子すわうの衆幷人數被仰付、存分在之間、各不相殘烏帽子すわうなり、

〔續狂言記五〕素袴落

主アト是は此當りの者でござる、某明日參宮致す、夫に付身共の伯父ぢや人も、參宮するなら、ぢさせてくれい、參りたいと仰られた程に、さそひにやらふと存る、やい〳〵太郎くはじや有か、シテ太郎くはじやはあ是にをります、〇略中　主いていはふは、明日思ひ立て參宮致します、こなたにも內々參宮をたいと仰られましたまいらせらるゝかと、いふてとふてこい、〇略中　チヤウよふこそ

少年著用

心にかけてをこされた、〇略中　定てなんぢは供。するであらふ、〇略中　是は著古したれ共、此すはふをきて、めでたふ宮めぐりせい、太　此すはふを私に下ますか、チヽ中々とらすぞ、太　是は似合ませぬ、おしんしやく申ませふ、チヽはていらぬことといはず共、取てゆけ、太　夫ならいたゞきませふ、〇略中

〔中村道樹武家裝束抄上〕一御參內

寬永三年御參內、將軍家供奉之面々裝束、

諸大夫百六十二人　束帶騎馬

各召。具。

長刀一人　素袍を著、烏帽子なし、

素襖著三人　白張著三人　傘持一人

年頭幷御祭禮、御宮、御靈屋、

諸大名自分參詣

侍從以上直垂布衣、素襖、白張召具、

四品狩衣表大名素襖白張召具、〇節略

〔諸大名出仕記〕髮立の事、〇略中　支度の事、男子は長絹を著させ候平人のは布の素襖袴にて候、

〔驢驢嘶餘〕一御童子ハ、素襖袴ニテ、髮ヲサゲ眉ヲツクル、〇眉圖略

素襖皆具

〔將軍德川家禮典附錄四〕元文二丁巳年九月十六日〇中略

一左之通被仰出之

竹千代樣〇德川家治御宮參之節、布衣以上御役人之前髮有之候嫡子、騎馬ニ而御供被仰付候間、騎馬御供差支無之者、幷年齡共書付、三宅周防守、松前主馬兩人之內江差出候樣ニと被申聞候、〇中略

一竹千代樣御宮參之節、騎馬ニ而御供被仰付候面々、烏帽子小結素袍袴著用有之、〇下略

〔武家裝束皆具略記〕素襖

烏帽子

折すへ調子かけ色不定、古法平組、當時丸打、

素襖

布、色不定、胸紐革色不定、むすばず、はさみ置事略儀也、革品々習あり、

小刀　扇　帖紙　草履　小袖熨斗目夏染帷子

〔小林有之武家裝束抄上〕素襖

折烏帽子　俗に侍烏帽子と云、懸緒組を用ゆ、幼年の人は小結を用ゆ、

素襖　小刀　蝙蝠

〔親元日記〕寬正六年八月廿二日丁酉、犬追物〇二百疋中略備州、〇伊勢備中守貞藤、中略、御すわう、地かちん、尾長鳥二ぬいめつけ、白〇中略御腰物かいらぎさや、金作也

〔狂言記〕ゑぼしをり圖〇圖略　大名、ちやせんがみ、すわふ、ちいさがたな、

〔走衆故實〕一當御代八幡御社參之時、〇中略波々伯部兵庫所へ、飯能をよび候て尋申、雨ふり候て、きやはんをとり候へば、もゝはゞきをもとり候哉と申、中々の事、其分候、其證據には、天氣不定に候へば、もゝはゞきをば仕候て罷出、仍すはう著ながら取候やうのこしらへやうあり、うしろのたてあげをみじかく仕候へば、くりこして足ぬかれ候物に候、〇下略

雜載

〔中村道樹武家裝束抄上〕一日光御社參、紅葉山御宮拜、其外御裝束御成之節、供奉面々裝束、

御長刀　龜井坊　素襖脚半

〔供立之日記〕一烏帽子素袍の時、長具足は不可然、主のうつぼの事は、付させらるべし、御供の時も同事也、

〔御供古實〕一ゑぼし素襖の時、長具足は指て不被持候、共にて候弓うつぼつけさせらるべし、御供の時も、弓うつぼは被付候て可然候、〇中略

一長具足とは、何を申候やらんと尋申候へば、長具足とは、鑓長刀かまにて候、是をばゑぼしすはうの時は、さのみ好候て、持たせられ候はん事、無益に候然共ちと用心の時は、さも候はんか、是は常住の事にて候、但ゑぼしすはう、はれの時、御供には持候はんずる事、無用にて候、太刀もさのみ大なる太刀は、このみ候はず候、能程にも候はゞ、大なる太刀など斟酌にて可然候、大太刀も長具足の內にて候へ共、被持候方も候、揔別は無用ニ候、

〔貞丈雜記五裝束〕すあふ引と云は、古は酒もりの時、人に盃をさして、扨著たるすあふをぬぎて、盃さしたる人につかはす、たがひに如此するを云ふ也、

〔宗五大草紙上〕大酒の時の事同殿中一獻の事

一大酒の時、小袖引、すはう引、刀引、常の事也、小袖もすはうも、當座にきかへ候、刀もさしかへ候、さだまりたる法有べからず、

〔御供古實〕一小袖又すはう引の事、自他御引候て、軈てめし候事、定たる法儀にて候、

一小袖引の時、たがひにひかれ候て、めし候はゞ、すはう、又はかた衣抔は、めされ候はで、同朋又は

田樂猿樂などゑこう候はゞ、被遣候事可然候、寔御酒なかばの事たるべきに、たゝれ候てめされ候へば、なりあしく候也、〇略中
一すはう引の事、やがて其座敷にて、袴をも御引あるべし、兩方共にめしかへ候べく候、但小すはう小ばかまなどの時は、すはう計御ひき候べく候、又小ばかま共にも、くるしからず候、
〔花營三代記〕應永三十年十二月廿五日管領道端成、同御方成、初雪始也大名折紙千疋進上アリ、初會所成、又折紙有、增阿彌參、御服袖一被食寄被下也、自御方御スワウ被下、管領已下大名小袖ヌガル、兩御所御供人皆ヌグ、管領内者ヌグナリ、
〔今川大雙紙上〕衣類に付て式法の事
一まひ舞猿樂の類に、貴人すはふはかま等を下さるゝをば、袴を下に、すはふを上に、或は扇子に居ても、又はたゞ持て出て渡す也、
〔貞丈雜記五裝束〕一すあふぬぎと云は、猿樂に能をさせらるゝ時、すあふをぬぎて、猿樂にとらするあふ計ぬぎて、袴は著たるまゝにて居る也、別の素襖を著る事なし、是も酒宴の時の事也、
事也、翌日、猿樂その素襖を給りたる人の、家々へ持て廻りて、鳥目を申受る也、すあふぬぎの時、す
〔宗五大草紙上〕大酒の時の事同殿中一獻の事
一すはうぬぎの事、是も殿中にては、御ひたゝれ出候へば、皆ぬぎ候、前のごとく、舞臺へ持て出候てをき候、翌日大夫其外坐の者持て廻候、御ひたゝれの事は申にをよばず、めん〳〵などは要脚に上下をそへ被遣候、私にても同前、〇略下
〔大内問答〕一素袍ぬぎの事同殿中ニ而の御樣體の事
素袍の事、殿中ニ而も御座候、御ひたゝれを被出候へば、各々もぬがれ候、前のごとく舞臺へ持て出をかれ候、

〔諸大名出仕記〕猿樂等に素襖ぬぎ、又肩衣ぬぎ候て遣し候時、其儘素袍又肩衣不著が能候、
〔御供古實〕一御能などの時、小袖ぬぎの事、時分は難定候、乍去御能過候て、御酒之時可然候、夫も又座敷のやうにも寄べし、ふと壹人御ぬぎ候へば、其にをたがひみな〳〵御ぬぎ候間、寔あるまじく候、先其時のきやく人より御ぬぎ候事可然候、たゝみ候はで、何となく左に持右にて上をかゝへ候て、遣事可然候、別の小袖を著用候事はあるまじく候、小袖すはうかた衣同前たるべし、然る間炎天の時分、すはうぬぎ可然由申ならはし候、又主君など御小袖以下ぬがれ候共、たゝみ候はで、何となく可被遣候也、
〔親俊日記〕天文八年正月四日癸酉、一貴殿御出仕如例、年殿中御謳初、觀世大夫、同四郎祇候、何モ御服織筋拜領之、其以後大館左衞門佐殿へ、貴殿、藤宰相殿、細川右典厩御出、スワウカタギヌヌギアリ、

上下

上下ハ、カミシモト云フ、其名甚ダ古シ、然レドモ汎ク上下ノ色目文樣等ヲ同ジクスル服ヲ謂ヒシノミナリ、武家ニテハ肩衣ト袴トヲ合稱シテ上下ト爲シ、特ニ麻上下ト云フハ、麻布ニテ製シ、肩衣ト袴ト同質同色ニシテ裏ナキヲ謂フ、繼上下ト云フハ、肩衣ト袴ト色ヲ異ニシタルモノニシテ、德川幕府ニテ平服ト稱スルハ、肩衣ト長袴トヲ著スルヲ謂ヒ、大禮ノ時ニ之ヲ著用ス、夏上下ハ、戾絲、羅、精好、紗ナドニテ作リタルモノニシテ、六七兩月之ヲ著用ス、半上下トハ、肩衣ノミ著用スルヲ謂フナリ、而シテ慶應三年ニ至リ、令シテ諸役人ノ肩衣ヲ廢シ、羽織袴ヲ用ヰシム、

名稱

〔書言字考節用集 六服食〕上下（カミシモ）

〔安齋隨筆 前編九〕一上下　何にても上下一具したる服を、上下と云、

〔貞丈雜記 五裝束〕一上下（カミシモ）と云事、今は肩衣、袴を云、古はすあふ長袴の事を云、古は常に素襖に小袴を著する間、すあふ長袴の事をば上下と云し也、上と下と同じ色同じ紋にて、上下一對なるを云也、上と下と色も紋も違たるは、すあふ袴といふなり、

〔橘庵漫筆 二〕それ本朝は少陰の國にして、唯質實のみを欲して、文華を嫌ふが故に、國晏く民堅し、○中略武家に於は文華を更に用ひらるゝ事なく、肩衣袴をたゞ上下（かみしも）と云、佩刀差添をも大小とのみ唱ふ、上下（じやうげ）大小といへば、武家假初の禮服劒佩の儀表調へり、

〔昆陽漫錄〕上下

布衣記に曰、馬の時、僮僕者事、衞府の時は○中略中間六人、其儀は時に隨ひ、そへの若黨、中間跡に上下著召し具すと、布衣記は伏見院、永仁三年にかける書なれば、上下の名は久しきことなり、今の上下其制はちがひあるも、この名稱によるなり、

〔春湊浪話 上〕上下といふ服

香の上下、あさぎの上下、きちんの上下、赤き上下などいふこと、其外も古き書にみへし何程もあり、山海東鑑、著聞集、宇治拾遺、御かる記の類等、夫を近きころの名といふは、吾國の書にうとき故なり、或はまた此上下といふ名によりて、今の上下といふもの古く有しといふ據とするも又誤れるなり、昔も上下の裁縫の如き有し事は、上に論ずるごときなれども、ふるく上下といふは、みな直垂の事をいふなり、今の上下の事にはあらず、宇治物語にみへし、三善淸行の家の變化の畫をかきし古き畫をみしに、上下といふに、直垂を著たる翁を畫たり、其餘も直垂のごとく聞へたり、今も其唱なきにあらず、鞠の時にみな人の著るひたゝれの上を、裝束の上と唱ふること昔に相同じ、此服を上には

なべて水干といへども、是は誤にて、直垂の上なり、其製盤領方領の異る有て、水干と直垂は裁縫同じからず、

〔松の落葉 二〕上下

いにしへかみしもといひしは、上にきるきぬと、下なるはかまとをいへるにて、何とさだまれる事はなかりき、古事記應神天皇の御卷に、避上下衣服量身高而とあるにてしるべし、中ごろにいたりては、上下のいろひとしきをぞしかいへる、東鑑に、著紺直垂上下男といふこと見え、今昔物語には、あさぎ上下きたる翁といふこと見えたるを思ひわたすに、うへのきぬうへのはかまきたるを、上下きたるとはいはず、ひたゝれ素襖水干などに同じ色の袴きたるをいふことゝしられたり、家忠日記にも、慶長十年のことをしるせるところに、人のよそひに、あさぎこもんの上下ゑぼうしといふ事みえたり、此日記には、ゑぼうしをたぐへいへれば、いよ〳〵さやうにぞ見えける、たとへばあさぎいろの素襖に、同じ色の袴きたりといふべきを、あさぎ上下とはぶきて言みじかくいふは、中ごろよりのちかけての人のものいひのさまなり、東鑑なるは、直垂といひたれば、よくわかれたれど、あさぎ上下、あさぎこもんの上下といひては、上は直垂にや、素襖にや、水干にや、今はしりがたけれど、その世にはきたるをりのやうによりて、さだかにそれとしられたる事にて、かくはいへるなるべし、此ごろ肩衣小袴を上下といふは、むげに近き世よりのことにぞありける、慶長のころに上下といへるも今のにはあらじ、ゑぼうしをたぐへきたれば、今やうの肩衣小袴も、同じいろならんには、何の上下とも、げにいふべきことぞかし、しかいひて肩衣小袴としらるゝは、今の時代のさまなり、されば麻の上下といふもかみしもながら、麻なればなほ中昔のいひざまなり、さて肩衣は、萬葉集五の卷の長歌に、綿もなき布肩ぎぬのみるのごとわゝけさがれるかゞふのみかたにうちかけといへり、袖もなきものにて、昔はいたくいやしくまづ

しき人の、衣をかさねきることかたければ、さむきをりに肩にうちかくるものなりき、かゝればかたぎぬといふにぞありける、さるをたよりよきまゝに、たれも〳〵きるやうになり、はて〳〵はよき人もきたまひ、大内ならぬところにては、つひに禮服のかずにいりたるは、めづらしきことになん、

〔古事記中應神〕於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁登賣、不得婚、汝得此孃子乎、答曰易得也、爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、亦山河之物悉備設、爲宇禮豆玖云爾、自宇至玖以音、下效此、

〔古事記傳三十四〕上下衣服は加美志母能伎母能と訓べし、鎭御魂齋戸祭祀詞に、奉御衣波上下備奉氐とあると同じ、上とは衣を云、下とは袴を云り、○註略後にも吉部秘訓に、著白兩面上下、また著赤色上下など見え、其他の書等にも、或は淺黃ノ上下、或は赤色ノ上下など云ること多し、皆上とは、狩衣、直垂、素襖など、何にまれ上に著る服を云、下とは袴を云り、上も下も同色一具なるを、某色上下とは云り、さて又今ノ世に上下と云服ある其も下とは袴を云り、

〔今昔物語二十六〕飛驒國猿神止生贄語第八

今昔、佛ノ道ヲ行ヒ行僧有ケリ、何クトモ无ク行ヒ行ケル程ニ、飛驒ノ國マデ行ニケリ、○中略彼方ニ大キナル人鄕有テ、人ノ家多ク見ユ、然レバ僧喜シト思テ歩ビ行程ニ、此有ツル物荷タリツル男、荷タル者ヲバ置テ走リ向テ來ル、後ニ長シキ男ノ淺黃上下著タル、不後ト走リ來テ僧ヲ引ヘツ、○下略

〔宇治拾遺物語八〕是も今はむかし、下野武正といふ舍人は、法性寺殿○藤原忠通に候けり、あるおり大風大雨ふりて、京中の家みなこぼれやぶれけるに、殿下近衞殿におはしましけるに、南面の方にのゝしるもの、聲しけり、誰ならんとおぼしめして見せ給に、武正あかかうのかみしもに蓑笠をきて、みのゝうへに繩を帶にして、ひがさのうへを又おとがひに繩にてからげつけてかせ杖をつきて走まはりておこなふなりけり、

〔宇治拾遺物語十二〕今はむかし、陽成院おりゐさせ給ての御所は、大宮よりは北、西洞院よりはにし、あぶらの小路よりは東にてなんありける、大なる池のありける釣殿に、番のものねたりければ、夜中ばかりにほそ〴〵とある手にて、このをとこがかほをそと〳〵なでけり、氣むつかしとおもひて太刀をぬきて、かた手にてつかみたりければ、淺黃の上下きたる叟の、ことのほかにものわびしげなるが、○下略

〔續古事談二臣節〕松殿○藤原基房御時、內ノ女房宇治ニ參リテアソビケルニ、和歌會アリケレバ、人々アマタ參ケルニ、刑部卿重家朝臣アニヲトヽ清輔季經ナド一車ニテ參ケル道ニテ、ヲノ〳〵云ケル、宇治ニテハ、水干裝束ヲ著アヒタルニ、清輔ヲトナシキ人ニテ、アヤクズカミシモヲキタリケルニ、和歌ノ後、連歌アラムズラン、其時季經、アヤクズヲタテヌキニキル人ナレバ、トイヒタランニ、清輔ケシキバミテ、ソバヒラミマハシテ、コノ連歌ハ清輔ハナチテハ、タレカハツクベキトテ、ヲリベノカミニコレヲナサバヤ、トツケムズルナリト、各約束シカタメテケリ、○下略

〔運歩色葉集賀〕肩衣祝言之時、衣字可言絹字、

〔節用集加財寶〕肩衣俗衣

〔和漢三才圖會二十八衣服〕袴肩衣　俗云上下、加美之毛、

按今稱肩衣者古之褶也、相傳秩父重忠從賴朝狩于富士野、時以爲褶袖袴裾長、而無益于武士捷力、故始裁裾解去袖一幅、人僉感歎之、以來士庶人用之、呼其短袴曰半袴、長者名長袴、呼無袖褶曰肩衣、其以單麻布爲恭禮、或有裏者、或袴與肩衣異色者爲常禮、或著袴與襦者、最略式也、

〔春湊浪話上〕肩衣袴

肩衣袴といふもの又上下ともいひて、今の世武家にて貴きもいやしきも尋常の禮服となりぬ、此服の始をさま〴〵にいふ事あり、近衞龍山公の薩摩國へ下りおはしませし時に、島津龍伯とはかりて直垂の袖をとり、袴のすそを切て、作り出し給ふといふ又松永彈正久秀が所爲なりともいふ、或はそれより遙前明德元年、内野合戰正月元日に起ければ、殿中嘉會の面々直垂の袖を切て、義滿將軍に隨從せしに始るなどもいへども、是等の事たしかなる所見なければいかゞあらん、虚談なるが如し、夫より以前、此の肩衣見えし事あり、伏見帝の御時に畫かれし、法然上人の畫傳に、侍の郎等とみへしもの、肩衣に大口の袴著たりしもの品々見えたり、其後今川了俊の大雙紙にも、袖付ざる直垂といふ事見えたれば、後世に始りしものとも思はれず、猶往古を考るに、延喜の隼人式に、肩巾の領緋帛五尺とあれば、昔の薩摩の隼人などいふものゝ服なりし、ひれといふも、今の肩衣のごときものなりしや、又六月大祓の祝詞の詞にも、比禮掛る伴男とある、此比禮も同じものなるか、さらば此肩巾といふもの、昔健童などいふものゝ著るものにやありし、又御代の始に行るゝ、大嘗會の時の小忌の中に、形のごとくの小忌といふものは、今の肩衣といふものに似たりと聞し、是は神祭のものにて、肩衣のためしにすべき物にはあらねど、往古よりかゝる形の衣服有しはまがふべからず、かれこれ合せ考れば肩衣は肩巾の遺制にて、往古よりありしもさるべからず、

〔玉勝間三〕片衣小袴といふ物

二水記云、大永七年正月七日、早旦室町殿出仕、令見物、道永以下悉以片衣小袴也、〇中略とあり、片衣小袴といふこと、此外にもところ〴〵見えたり、今の世の肩衣半袴の事と聞ゆ、

山上臣憶良

〔萬葉集五雜歌〕貧窮問答歌一首幷短歌

風雜雨布流欲乃雨雜雪布流欲波爲部母奈久、塞之安禮婆〇中贏被引可賀布利、布可多衣安里

能許等其等伎曾倍騰毛〇中綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等和和氣佐加禮流可可布能尾肩打懸〇下略

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕近頃常陸國たかの郡に一人の上人有けり、大なる猿をかひけり、〇中略此猿〇中略いづくにてか取たりけん、下簡の著るてなしといふ布著物を著て、かまを腰にさして、あみがさをなんきたりける、

〔安齋隨筆前編二〕貞丈按、布可多衣は、布肩衣にて、袖なくして肩にばかりかゝる衣なるゆへ肩衣といふなるべし、是貧賤の者の服なる故、袖をば省略するなるべし、古今著聞集卷二十、魚鳥禽獸の部に、下簡の著るてなしといふ布著物を著て、かまをこしにさして、あみがさを著たりける云々、此手なしと云物、肩衣なるべし、手なしとは袖なし也、袖は衣手也、袖は衣の手也、されば歌にころもでともよむ、今世武家に用ゆる肩衣も、本はひだなし近世に至りてひだを取たる也、肩衣本は賤者の服にて、禮服にもあらざりしが、後に賤者の禮服の如くなりて、今にては おし出して武家の禮服となれり、松永彈正久秀が、素襖の袖を取り捨て肩衣をつくりはじめたりと云説あれども、それはそら事也、近衞龍山公の、薩摩の國にて作りはじめ王ひしと云もそらごと也、

〔人倫訓蒙圖彙六〕羽織師　はをりの仕立、袴足袋是仕立るを羽織やと號す〇中略日本の肩衣はむかしは、上下の男子大紋の裝束をきたりしを、中世にいたりて其袖を略して肩衣と名付し也、

〔經濟錄六〕章服〇中略

室町家ノ末ヨリ、海内戰國ト成、公家ハ彌衰へ、武家ハ亂世ノ騷ギ中ニ生レ、萬事ニ簡易ヲ好タルヨリ、章服ノ制毀レ、烏帽子直垂モ廢シテ、上下ト云服ヲ用ユ、上下ノ起ハ素袍ノ袖ヲ割去テ、胸ノ兩旁ニヒダヲ付タル也、今ノ長バカマ也、其後又ハカマノスソノ長ヲ嫌ヒ、是ヲ割去テ短ス、今ノ

半袴也、其後又麻ノ剛キヲ嫌ヒ、裏ヲ附ケ今ノ裏付上下也箇様ニ變化シテ、今ハ貴賤ノ通服ト成、上王公ヨリ下庶民迄是ヲ以テ禮服トス、

〔白石小品〕武家裝束ノ事

普廣院殿（足利義敎）ノ御事アリシヨリノチ、近習ノ人々上下ト名ヅケテ、スワウノ袖トリテ（肩衣トナヅク）小袴著テ扈從スル事出來タリ、（略）下

〔八水隨筆〕一昔素袍の袖をきりて上下にゑたりしは、松永彈正がはじめたるといふこと、よく人のゑる所也、麻上下のすそを切し事も遠からぬ事也、（略）下

〔本朝世事談綺〕上下

鹿苑相國義滿公の時、內野合戰、正月元日に起る事なり、殿中賀會輩、素襖の袖と裳をとりて事に從ふ、吉例と成る、細川賴之の所爲也、又說、信長公の時、松永彈正（久秀）これをはじむと云り、

〔青標紙〕衣服制度的例

一半上下、都而上下と言物は、足利家の頃、素袍の事にして、今の上下にあらず、足利三代義滿公之時、內野の合戰、正月元日におこる、此時殿中御祝儀として、出仕の面々、素袍之袖と裾とを結り上て出づ、是より上下之形始るとぞ、又其後十代の義稙公の有馬温泉へ御湯治の節に、供奉の內、走衆二十人肩衣半袴に小太刀をはかせらる、此時より始るといふ、何れか定かならず、なれども鎌倉年中行事に、出陣之節、金襴之肩衣に小袴として羽二重之結袴を著せし事あり、又靜物語に、梶原が靜を迎ひに行所の繪に、今之掛への肩衣袴を著せし體なり、されば今の上下と云ものは、鎌倉足利の頃より以後、專ら用ひられたる物と見ゆ、歩行に便利の爲に出來たるものなり、永祿の頃、松永彈正素袍之袖を切、肩衣とせし事、又慶長のころ、近衞殿の先祖東求院（龍山）といふ人、薩摩の國に逗留の時、肩衣半袴を掛へ給ふを始とするといふ說は皆非なり、

製作

〔倭訓栞（前編六）〕かたぎぬ　萬葉集に布加多衣見ゆ、今武家の肩衣袴は細川賴之製せり、もとひだなし、信長公の畫像もゑかり、秦元親伏見の邸にて、秀吉公を招請せられしに、結番の士皆三幅の袴を著すといへる是也といへり、されど鎌倉年中行事に、鎌倉殿には、金襴の肩衣に小袴をめきれしとも見えたり、

〔老人雜話（下）〕近衞龍山公は三藐院殿の父なり、衰微の時、さつまに在します、今用ゆる肩衣絹半袴は、龍山公の初製なり、素袍の袖を取れり、それに襞を加ふるもの也、

〔閑田耕筆（四）〕專齋の老人雜話に、今世の肩衣袴は、近衞龍山公薩摩にして制し給へりと紀す、世には松永彈正製せりともいふ、いづれか眞なるをゑらず、戰鬪の間、袖の長きを不便也とて、素袍の袖をきりて製せしよし也、玉露に宋渡江以來、士大夫始衣紫窄衫、上下如一、又云、紫窄袖衫、乃戎服也、出於兵興一時權宜、而相承至今不能改と記す、袖の窄きと袖のなきと、兵興一時の權宜に出るもの、其意全く同じく、永世改る事あたはざるも亦同轍也、

〔秇苑日涉十一〕肩衣

足利氏之衰也、海內紛梗、皇綱解紐、聲名文物、一切從便宜之制、迨織田氏之時、灰滅無餘、慶元已還雖已反正、未暇修禮文、因循至今、所謂肩衣即直垂始有此稱、迄足利氏之時、朝士多服之、（略）中今袴有腰版（コシイタ）、即以當腰聯袴也（當腰帶名）、遂如著袴在衣表者、蓋東山氏之時、茶會盛行、其茶室者不過方丈、故除袖短袴以便周旋耳、今雜樂部優人肩衣著袴表、猶不失古意、大抵人情日趨簡便、風俗日侈奢汰、六七十年前、士庶肩衣及袴皆用疏布、今通用麻絹、麻絹絲經粲緯、延喜式所謂純也、

〔萬金產業袋（五衣服）〕寸尺幷字類

麻上下　上伊北なれば△にて壹丈、さらしにて八尺、　下一丈九尺五寸

長上下　上右同斷　下三丈三尺、但下は四尺五寸づゝ六幅、外に六尺、腰ひもと襠に成、

○按ズルニ、△印アルハ、曲尺ノ記號ナリ、

〔白石小品〕武家裝束ノ事

普廣院殿、○足利義教ノ御事アリシヨリノチ、近習ノ人々上下ト名ヅケテ、スワウノ袖トリテ肩衣トナヅク小袴著テ扈從スル事出來タリ、○註略但シ其ノ肩衣トイフ物モ、始ノホドハ今ノ樣ニヒダメナドトルトイフ事ハナカリキ、肩衣ニヒダメトル事ハ、松永彈正久秀ガ、シ出セシ事ナリ、

〔孝經樓漫筆三〕足輕　中間　十德　肩衣　四布袴

奇異雜談集に、應仁中、足輕壹人清水に參詣す、○中略中間は肩衣今の如くにて又異なり、ひだなく袴のうへに著て、付腰の帶あり、猿樂狂言に今ももちゆ、

〔諸大名出仕記〕巡方、同肩衣にひだを取候はぬは、自由なる儀に候、先如常ひだを取候事可然候、

〔翁草百十八〕侍の禮服は、○中略肩衣のひだは信長公以來なるよし、先年織田貞置老人物語なり、

〔貞丈雜記五裝束〕一古は肩衣にひだなき證據、三光院內府記に云、半臂は如肩衣ニテ有裏云々、公家衆束帶の裝束の下に半臂と云裝束を著せらる也、○註略其半臂は袖なき物也、ひだもなき物也、古の肩衣はひだなき物にてありし故、半臂の形をいふとて、如肩衣といひたる也、其形似たる故也、今の肩衣はひだをとるゆへ、半臂の形に似たる事はなく、大に違たる也、○中略

一今の麻上下の袴の襞にすてひだとて、あひ引の縫めの所にて、ひだを細くして、それぎりにひだを取すて、又よせひだとて、總のひだを眞中へ細くよせてひだを取る事古風にあらず、近年仕正德享保ノ比ヨリ歟出したる事也、古風はひだのはゞ總樣へ同じ程づゝにまくばりひだをとる也、是を今はすぐひだ、とをしひだ抔と云也、かやうの事も段々古風をうしなふなり、

〔安齋隨筆後編十四〕一古の肩衣にはひだなし、今も春日の社人ひだなき肩衣を著す、今の富小路殿、ひだとらぬ肩衣を用ひられし也、

〔獨語〕つく〳〵と百年已來の風俗をおもひくらぶるに、餘所の事をば置て、江戶の人の風俗こそ殊に昔にかはりたれ、○中略男の肩衣と云ふ物、昔は麻の幅鯨尺の八寸ばかりなりしに、貞享元祿の比より幅一尺におよべり、

〔昔昔物語〕近きころ○寬延頃、中略よほど大身なる歷々も、肩衣の幅甚廣くして、鳥の羽をひろげたる如く成を著る人多し、此はやりの元は、○中略境町役者の舞臺へ出たる樣子よき故、幅廣きを眞似たる物とぞ、何れもよからぬ風俗を眞似給ふ、やめにして可然、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕衣食住の記といふものに、享保までは肩衣廣からず、元文の頃より橫麻のかた衣廣くなり、鯨ひげを入れ、肩を一文字に仕立、小舟に帆かけたる如く、地合も享保元文迄は、目すきばりとて、ゑやんとして、音なきやうに、粘かげんを好みしに、明和の頃より粘こはく、紙のぼりの如くなれり、袴も武家と町家は違ひ、襠マチを下げたるをば、町人仕立と卑しめしに、天明の頃は、町人のやうに仕立、急に馬に乘る事成がたし、

〔甲子夜話四十九〕高崎侯ノ祖輝貞ハ、嚴廟○德川家綱ノ御時ヨリノ人、ソノ著用セシ上下トテ、彼家臣ノ持傳ルヲ聞クニ、今ノ制ノ肩衣ノヘリニ、鯨ノヒゲヲ入レタル所ニ、捻リ苧ヲ入レタリ、四枚紙鳶ノ麻絲ホドアリ袴ノスソニモ亦同クヨリ縫クヽミテアリ、地ハ麤ナル麻ノ幅セマキモノナリトゾ、袴ニヨリ苧ヲ入レタルハ、立廻リニ蹴ヤブラヌ設ナランカト、彼家臣ノ語リキ、

〔甲陽軍鑑十下品第三十二〕氏康公○北條仰らるゝは、川越の夜軍は、天文七年七月十五夜と覺え候、氏康が廿四歲の時也、敵は兩上杉人數八万六千程有、氏康は、○中略八千の人數に白き紙にて胴肩衣をきせ、首とるべからず、斬捨にして、敵なりと云とも白き物きたるをばきるべからず、人をきりか

地質

けたりとも、うしろにて貝の音聞えば、其所へきたれと、三ヶ條申ふくめ、夜るの子の刻に、兩上杉旗本のかしは原と云所へきりてかゝり、〇下略

〔鳩巣小說下〕一天下武家ノ制法ニ相成候上ハ、不及是非コトヽイヘドモ、衣服ノ制餘リニ見苦シキ事ニ候、天下ノ萬國夥シキ中ニ、何レノ夷狄ニカ、袖袂ノナキ衣服著用ノ所有之ヤ、吾國ノ麻上下ト云物ハ無袖候、著用仕候事至テ憎ムベキ義ニ思召候、衣服ノ事ハ、武士トテモ昔ヘ歸リ候ヤウニ、近日關東ヘ御下知アルベシト被仰出候内ニ、御痘瘡ニテ終ニ崩御〇後光明ニテ御座候、承應三年九月廿日、寶算二十二歳、

〔成氏年中行事〕一公方樣御發向事、〇中略公方樣左折之御緣ヌリ、金襴ノ御肩衣小袴〇下略

〔貞順豹文書〕一もぢのかたぎぬの事、六月七月之間は可被用候歟、但夫も心やすき參會の事にて候、貴人の御前へは可有斟酌也、

〔和漢三才圖會二十八衣服〕袴肩衣〇中略

綟(モチ)肩衣綟音例、訓毛知、經緯以麻線織之、目麁如蚊帳、暑月著之、出於勢州津、名津毛知、最麁者名鬼綟鬼綟、

〔萬金產業袋五衣服〕夏物類

肩衣類、京織絹もじ縑(モジ)の字上中の品大ぶん有事也、色いろ〳〵小紋石餅付、呂の肩衣同上つもじ、勢州津ゟいづる、無地、小紋いろ〳〵、此外、鬼もじ紙布もじ島もじ洞もじ等しな〳〵、無地小もんいろ〳〵、絹もじ、津もじはしろにて切付(レケ)もあれば、肩衣だけに切り、定紋に染る事も自由也、

〔八水隨筆〕一昔素袍の袖をきりて、〇中略綟子(モジ)かたぎぬは、むかし評定所の給仕に、吉原の遊女出し事あり、其節三浦屋の高尾、夏のかたぎぬは、うすものしかるべからんといひしを、松平伊豆守〇信綱きかれ、尤の事なりとて、作られけるとなり、是は本阿彌幸通が子、次郎左衛門咄しなり、其後綟子肩衣に裏を付て、冬用ひし事は、小堀十郎左衛門政尹遠州三男なり作之也、

〔肥後物語〕家中質素之風行ハルヽ事

臣〇龜井道載諸國ヲ遊歷シ、士風民情等ヲ何國ニテモ心ヲ付見ルニ、幾度參テモ熊本ノ風俗ニ感ジ入リシ也、〇中略蒲生喜左衛門ト云ハ、彼地ニテモ名ヲ得タル人ナリ、同人廿四年ノ間奉行職ヲ勤ム、彼國ノ限アル役人ハ皆上下ニテ、夏ハ肩衣ヲ用ユ、喜左衛門漁人ノ用ル網ニテ肩衣ヲ作リ、廿四年ノ間、右ノ肩衣一ツニ濟セシ由承ハレリ、

〔甲子夜話四〕龍紋ヲ麻上下ノ代リニ用ルコトモ、左近始メラレシト云、一日著シテ德廟〇德川吉宗ノ御前ニ候セラル、ソノトキ左近ノ上下ハ何ナルヤト御尋ナリ、是ハ龍紋ニテ候、家來ヘトラセ候ヘバ、麻ヨリ保ヨキトテ悅候ト申上ラル、夫ヨリ世ノ中、龍紋ノ上下ヲ用始メシト云、

〔幕朝故事談〕公方家

公方樣、御不斷召は八丈縞なり、〇中略田安樣は郡内縞也、皆縞を御召被遊、三筋立の棧留の御袴に、御肩衣は羅(ウスモノ)に表をしたるもの也御繼上下と麻との間の時は、茶宇の御上下也、二丸樣御入など申時は、茶宇の御上下にて御登城なり、

〔世事百談〕純子の上下

禮服には、貴賤ともにおしなべて、麻上下を著用することなり、その外には、龍紋、絹の小紋などにかぎれり、昔は仕官の人なども繻子、純子の上下を著たるなり、今も越後の農家などにて、婚姻など、はれの時は純子、錦の上下を用ふときけり、戲場にては常のことなり、これらもみな古風のなごりといふべし、むかし純子の上下を著たることの物に見えたるは、寬永頃の記錄に、青柳某といふ人の、純子の袴くゝり股だちにて、羅紗の雨羽織、數奇屋足袋、高木履に、下人に傘をさゝせ通りけるといふこと見え、また白石遺稿に、むかしはしかるべき仕官の人は、大かた緞子繻子等の

裏付候上下を用ひられ候と承り及び候、ある人の親父は、しかるべき御役をつとめ、世のもてなしも大かたならず候人にて、齡もその頃五十計にても可有之、しかるに唐織の緞子の上下たゞ一具にて、日夜の昵近し候て、君のかくれさせ給ふ御あとまでも存生にて候ひしが、その上下のきれにて候とて、その子息の時に、茶入の袋にせられ候を、それがしも見たるに、花色の小紋なる緞子にて候ひきとあり、今よりおもへば、純子の上下を著用すること、奢侈に似たれども、たゞ一具にて日夜の昵近を勤められたるは、かの晏子が一狐裘三十年の類にて仰慕すべし、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人（萬石以上以下小身之旗本○中略）

天明の末、節儉の令一たび出て忽服飾を變じ、小倉木綿、京さんとめ、わけんたんなどをもて、袴に製し、津もじに裏つけて肩衣とせり、或は葛布に小もんがた打て袴となせるもあり、または肩衣は麻上下の上を著るもあり、○中略

寛政の末に至りては、漸また服飾の制も美しく見へて、○中略肩衣は絽にうら付、はかまは唐さんとめ、たんごじま、茶宇じまなど、思ひ〳〵に著せり、夏も絽もじなどの肩衣に、精好じま、絽よこ麻の島など袴とせり、

〔一話一言四十五〕流行落書之事

頃日江戸の流行もの、長大小にあじろ笠、小額のこして柏木染、麻肩衣に藁草履、○下略

〔天保市令〕

一上下地極微塵小紋（龍紋是迄拾五匁之處、引下十二匁五分、横麻是迄拾四匁之處、引下拾壹匁、諸麻是迄拾二匁之處、引下拾匁五分、）

一平微塵小紋（龍紋是迄拾貳匁之處、引下拾匁五分、横麻是迄拾壹匁之處、引下拾匁、諸麻是迄拾匁之處、引下九匁五分、）

一並小紋（龍紋拾匁之處八匁横麻八匁五分之處、引下七匁五分、諸麻八匁五分之處、引下六匁貳分、）

一細絹呂織兩面小紋（極みじん拾三匁五分之處、拾匁四分、中拾壹匁五分之處、九匁五分、並同九匁之處、七匁五分、）

一片面小紋（極上拾匁之處、八匁貳分、中八匁五分之處、同七匁三分、並七匁五分之處、六匁五分、）

一無地紋付（上黑拾匁之處、八匁五分、並黑八匁五分之處、六匁五分、）

一花色御納戸（六匁五分之處、五匁五分、）

一空色鼠茶淺黃（六匁之處、五匁、）

一無地上紺（拾匁之處、九匁、並八匁五分者、七匁五分、）

一麻上下紋付兩面（極拾三匁ハ拾壹匁三分、中拾壹匁ハ八匁貳分、並九匁ハ七匁、）

一紺紋付上（八匁五分之處、七匁五分、）

一薄柿淺黃（六匁五分之處、五匁、）

一花色上（五匁之處、四匁三分、）

一空色淺黃茶鼠之類（四匁五分之處、三匁五分、）

一木綿紋付花色御納戸（五匁之處、四匁貳分、）

一同茶鼠紋付（五匁ハ四匁貳分、）

一同花色御納戸無地（三匁五分ハ三匁貳分、）

一同極上紺（八匁五分ハ七匁五分、）

一同中（五匁五分ハ五匁、同並四匁五分ハ三匁五分、）

但羽二重、紗、綾、綸子、絽縮緬之類ニ至候而も、染方之義ニ付、少シ直段相增候義ニ可有御座候哉ニ奉存候、

本文染上直段、誂方注文ニ寄、染數相懸候儀ハ相對之儀ニ付、少シ直段相增候義可有御座奉存候、

五月（○天保十三年）九日

色目

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕肩衣袴をなじ色に候共の事
一肩衣袴は老たる若き物あひにより、色違事替事間敷候歟、但ひやう紋などは、れうじには著候はず候、二色を三色などに染分ては常にも不苦候由候也、肩衣袴同じ色に候共、もめんはかまはおもてむきへはいで候はず候、内々にては著候也、
〔貞順豹文書〕一かたぎぬにはかまの色も上下と同前也
一かたぎぬにはかまの色かはりたるは、内々にては不苦候歟、是も式々の時はむやくにて候、
〔中島攝津守宗次記〕一かたぎぬはかまにて出仕の御ともと有時は、かちんのかたぎぬはかま本なり、善悪に御はしりの時のよのばかまに別の色あるべからず、かちん本なり、
〔寒川入道筆記〕愚癡文盲者口狀之事
又このうつけに、はかまかたぎぬをこしらへとらせんとおもひ、色はなにいろがすきぞ、このめと申候へば、とかく老少不定ともにかちんがよひと申た事、
〔甲陽軍鑑十品第三十二〕甲州勢も手前に取紛信玄公いづ方に御座候も存せず、越後勢も其通也、然ば萌黄の胴肩衣きたる武者、白手巾にて、つぶりをつゝみ、月毛の馬に乘三尺計の刀を拔持て信玄公牀机の上に御座候所へ、一文字に乘よせ、きつさきはづしに三刀伐奉る、〇中略原大隅と申御中間頭、青貝の柄の御鑓を持、月毛の馬に乘たる萌黄の段子の胴肩衣武者をつけば、つきはづしたるにより、具足のわたがみをかけうちつれば、馬のさんづをたゝき、馬さうだつてはしり出候、後きけば、其武者輝虎なりと申候、

○按ズルニ、松隣夜話ニハ、此日謙信ノ著セル肩衣ヲ、青キ段子ノ胴肩衣トセリ、

〔信長公記十四〕二月〇天正九年廿八日、五畿内鄰國之大名小名御家人を被召寄、駿馬を集於天下被成御馬揃〇略中御小人衆あかき小袖にこう地白の肩衣黒皮之袴一統也、

文様

御内府〇信長之御裝束〇略中御肩衣ぺにどんすにきりから草也、御袴同前也、御腰にほだんの作花をさゝせられ、是は禁裏様より參りたる由也、
〔諸大名出仕記〕肩衣の色と同袴の色の替りたるを著候事略儀に候、少人には不苦候か、但是も心安時の事也、〇略中
小袖と同肩衣袴の色同やうなるを著候もあしく候、不苦とは申ながら、少めにたち候、〇略中
村掻染たる上下、同肩衣袴の事、依人著候、不苦とは申ながら、本々の參會の時は如何有べきや、先は如常縫め付可然候、地紋にして、それを紫にぞたるの事にて候、
〔石岡道是覺書〕一松平陸奥守樣御合口にて、不時に登城、御夜咄にも御出仕、或時御兼約にて出仕、正宗は異風を好候間、何も替り裝束之由、忠秋公にも紅茶うらの御上下被爲召候、然處正宗御酒宴の内、御次江御立候所、忠秋公を被見、扨々珍敷也、紅の袴を著候は往古有來候得共、紅の肩衣といふは、此年迄不見始て一覽之由、欺興被申候由、其節忠秋公にも御脇指に御手を掛ケ、御忿怒體にて、御にらめ付被成候由、
〔風流軍配團〕名殘の盃呑込まぬ不心底の詞は眞ある忠言
佐五郎死罪明日に極めぬれば、〇略中明朝未明に牢屋の門まで來てまたるべしと言渡さるれば、梅之助忝なしと罷出て歸り、翌朝白裝束に無紋の淺黄上下著し、家來に土器二枚新しき八寸にのせて持たせ、牢屋の門前に控へ待ちゐたり、
〔宗五大草紙上〕衣裝之事
一すはうはかま上下かはるは略儀也、〇略中又肩衣には、いにしへは、我紋をかならず付候つる、當時は、一向かはり候、乍去小袴もかたぎぬも、めにたゝぬやうに候が能候、
〔伊勢兵庫頭貞宗記〕肩衣袴の色に上下の事

一色に上下有由候、ひやう〇一本作レ定、紋などは常には御禁制にて候、其外の事はいかゞ候哉不レ存候也、

〔常照愚草〕一大和家に桐の御紋事、足利大和守せられたる其かたにより御紋候哉、但大和一人のやうに承及候也、そのゆへは常徳院殿様〇足利義尚江州御陣之時、佐渡守御紋のかたぎぬ著用候しをば、不可レ然候由被二仰出一候事、定而可レ爲二存知一、但被二申分一候つるか、其段不レ存候、近年は佐渡守子孫は、御紋を著用なく候し、兵部少輔政郡と申候しは、常徳院殿様御方衆に被二召加一、其後は申次をも被レ勤候つる、應仁亂中のかたぎぬに、きりの御紋を著用候事無之候き、

〔玉露叢〕一寛永十二年正月廿八日に、二ノ丸に於て、將軍家光公へ、仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、〇中略

一御慰トシテ御能アリ、亭主ヘモ、一役御所望遊バサルヽ旨、上意也、〇中略

一公方樣今日ノ御裝束ニハ、下ニ白御小袖、上ニ薄柿ノ小紋ノ御小袖ニ、紅裏紫ノ葵ノ丸ノ御紋所黑純子ノ御上下、〇中略土井大炊頭利勝ハ、小夜物ノ如クナル練地ノ大紋ノ染物ニ紅裏ナリ、扨萬ヲ摺箔ニシタル上下ヲ著シ、三尺計ノ金鞘張ノ大脇指ヲ指イカラカシテ歩行ナリ、一今日ハ、大小身ニヨラズ、御能ノ御役付アリ、〇中略政宗其時ノ裝束ニハ、下ニ淺黃地ニ、金紋ノ純子裏紅梅、其上ニヒワ鹿子ノ小袖ニ、金紗ノ五色ノ糸ニテ、廻リ七寸四方程ニシテ、雪ニ薄ヲ五所紋ニシテ、淺黃裏肩衣ハ戻子後前ニ唐團ト蔦唐草ヲ金ヲ以テ摺箔袴ハヒワダ地ニ色々菱ヲ、金紋ニ織付サセ、〇下略

〔享保集成絲綸錄十〕正德二辰年十月

覺

一御出棺〇德川家宣御供之面々、布衣以上は熨斗目長袴、布衣以下は熨斗目半袴可レ著事、

但熨斗目は、無地ニ而も腰明ニ而も、且又上下も小紋ニ而も無地ニ而も、可レ爲二勝手次第一、〇下略

〔幕朝故事談〕公方家淺明院樣〇德川家治薨去の節腰あきのし目、むぢのしめ、小紋の上下、むぢの上下、有合次第著用可レ致との御書付出るなり、

〔禮容筆粹五〕四季上下之事

いにしへは通じて素袍袴を著せしなりとぞ、未其信否を知らず、其色春三月は柳色柳のみどりに少黑みかゝりたる色也、夏三月は水色俗に云ふ淺黃の事也、秋三月は鶸色則ひわ鳥の色なり、冬は黑色、是則四季相應の色にして、尤其理よる處あり、此色はいにしへ素袍の色なり、さかれば當世の上下の色も、右をかんがへ侍りてこそ染べけれ、よつて麻上下を本式として、裏付上下を略義とせり、朔日十五日廿八日、其外臨時の會合心安き處に、裏付を用べし、武家には其家々の法式ありて、一へんに窮りがたし、當時江都流の事は云にやは及ぶ、又次上下は至而略儀也、尤官人のすべき事にはあらず、戻子肩衣は嚴暑のあつきをさのぐためにて、るか後の製也、公私の差別を分別して著用すべし、

種類

麻上下

〔萬金產業袋四衣服〕京染仕入物類

麻上下類長かみ共しも色小紋いろ〳〵、有紋付、石もち付あり、上伊北布下常晒是を上代かみかはりと云、かみ衣も共、常晒をとも地と云、中上下、小上下、著初上下此著初もちん所松竹に皆いづれも無地、小もん、色いろ〳〵、長上下出來合、多くは小もん計也、石餅付筋はあり、有紋はなし、

〔享保集成絲綸錄七〕享保十四酉年十一月

覺〇中略

一出し置候家來、御道具參候時之通、〇竹姫入輿　熨斗目著候格之者ニ、常々之熨斗目上下、外之者ニは ふくさ小袖麻上下、足輕ニは對之羽織著させ可申候事、

右之通可被相觸候、以上、

十一月

〔天明集成絲綸錄二十二〕天明七未年十二月

正月十四日、御年越ニ付、詰番當番之面々熨斗目麻上下著用候樣可致候、尤以來右之通候間、得其意向々江可被達候、

〔歎歲餘錄十一〕寬政九年二月廿六日、從町御奉行所被仰渡候書付、

此度於御本丸御能之節、御白洲ニ而、町人拜見被仰付候間、町々割付人數之分、髮月代仕、麻上下を著し、見苦敷無之樣ニ仕、御當日朝出之町々明ケ七ツ時前、壹番ゟ三番迄は、常磐橋御門江入、〇略下

〔幕朝故事談〕諸侯

自上召時は、いつでも麻上下にて出る事なり、平服なれば平服で可出と申來るなり、

朔望佳節にても皆麻にて登城の日にても、御用の義有之て令登城との時は、平服にて出るなり、御用筋不知故なり、麻にて出るは吉事なり、夫故召時は麻にて可出由申出すなり、平服の日にても同斷なり、〇略中

水野壹岐守、元日出御の時分獻上もの前に置、勝手に罷立候て、御目見不仕候處、伊豆守見咎、三日御目通差扣被仰付候、然る處ふくさ小袖繼上下登城致候に付、又御叱りなり、是正月七日迄の御目通差扣は、熨斗目麻上下にて登城致す御規定なり、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人万石以上以下小身之族本

安永天明の初のころは、〇略中麻上下も麻にてはせず、龍門琥珀麻太麻など、繭をもて織れるものにて製す、〇略中

天明の末、節儉の令一たび出て、忽服飾を變じ、〇略中麻上下はなべてみな諸麻のやれたるを著す、ゆきたけもみじかく著なし、藁のぞうりをはけり、

〔賤のをだ巻〕一翁が上下著習て十五六歳になる迄は、麻上下はよせひだとて、兩膝の中通りへ、いかにも細くよせて仕立たるが流行たり、

〔武野燭談六〕一綱吉公未相公の御時、公方家の御機嫌毎日伺はるゝに、麻上下を著有し、愼謹ましまし、御使歸參れば、御上壇に居られ、下の方にて御手をつき聞召るゝに、毎日達ふ事なし、獻上の菓子以下、何によらず差上られしものは、必役御目通にて調遣しけり、信敬御志隱れたるより顯れにけり、御本丸にして表御座の間に出御の間は、御上下を奉り、老臣以下退出して後に、常の御居間へ入せ給ふ、

〔武野燭談七〕一家宣公いまだ甲府中納言殿と申奉りし頃、日講を始られ、儒子を召、講釋仰付られけるに、麻の上下を召れ、正敷御著座有ける、寒天暑熱の時、講師には繼上下をゆるされけれども、御自身は麻上下也、

〔奥州波奈志〕とら岩

とらいは道辨と云し外りやう有き、寬政年中のことなるべし、大力大男のげんきもの成し、をひの若生時ならず麻上下を著して來たりしをとがめ、何故の禮服ぞととふ、若生曰、今日劍術のでんじゆすみしかへりがけなりといふを聞て、〇略下

〔青標紙〕衣服制度的例

一芭蕉布麻上下之事　享和二戌年、五節句式日之內、都而夏向芭蕉布麻上下著用致候儀、如何ニ

御座候哉、

附　目立不申分不苦候

〔四季草秋草冠服中〕繼上下

繼上下の事、今世肩衣と袴と色の違ひたるを繼上下といふ、是は古風なり、前にも云如く昔は肩衣と袴と一對にてはなし、肩衣ははなれ物にて、袴と一具したるはなかりしなり、今世は繼上下を略儀とするなり、是時世の風俗なり、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕常に仰けるは、略中また繼上下といふ事をはじめ、麻の肩衣に裏附し袴など、心のまゝ著すべしとぞゆるされける、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕衣食住の記といふものに、略中つぎ上下などは、享保迄は甚の略服にて、暖氣の時など著用し、冬は決して用ひざりし、元文の末、御役人平日は染上下に不及、つぎ上下、小紋縞類取交用候樣とありてより、押並てつぎ上下著用になりし、天明の今は歷々も極寒に用らるとあり、

〔甲子夜話七十〕或人林氏ニ問テ云、今武家ノ服、麻上下服紗小袖ニテ事足ルベシ、入ラザル繼上下ノ縞小紋ノ服ナド云雜色ドモ出來リテ、事多クナリシナリ、時アリテ改革セラレバ善政ノ一ツナルベシト、林氏答テ云、言ハルヽ所至當ノ論ナリ、然ドモイツノ世ニ成テモ、此事ハ出來マジ、既ニ京紳位袍ノ外ニ、直衣ト云モノヲ始メシヨリ、人情自然ノ雜袍ヲ好ムコトニナレリ、狩衣ノ色目尙更ニ品多シ、武家トテモ同ジ事ナリ、人情ヲ計ラズシテハ、如何ニ論ハ當ルトモ、其事ハ行ハレザルコトナルベシト、

〔幕朝故事談〕公方家

田安樣、五日一朝の時、繼上下也、御病後の御機嫌伺の時は裏付なり、夏は皆繼上下也、略中

諸侯

長上下

〔永野壹岐守、元日出御の時分、獻上もの前に置、勝手に罷立候て、御目見不仕候處、伊豆守見咎、三日御目通差扣被仰付候、然る處ふくさ小袖繼上下登城致候ニ付、又御叱りなり、是正月七日迄の御目通差扣は、熨斗目麻上下にて登城致す御規定なり、

〔貞丈雜記五裝束〕一今時長上下といふ人あり、あやまり也、肩衣長袴といふべし、長き下はあれども、長き上はなき物なり、

〔享保集成絲綸錄九〕寶永六丑年正月

覺

一御出棺（德川綱吉）之御供之面々、熨斗目長上下可著之事、

但熨斗目ハ、無地ニ而も、且又上下も小紋ニ而も無地ニ而も、可爲勝手次第事、

一落髮之面々、御葬禮之節熨斗目長上下可著事、略下

〔靑標紙〕衣服制度的例

一長上下　諸麻を用る事本式なり、當時は絹麻龍門の類を用る事略儀なれば、殿中は憚るべき事也、文化八年二月御暇の大名、絹麻の上下を用ひられたるが、內々御沙汰有之諸麻に替らる、又同年四月御暇の國主大名、龍門を用ひたる事ありしが、是も內々御沙汰有家の先格の由にて、押て用ひられたり、都而色相の事は定なし、古へは無地を本式とし、たま〳〵小紋を用ひたるもの也、享保の頃までは、殿中多く無地を用ひたるものなるが、寶曆の頃より追々小紋を用ゆいにしへの裃方は、袴の腰板堅狹して紐を腰につゞけて、付出して兩方へ引通したるが、今は切て別に付る也、又裾にくゝりを入れ、途中徒行の時は、結り上る事本式なるが、今は脇より別に緒を出して括るなり、但凶事には、黑染又淺黃の無紋を用る事なれば、嘉珍花色の無地は好て用ゆべからず、

夏上下

〔官中秘策十七〕年中行事

七月十五日　月次之御禮無之

一盂蘭盆會ニ付、紅葉山江御參詣、御白帷子、御長上下、

〔百一錄〕正德五年八月朔日、御太刀馬獻上、上使松平志摩守年來長上下著用、自去年著衣冠、今年亦衣冠也、

享保九年四月廿一日、家公〇日野資時黃門奏慶、〇中略獻上物使者長上下雜掌勤仕、雜掌一人長上下、

〔翁草三十〕豐後國城井彌三郎鎭房大剛士にて、城井谷の要害に籠居て、領主の成敗に從はず、仍秀吉公ゟ黑田如水へ內意有、如水方便をめぐらし、城井が女を甲斐守長政が妻に娶、其參會に城井を呼て、其座にて長政自ら鎭房を討果す、長政小姓喜多村長三郎、十二歲にて二の太刀を打、城井が從士切入處を、黑田家臣栗山備後守、井上周防守、後藤又兵衞以下、祝儀の裝束長上下にて、鎗追取、彼徒を悉く平らげ、鎭房が骸は秀吉の命に仍、磔に掛る、後藤は彼働の中にて云けるは、昔ゟ鎗も多けれ共、長袴の鎗は今ぞ始ならんと笑ふ、皆人聞之て、斯くいそがしき中にての戲れ、流石勇者の後藤程有と譽之、長政の室家此由を聞も不敢、

中々にきいて枯ぬるものならば誰ため織んはたものゝ上、と書て十九歲にて自害スと也、

〔將軍德川家禮典附錄十一〕右大將樣〇德川家定御婚禮之次第

天保十二辛丑年十一月廿二日〇中略

右大將樣江姬君樣〇家定配鷹司有子より被爲進

一御長上下　二具

御紋付加珍無地子持筋　一

御紋付花色小紋　一

〔四季草秋草中冠服〕夏上下

裕上下

夏上下の事、今世肩衣は戾糸、羅、精好、紗などのうす物を用ひ、袴に精好ひら、綾ひらの類、生糸織のうす物を用る事、是古のすき素襖より出たるものなり、宗五記に云、すき素襖とは、越後布を染たるを申候、是は六月七月兩月各著候、八月朔日よりあつきすあふにて候、當時すき素襖御免の御禮など被申入候て、年中めし候事、珍しき由、金仙寺東山殿代政所職伊勢伊勢守平貞宗號金仙寺、貞丈が先祖なり、のたまひ候し云々、越後布とは近世越後ちゞみといふ物なり、是にて素襖を縫たるを透素襖といふなり、うすく透通りて涼しきゆゑ用ひしなり、近世の夏上下は是より出たる物なり、

〔殿居袋〕武家年中行事

四月

朔日　五時、のしめ裕麻、今日ゟ足袋不用、月次御禮、其外御禮衆御三家方使者被差出之、〇中略

五月

朔日　五時、ふくさ裕麻、月次御禮有之、

〇按ズルニ、裕麻ハ裕麻上下ヲ云フ、

〔一話一言二十六〕南市令府簿書

延寶八年申四月十日、嚴有院樣〇德川家綱御代、

一今日於二丸酒井雅樂頭殿御茶被獻、堺町土佐淨瑠璃次郎三郎操有之、就上覽右爲役人與力頭方より拾人、熨斗目裕上下著、同心二十人、上下著、右與力同心共中番役にて出る、〇中略

延寶八年申八月廿五日、同斷、〇嚴有院樣御代

一新藤勾當被爲召候旨、土井能登守殿、出雲守殿へ被仰渡、勾當を與力同心、染裕麻上下著召連、御城中之口迄引連、與力は御廊下へ上り、坊主衆を以、內藤若狹守殿幷御目付衆へ申込、勾當は御殿へ上り、平家二句語之由、夜四半時退出、

裏付上下

〔瀬田問答〕一裏附上下幷ニ色ノ替リタル肩衣ヲ著シ候事、何頃ヨリ初レルヤ、享保ノ頃ヨリナド申傳ヘ候ハ、實說ニ候哉、

答　裏附上下ノ始、數年糺候ヘ共、慥成說ヲ得ズ候、凡大猷公（○德川家光ノ御代カト被存候、享保ノ頃ト申候モコトワリナキ事ニハ無之、當時繼肩衣ナドヽ申候テモ、夏カタ衣ニ裏ヲ付用ヒ候ハ、有德公（○德川吉宗）ノ御代、享保ノ初被仰出用ヒ候事ノ由申候、

〔八水隨筆〕一昔素袍の袖をきりて上下にゑたりしは、松永彈正がはじめたるといふこと、よく人のゑる所也、（○中略）裏附の上下は小堀遠州、茶の給仕する小姓にはじめてきせられしよりひろまりて、今常服となれり、

〔靑標紙〕衣服制度的例

一裏付上下　古くは都て麻上下を著せしものなるが嚴有院樣（○德川家綱）御代寬文の頃、夜分抔寒氣をふせぐ爲に著したるもの也、其後平生に是を用ゆるやうになれり、

〔裝束集成補十〕裏付上下

宗恒の比までは麻上下なり、八十年餘なり、夫より以後の比、此品始る、

〔政談二〕朽木土佐守ガ父伊豫守十八歲ノ時、大猷院（○德川家光）ノ御代成ベシ、同格ニ能有テ見物ニ呼レシニ、裏付上下ヲ不持ユヘ、見物ニ不得行ト也、二萬石餘ノ大名ノ總領ガ、十八歲マデ裏付上下ヲ不持コトハ、草履片々、木リ片々成風俗ノ世ナレバ也、當時ハ某式ノ者ノ子供モ、裏付上下ヲ持コト也、昔ハウラ付ノ所ヘ麻上下ニテモ著タル也、今ハ格式ノ樣ニ成テ、如何成者モ、上下モ小袖モ、帷子モ、數品揃テ持ヲバ成ヌ世界也、コレ制度ノ樣ナレドモ、誠ノ制度ト云者ニ非ズ、世ノ風俗ニテ、自然ト新規成コトヲ仕出シ、是ヲ見マネニスルヨリ、後ハ風俗ニ成テ、今ハ格式作法ト成タル也、譬バ裏付上下モ、羽織モ袴モ、皆平服也、然ニ羽織ハ略儀也、裏付上下ヲ著ベキ場也トスルコト、今ノ世ニハ有也、昔ハウラ付上下ト云物モナシ、右ノ差別ノナキ證據ハ、諸初ノ時肩衣ヲ取ト云コト有ハ、麻上下コト明也、

〔殿居袋〕武家心得草

天變出火遠慮中等心得（○略）中

遠慮閉門差扣之內、宅ゟ出火之節者、（○略）中御目見以上ハ裏附上下著御屆ハ親類名代、（○略）下

〔幕朝故事談〕公方家

御門番大名、御規式御成の節御成還御共、麻にてつめる也、御狩の節は朝計出る也、且裏付なり、

○按ズルニ、麻トハ麻上下ニテ、裏付トハ裏付上下ナリ、

〔近代公實嚴秘錄六〕美濃部左傳治殿中にて伯父美濃部勘右衞門を切ころす事

大御所吉宗公の小十人山高左大夫組に美濃部左傳治と云者あり、十八歲に成しが、至て短氣者なり、延享二年十一月十二日、泊番の節、つゝぢの間に寢所をかまへ、相休みけり、左傳二紹の肩衣をぬぎ置、つゞらの上に指置、寢入ける內に、相番の若手の面々いたづらに彼の紹の裏付かたぎぬの表の花色のうへに、祇天風に、南無阿彌陀佛と書て、誰かしらずにさし置けり、

〔將軍德川家禮典錄十二〕寶曆三癸酉年

十二月

一裏付上下之儀唯今迄は小紋と縞差別有之樣ニ候得共、以後は差別無之樣、大目付御目付江達之、

本文裏付上下は、通し上下とも云ふ、これは一種之物にして、世間一般に者不行ものに而、他より見る時は、麻上下同樣なり、地合は龍紋にして、麻上下之如く小紋を置く、裏は茶丸海氣

之類なり、これを裏付上下と云ふ、又は縞に而裏付を、通し上下と云、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人（万石以上以下小身之旗本）

安永天明の初のころは、島琥珀のうら附上下、夏は仙臺ひら、安中ひら、こはくひらなど、その價至て貴きものを袴とし、小身迄なべて著せし也、（○下略）

半上下

〔享保集成絲綸錄九〕延寶九酉年四月

覺（○中略）

一壹万石以下三千石以上之面々、使者（○徳川家綱一周忌香奠獻上使者）は染帷子半上下ニ而、四時より九ツ時迄之内、二王門前大腰掛迄被差越、本坊江可被獻之事、

一此外之面々使者も染帷子半上下ニ而、九時より八時迄之内、二王門前大腰掛ヶ迄被差越之、本坊江可被獻上事、

右之通、五月九日ニ可被獻上者也、

〔百一錄〕正德五年十月二日、伏見新宮御首服御參内、（○中略）御轅白左右布衣八人、半上下青侍無之、入車寄御門到長橋玄關、

〔將軍德川家禮典附錄十一〕右大將（○徳川家定）御婚禮之次第

天保十二辛丑年十一月廿二日（○中略）

右大將樣江姫君樣（○家定配鷹司有子）より被爲進（○中略）

一御半上下　二具

御紋付加珍無地子持筋　一

御紋付花色小紋　一

著用制

〔御供古實〕一かたみがはりの事、かた衣袴の事、十四五迄可有著用候、

〔御供古實〕一もじのすはうの事、殿中へはめし候まじく候、かた衣の事も同前にて候、射手すはうは不苦候、

〔今川大雙紙上〕衣類ニ付て式法の事

一あそび者に小袖を出す事、是は式體すべからず、立ながら出すべき也、すはふ袴同前、またしやくに立たる人、肩衣ぬぎあるともぬぐべからず、過てぬぐべし、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕もぢのすわう同肩衣の事

一殿中へは無著候、貴人の御前へも同前に候、内々にては不苦候也、

〔青標紙〕衣服制度的例（○中略）

昔は肩衣と袴と一對にてはなし、肩衣ははなれ物にて、一具したるはなかりし也、扨陪臣にて肩衣を著する事は、明暦大火前後より始まれり、其以前は御老若、寺社奉行にて、家老の上座たるもの、是を著せしものなりとぞ、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕常に仰けるは、むかしは上も下も奢侈をしらず、萬の事簡易なりしかば、費用事たりて、諸民安穩なりしが、太平日久しきにしたがひ、人々華美をこのみ、奢にたける風俗となりし故、世中自らとぼしきにいたれり、衣服調度すべて數多くなり行しは、よからぬならはしなり、常憲院殿（○徳川綱吉）御代のはじめまでは、上下は皆麻をのみ用ひしときけり、今よりふたたび古の風にかへし、裏附し上下を禁じ、麻のみを用ひしめば、花美をのぞくの一端ともなるべし、先我身に行ひ試むべしとて、享保の中頃三月ほどの間、終日麻上下を召ておはしけるが、いかに思召けるにや、此事は仰出されずしてやみぬ、されど諸大夫の人々も、平日白小袖を著るに及ばず、縞また小紋の小袖、心のまゝに著すべし、また繼上下といふ事をはじめ、麻の肩衣に裏附し袴など、心のまゝ著すべしとぞゆるされける、

著用法

〔殿居袋〕諸御門番所御法令書〇中略

一大手御門〇中略

拾万石以上之衆御譜代家勤之、番侍拾人之内、番頭壹人物頭壹人常肩衣著、平士羽織袴著、〇中略

一内櫻田御門〇中略

右三ヶ所〇西丸、大手、内櫻田、御門番之頭取を、番頭役と書上、〇中略於陪臣、御城内ニ而、平生肩衣著用之儀は、三ヶ所番頭之外無之事、〇中略

一外櫻田御門〇中略

一番士五人羽織袴、〇中略番頭も同服、肩衣著用者不相成候事、

〔柳營秘鑑五〕享保年中行事之略

正月三日〇中略大納言樣御肩衣、御側衆渡之、老中西丸、老中三之間、菊之間板縁にて大夫に渡之、歸座之節、御三家江肩衣可被脱旨、會釋有之、夫より出仕之面々江も、何も肩衣可脱旨傳之、尾張殿、紀伊殿、水戸殿江上意有之、老中出座、御祝儀申上、〇下略

〔武江年表十一〕慶應三年三月朔日より、諸役人繼上下（カタギヌ）を用ひず、袴外套（ハフリ）著用すべき旨を令せらる、

〔桃源遺事四〕一西山公御國元にて、年始の御規式、諸士布衣素襖を著し候儀、延寶六年戊午年より、御はじめ被成候、小姓頭以上を布衣とし、寄合指引より、中山備前守組付まで素襖とし、夫より以下を、上下と御定め被成候、總じて加樣の儀も、廢たるを興し、絶たるを御繼候よし、

〔中島攝津守宗次記〕一はかまをきる時かたぎぬの事、袴へあしをいれてのちに肩衣をきるなり、きるものゝゑりと、かた衣のゑりと、をなじ物にきる事本なり、

〔武家裝束抄三〕一近衞大閤、家熙公寶永中、久々東都におはせし時、常には直垂を著給ひしに、袴のうへにかみをうちかけて、狩衣のやうにあてこしにて結たまひしと、見たる人の語りし、古は直垂も素襖もかくこそありけめ、今もさるがくといふものに狂言するものゝ上下を著るには、先袴をきて、かた衣を上に著、あてこしをする也、古風の遺れるなるべし、

著用例

〔年年隨筆四〕親鸞聖人の門徒の在家、朝夕の看經に、上下の上ばかりをきる有、又輕業力持のはやし方、上下の上ばかりをきるを、をかしき事におもひこしに、十訓抄に、大原の聖達四五人ばかりつれて高野へ參けるに、河内國石川郡に留りけり、家主は紺の直垂ばかり著て、袴はきず云々とあり、むかしもさるためしありけり、

〔伊勢貞親教訓〕一朝には疾起て身を清め、衣を肩衣の上に懸て珠數を取、奉信處の佛神三寶、殊に御氏神を奉禮者に隨而法施をさゝげ、武命長久、家門相續の可奉祈嘉運、

〔走衆故實〕一惠林院殿樣〇足利義稙御代、有馬の湯へ被入候時、右京兆高國往古より加樣の御用心の時、又遠路などにて候へば、管領より廿人走衆被參候つる由候、御輿をもひかせ候はん間、被參候はん由被申候、〇中略惠林院殿樣所詮六借被思召、御用心も入候はず候、又御輿をもひき候事も候はず候、爲其御輿かき多くめしつれられ候由候て、京兆衆はじめつれられ候はず候、走衆廿人かたぎぬ、はんばかまにて小太刀をはかれ候、その時分物忩事ありし程に、はんばかまにて候つる由候、〇下略

〔奇異雜談集一〕五條の足輕京にて死するに越中にて人これにあふ事

應仁の亂中のことなるに、東洞院と高倉との間に、足輕一人あり、〇中略中間はかたぎぬよのばかまにて、主の笠を頸にかけ、手やりをかたげてあとにゆく、〇下略

〔二水記〕大永七年正月七日、早旦室町殿出仕令見物、道永以下悉以片衣小袴也、當時先無爲之間、不可然之體也、併似招亂歟之由、各有沙汰、誠以異樣之事也、武田出仕之體同之、大フトチハク、此事如何、

〔三好記〕一長春樣〇三好の小性に山井圖書と云たる人者、大酒のみにて、一日には酒一斗も二斗も

のみ候ても、さほど痛なく一段と長春樣の御意よしにて、夜晝の酒もりにて候に付而、眞生根はなく候て、靑屋にかた衣をきせ申候、是も酒故とは不申候、靑やにかた衣きせたる故と申ふらし候、

〔光源院殿御元服記〕御成次第　十八日〇天文十五年十二月、中略、

一御供衆三騎〇中略御同朋孝阿彌也、四人トモニ肩衣袴著之、〇中略

一若君御走衆六人鬮次第、本江宮內少輔信富、〇中略飯河山城守信堅帶刀肩衣四布袴脚半著之、御小者六人裝束同之、

其次公方家〇足利義輝御成也、御裝束者、御肩衣御袴、褐色織筋御小袖也、〇中略

同廿二日御成次第

一同月廿二日、彈正少弼定賴旅館江御成有之、御供衆右同斷、但裝束者烏帽子袴肩衣也、〇中略

同廿四日　還御〇中略

一兩御所從常在寺直到東山還御也、御供衆如前、御走衆御小者衆肩衣四布袴著之、

〔信長公記首〕一備後守殿〇織田信秀、信長父、疫癘被成御惱、〇中略終に三月〇天文十八年三日、御年四十二と申に御遷化、〇中略信長御燒香に御出、〇中略御舍弟勘十郎は折目高成肩衣袴めし候て、有べき如くの御沙汰也、

〔宇野主水記〕天正十三年三月十日、秀吉公初テ參內アリ、路次肩衣小バカマ、〇下略

〔駒井日記〕文祿三年正月廿五日、〇中略明日廿六日御參內に付テ、各御警固可有之所之事、　一施藥院之西かど　一菊亭殿北かど　一四足之御門南かど　右三所に、袴肩衣にて廿人づゝ御組衆可被置之旨候、已上、

〔落穗集追加六〕以前大名方家風の事

問曰、今時諸大名方の家々に於て、晝夜共に上下を著せし輩をば、常肩衣衆抔と申て、すべ宜敷樣に有之は、以前よりの事にて候か、答曰、我等抔若年の節より、御老中方、若年寄、寺社奉行衆方の家老用人抔の義は、晝夜共に常肩衣にて相勤申候を覺るなり、其外には、國郡の守護職たる大名方の家老用人、重き役儀の者たり共、常に上下を著し候と有るは無之、肩衣を持參致し、面々の詰所に差置申如く仕り事濟申處に、大火事少し前にても有之や、右因幡守殿家老共を呼御申には、近比は我等身上格合の衆中の玄關にも、取次役の者共には肩衣を著せ被申候間、此方にても左樣に申付る樣にとの義に付、池田次郎左衞門、松村孫大夫と申侍兩人を以て、初て常上下を著せ、取次役に被申付候と也、夫より以前の義は、桑原甚大夫、山岡莊大夫と申小身の侍二人にて、玄關の定番を相勤る所に、山岡義は、就中小身の不勝手者に有之しが、手もみに仕立たる紙子の著物に、黑き半ゑりをかけて是を著し、古きひとへ袴にて、歷々方の御前に出、送り迎ひを致すをば、我等よく覺居申候也、今年よりは七十五六年ばかりも以前の事にて候也、

〔先哲叢談三〕二山義長、字伯養、小字彌三郎、號時習堂、石見人、〇中略伯養居家平生著上下、上下禮服也、居本鄕弓街時、其家無井、常剩之鄰家、鄰家一日濬井、義當出役夫以助之、適伯養僕有疾、伯養乃出躬自執綆分力、尙不脫上下云、

〔昔昔物語〕昔は正月五節句、總じて壽する日は、何程小身たりとも、家々主人上下を著し客に逢ふ、召仕侍も上下、

〔雲萍雜誌二〕予〇柳澤里恭が友としける平澤何某といふ士は、堪忍づよき人にして、ある時主用ありて、人多く具して行きける道のほどにて、二階より齒みがきをつかひて、吐きたる唾のあやまちて、平澤が著せし上下へ、したゝかにかゝりたれば、供人大にいきどほり、その家に入り、唾を吐きかけたる者を、引き出ださんとす、平澤とゞめて、しばしこの家をかるべしとて、その家に入りて、

雜載

挾箱より著がへの上下を、取り出だして著かへけるに、その家のものども、大勢いで〻侘びけるにぞ、平澤申しけるは、あやまちなるべし、重ねて心をつくべしとて出行きぬ、供人いひけるは、いかでそのまゝにゆるし置き給へるぞといへば、けふは大切なる主用なり、かゝるさゝいのことに、隙取るべきことにあらず、わが常に守れる堪忍は、この事なりといへり、

〔窻の須佐美〕或士祿米二百五十石とれるありけり、病死して子十五才なりしかば、まだ幼年のことなればにや、百八十石に云付られけり、此子申やう、父が罪の候はゞ跡もたやし給とも、申べき樣なく候、さもなくば徒に半知減せられ候半事、心得不申とうけがはざりしかど、伯父の何がしゐて請せしめて退ぬ、かくて謁見の禮せよとありしに、上肩を片身にし、肩衣も袴も半幅ときしまゝ〳〵に教訓せしかば、某は父がなくては御用に立ざる身に候へば、此衣服は父が殘し置候物に候ゆへ、全しては著難しとて、嘯き居たり、せんかたなくて君に申ければ、たくましき器量ありげに見ゆ、父が祿を殘らずあたへよと、あらためて命じてたびければ、かしこまりて出ぬ、

〔鳥板記〕一小袖帷子袴、かたぎぬなども、主の給りたるときは、いたゞきて取て立、かげにて、是も著して、頓て出で置由を云也、

〔親俊日記〕天文八年正月四日癸酉、一貴殿御出仕如例、年、殿中御謳初、觀世太夫同四郎祇候、何モ御服織筋拜領之、其以後大館左衞門佐殿へ貴殿、藤宰相殿、細川右典厩御出、スワウ、カタギヌヌギアリ、六日乙亥、野洲井修理御屋形へ如例年一荷兩種進上、御對面之、御肩衣袴被下之、

〔本朝世事談綺三 態藝〕勸進能

後花園院寛正五年甲申四月、京糺河原におゐて勸進能興行あり、〇中略細川、〇勝元畠山、〇長政斯波、〇義廣各一萬疋、猿樂に授く、相伴衆衣服脫被下之と云々、

諸大名より御肩衣下さるゝ事あり、かやうの例か、

〔猿樂傳記上〕正月御謳初に初手をうたふ、御吉例の御祝として、御肩衣を脫て賜ふを以て、伺公の面々不殘肩衣を取て、觀世にあたへらる、〇略中

一書に曰、台德院殿秀忠公御夢に、御齒落ると御覽有て、殊の外御氣に懸させらる、觀世太夫承之、是は御吉夢なりと申上、則高砂をうたふ、處は高砂の尾上の松も年ふりて、老の波もより來るや、此下陰の落葉かくなるまで、命ながらへて、猶いつまでかいきの松、それも久敷名所かな、それも久しき名將かな、台德公御機嫌にて、當坐御褒美何哉とて、召し給ふ御肩衣を脫せられ被下たると也、依之今正月御謳初の時は、御肩衣を脫せられ、諸侯大夫皆脫て太夫に被下との事也、

〔一話一言十〕御謳初の事

一當時御謳初に出仕之面々、肩衣をぬぎ觀世太夫へ遣す事、足利家よりの例と見へたり、猿樂傳記などに色々の說あれども、信用するにたらず、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕肩衣を人に遣事

一遣事無別儀候、帷子など遣す如くにて候、是も下がへを上へなして、ゑりの方を人の前へ成樣に渡候也、

〔利家夜話下〕一大納言樣〇前田利家右の年〇慶長三年十一月の事成に、御夜咄に御機嫌能、金子二兩、小袖肩衣袴帷子又は道服錢三貫文、〇略中其外色々札を附置、御咄の衆、神谷信濃、村井勘十郎など被召加、名書御覽被成候處、〇略中肩衣袴宗與、〇略中其外皆々取申候、御機嫌能御笑被成候中にも、宗與が肩衣袴を取候を、以の外御笑被成候、

〔幕朝故事談〕公方家

御成の節、御門番の大名、御鼻馬の先へ、御徒方を見懸て坐し、御小人を見て手を搶(つく)、御長刀を見て平伏す、通御相濟候を計りて、首を仰ぐなり、陪臣は通御相濟候以後、御小人目付來て、肩衣を引起すなり、是は賴みの御小人目付なり、

〔窻の須佐美 二〕大名高貴の宴會に、肩衣を脫るゝは格別の入魂ならではせず、留守居の出會にも、袴を脫事は元祿の末まではなかりしとぞ、この頃は高貴の人、宴につく時先袴をとり、甚しきは退散にも、白衣にて忍ぶ氣色もなく、式臺より出て歸らるゝあり、夕方などは肩衣を著ずして乘輿するもあり、

〔塵塚談 下〕本多彈正少弼殿〇忠籌若年寄勤役の節、或時麻上下の上を著し、時服の袴にて登城し給ふ事あり、是言ずして費を省き奢を退るの遠慮なり、是よりして今庶人は勿論、朝士も時服の袴に麻上下の上を著る人多し、所謂其身正不令行也といふもの也、

〔伊勢貞興返答書〕かたぎぬはかまたゝみやうの事

かたぎぬは下がへを上へなしたゝみ候、はかまは二ツに折て、うしろごしを上へなして、かたぎぬを上にをき候なり、

名稱

古事類苑

服飾部十三

道服　披風 併入

道服ハ、ダウブクト云フ、腰ヨリ下ニ襞アリテ、僧ノ直綴ニ似タリ、大納言以上ハ私ニ之ヲ著スルコトアリテ、白袴ヲ穿チ、烏帽子ヲ戴ク、僧ハ之ヲ用キルヲ非禮トシタレドモ、法皇ハ著シ給ヒシ事アリ、後ニ一種途上衣服ノ上ニ襲ヒ、以テ塵埃雨露ヲ防グモノアリ、亦道服ト名ク、

披風ハ明國ノ服ニ擬シテ作レル者ニテ、始ハ男子ノ剃髮者之ヲ著シタリシガ、後ニハ老人婦女子ノ著用スル者ト爲レリ、

〔運歩色葉集 多〕道服(ブク)

〔易林本節用集 太食服〕道服(ダウフク)

〔和爾雅 五衣服〕道服 道者之服、謂之道服、今俗謂上服短衣、爲道服者、在道路服之以防塵埃、故爾、

〔書言字考節用集 六服食〕道服(ダウフク) 今云、羽織、往古騎馬客服之、充避塵埃之用、故名、

〔倭訓栞 前編十四 多〕だうぶく　衣纓家の褻服にいへり、道服と書り、其製直綴とほゞ相近し、もと道家の服也、野服の制に似たる事、鶴林玉露に見えたり、水戸義公の新製せらるゝ所の道服は、深衣を檃括せる者也、

〔壒囊抄 二〕俗人ノ道服トテ、法衣ノ樣ニ思ヘルハ、入道ナンドノ可著物歟、更非其儀、雨衣道服ト

云物有、〇中略道服トハ雨降ヌ時、乘馬スル上ニ打著テ、帶モセヌ物也、灰ホコリノ立テ、衣裳ヲ垢スヲ防グ心也、殊更内ニテ可著ス物ニハ非ザル也、

〔和漢三才圖會二十八衣服〕道服〇中略

按、道服其製與直綴同、本出於僧衣、似尋常浮屠黑衣、而背不加月形者也、冬則用閃緞七絲緞、夏則用紗、其色不定、大臣至極褻著之被烏帽子、呼曰烏帽子道服、民間衣服上著短衣、謂之道服、一名羽織、即襦也、蓋象於道服以爲禮之省略、

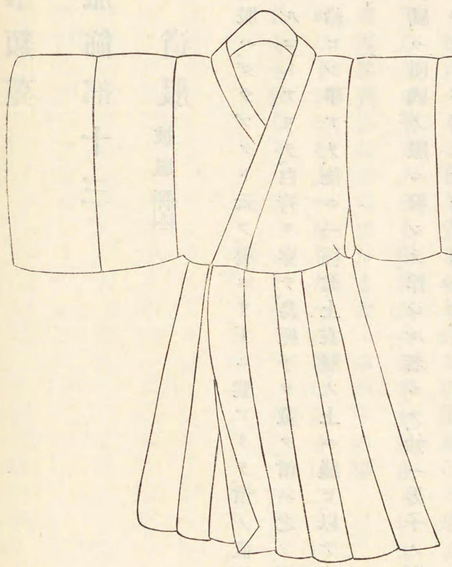

製作

〔續日本紀七元正〕養老元年四月壬辰、詔曰、置職任能、所以敎導愚民、設法立制、由其禁斷姧非、頃者百姓乖違法律、恣任其情、剪髮髡鬢、輙著道服、貌似桑門、情挾姧盜、詐僞所以生、姦宄自斯起、一也、

〇案ズルニ、此ニ道服ト云ヘルハ、汎ク僧服ヲ指スナリ、後世ノ道服ニ非ズ、其文字ノ同ジキヲ以テ姑ク此ニ附載ス、

〔白石紳書四〕一道服とて、地は緞子縮緬などの類也、裳をつけて、袴も著す、表に著して烏帽子を著るは燕居の服也、たゞしこれは佛道の服といふ也、僧家より出るなるべし、

〔西三條裝束抄〕道服

地ハ狩衣ノゴトシ、出家著用ノ衣ノゴトシ、月形ナキ物ナリ、大臣至極ノ褻ニ用、是ニ立烏帽子ヲ著用ス、

〔故實拾葉九〕法體裝束

道服　色、織物等、不相定也、紗綾等ヲ用、色紅等也、

〔貞丈雜記三小袖〕一胴服と云は、〇中略道服は腰より下にひだありて、僧の衣に似たる物也、公家大納言以上の人、内々にて著せらるゝ物也、ゑぼしをかぶり、下は白袴なり、

〔本朝世事談綺一衣服〕道服　襦はおり　羽織

道服襦相同じ、道服は大臣至極の褻にこれを著し、烏帽子を被る、因て烏帽子道服と云、民俗衣服のうへに短衣を著す、是を道服と云、官家の道服といふ者あるにより、庶人の禮服とす、

〔道服考〕一仕立方幾樣も御座候哉之事

普通直綴之如く仕立候形一通、水戸黃門光圀卿ゟ、此御方御先代前殿下房輔公江、當時之道服仕立方、直綴之類ニ而不宜被存、深衣ニ被擬新製有之とて被遣候一通、此御方ニ而ハ二通リ被爲出候、〇中略

道服之儀、御治定被遊候樣、內々被仰聞申上候處、御家說と申ニ而も無之事ニ候得ども、不外御心易事故、左之通ニ而も可有之哉○略中

一仕立方　水戸ゟ被進候裁縫之通ニ而も可有之哉○略中

一袴、淺黃緯白差袴ニ而も、又ハ白ニ而も苦カル間敷哉、裏ハ常之御差貫之樣ニ而可宜候、夏冬差別ハ無御座候、

右者文化十年七月、阿州ヨリ問合之節、御返答書也、

〔板坂卜齋記〕慶長五年七月廿一日江戶御立、岩付へ渡御、○略中御乘物元に法師武者四騎、御前には廣袖の御道服御持筒、御持弓抔はなし、

新製道服

〔白石紳書七〕一丁酉享保二年十月八日に、谷來りし時に語りしは、堺に西宗眞といひしもの、初は九郎兵衞と申して、茶の湯の事に名を得しものにて、太閤にも東照宮にもおろしめされしもの也、其子孫の家に、今も太閤より給りし御道服あり、萌黃の金織物にとび色の裏せり、綿は少し入りたり、東照宮より給りし御道服といふものは、もとは紫色にや、今はとび色のやうに見へ侍り、綸紗なるに是もとび色の裏にて、綿少し入られたり、今の製とはかはりて、袖は二ツながら一はゞ半にて、四角なるが、少しくまろく見へて、袖口も狹し、胸紐も表のきれをもて、つけひぼといふものにしたる也、

〔桃源遺事五〕一今の世の道服といふもの拵やう、あやまり候、是に仍て、西山公御改め御仕立させられ、鷹司前關白房輔公、有栖川幸仁親王江御上ゲ候得ば、御二方御同樣に御稱美被遊候、

〔道服考〕元祿七甲戌十月廿七日、水戶前中納言光圀卿ヨリ使者ニ而、新製御道服箱入ニ而一領、幷鮭簀卷二尺被進之、使者大串平五郎、口上書文言

只今世間通用の道服ハ、古來誰人の製し被申候とも知れ不申、大方見及申候體、全く直綴に據り、裙襠を取用申候樣に相見へ申候、直綴は僧の服のみに御座候へば在官の御方又は隱居隱逸の身にても、出家不被成候て著用は、少し疑議仕候者も、自然可有之歟、何れにても古服に據り宜きにかなひ、製し申候はゞ、深衣は吉凶貴賤通用の正しき服にて候へども、全く深衣を移しては、異形に相見へ申候ニ付、少し深衣を取直候而新製仕候、袪はそぎ不申、色もかまい不申候、貴人在宮の御方にても、御內々の御著用には、道理も聞へ可申かと存候、舊製の道服を全く不宜とて、止申度と申事にては無之候、若此新製も一理聞へ申候と被思召、高貴の御方御著用も被遊候へば、をのづから製も末々改り、一統の新製に可被成哉と奉存候間、何とぞ不苦思召候はゞ、御著用被遊被下候樣奉頼候、已上、○略中

右爲御禮御直書被進候、案文、大串平五郎呼、十月卅日御直ニ御渡し也、

追而拜領分土產之一種給之、懇意之至、難申謝候也、

爾來者音問疎闊之處、預使者、其境彌安體之由承知、珍重存候、先以新製道服一領給、喜悅之至候、舊製之服は、如示給直綴を移候樣に相見へ、內々不審に思給何とぞ吟味候而可然服著用大望之處に、不存寄新製之服被贈之、別而本懷之事候、深衣を被取直候之由候へ共、右製宜相叶候と、扨々感心不淺候、向後此服可令著用、大慶存事候、謹言、

十月晦日　　房輔

水戶中納言殿

右主稅頭祐長朝臣日記寫之

太宰少貳之次○略中

一水戶殿ゟ被遣候道服之義御尋承候、地紗、色紫、地紋牡丹ニ而御座候、指袴ハ添不申候、○略中

右は文化十年七月、阿州より問合之節御返答書也、

地質
色目
文様

〔松屋叢話〕妙法院一品法親王は、ひろくこれかれの道にわたらせたまひて、いとざえかしこうおはしましけり、〇略中 文化二年三月、江戸へくだらせ給ひて、愛宕山のふもとなる天徳寺を、かりの御まし所とゝたまひけり、〇略中 春海千蔭ともに、歌たてまつりけるに、春海には、板文庫、硯筥などくさ〴〵のろくたまひ、千蔭には、まごろもといふ道服たまひけり、そは菊唐草、おりものにしたる黄色のどんすにて、右ひだりの袖は、黄糸もてあやつりつなぎたり、俗に十徳はふりなどいふものゝたぐひにて、やゝことなるさま也とぞ、

〔武徳編年集成十五〕天正三年六月、酒井左衛門尉、奥平九八郎ハ、神君ノ命ニテ岐阜ニ到ル、信長厚ク接待セラレ、且二将ガ驍勇ヲ感賞シテ曰、長篠ノ全勝ハ信昌ガ武略ヲ以テ、猛敵ヲ防ギシ堅固ノ籠城ニ起リ、且忠次ガ為ガ巣山夜蒐ノ計策ニ因テ也ト、稱嘆斜ナラズシテ、〇略中 唐織ノ胴服ヲ信昌ニ賜リ、〇略下

〔信長公記十四〕三月〇天正九年 五日、従二禁中一御所望に付て、又御馬めさせられ、此時者御馬揃之中之名馬五百餘騎を寄させられ、御装束者黒キ御笠に、御ほふこふ何れもめされ、くろき御道複に御たち付、御腰裳させられ候之也、

〔立入左京亮入道隆佐記〕又三月〇天正九年 五日に御馬乗有之、はや馬共をすぐられ、三百餘騎にて、くろき赤き頭巾思々出立、どうふく皮袴皮立付にて、御見物者、御方之御所様御忍にて、〇略中 御見物なされ候、〇略 信長〇織田 之御出立者はたにこうはい、〇略中 弁秋田城介殿〇信長子 信忠 はえやう〳〵皮の御どうふくに、同すきん、黒皮袴、其外思々御馬乗に御出候、

〔宇野主水記〕天正十二年三月廿三日、圓匠〇圓山内匠助 筑州御陣見舞ニ為二御使一罷越也、〇略中 秀吉へ御小袖三、道服二、此外廿所餘へ御音信略之、十三年正月十一日、徳川息御義伊御音信、小袖二、道服一、〇略中 十一月四日、秀吉公今度地震ノ時、江州ニ御逗留、其後大坂へ御歸城、夫ニ付今度ノ地震ニテ、御城内少モ無恙、御ヨロコビトテ、〇略中 新門様ヨリ唐織ノ道服、

〔利家夜話下〕一太閤様〇豊臣秀吉 坂本の古城の跡へ、御鷹野に出御の時、内府様〇徳川家康 大納言〇前田利家 を初め、國大名端々に供奉被成候、其時平塚と申者など、鳥を手取に仕、太閤様御機嫌能候時、俄に風雨故、直に坂本へ御座被成候に付、何れも馬上にて御供被成候、家康は油道服を召候へば、風にさゝめき吹立候へば、御馬驚き足をためず蒐出、既に御落馬可被成體に候、其夜の御咄に、内府に似合ぬ濡に候、大事の油道服さりとては、と被仰候、

〔板坂卜齋記〕慶長元年、秀頼公三歳、上洛、〇略中 家康公は大きなる黄の紋付候青染の道服、赤き裏の袴を召、利家は黒き繻子の道服袴、両人ながら馬上にて高く御咄、諸大夫装束著したるを供に連御通、

〔太閤記十八〕竹中半兵衛尉

此竹中は濃州菩提の城主にして、安藤伊賀守が聟なり、〇略中 戰場之出立は、〇略中 餅の付たる青黄の木綿筒服を長々と打はをり、ゆらり〳〵と打見えしなり、

〔竹豊故事上〕三ヶ津浄瑠璃流布幷古流盛衰事

都太夫一中と云し人は、〇略中 山本土佐掾、松本治太夫等の流義を和らげ、一流を語り出し、〇略中 寶永正徳の比、一中節とて他國迄も賞翫せしなり、亂髪にて紋紗の十徳を著し、白練の長袴、少刀を指て、出語りを勤められし也、

〔道服考〕一地合色目定有之候哉之事

夏ハ紋紗之類、冬ハ織物、略儀ニ而者、純子之類も用候、練薄などニ而も、夏冬通用ニ而も可宜歟、色目ハ定無之候、松重などハ、若キ色ニ而候間、宜かる間敷、其餘何ニ而も被用候、〇略中 一地合 練薄ニ而も可有之哉

一色目　何ニ而も可ㇾ宜ながら、薄青、蒲萄、青丹之内ニ而も可ㇾ有ㇾ之哉、
一地紋　何ニ而も可ㇾ宜候、唐草様之物ニ而も可ㇾ有ㇾ之哉、〇中略
右者文化十年七月阿州ヨリ問合之節、御返答書也、

著用制

〔深窓秘抄〕道服　大臣ノ平服也
〔三内口決〕一法體裝束等之事
道服色ハ不ㇾ定候、大中納言法體之人著用候、俗之時ハ大納言ハ父子相並候時、掛酌故實候、其故ハ憚ㇾ親之儀候、免許後ハ不ㇾ苦候、
〔海人藻芥〕絹直綴ハ貴賤共用之、道服者俗隱者用ㇾ之云々、而大覺寺ノ寬尊親王被ㇾ用ㇾ之、自由之至、世人皆爲ㇾ比ㇾ興云々、
〔故實拾葉十四〕道服
道服　紋色等定ㇾ法ナシ、織物類也、出家著用ノ衣ニ無ㇾ形物ナリ、
右道服ハ大臣ハ至極ノ褻ニ著用之、大中納言法體ノ後著ㇾ用之、
〔道服考〕一著用人體之事、何之節著用候事哉之事、
堂上方入道之人著用有之、或俗體之節も内々ニ而、歷々著用も有ㇾ之哉ニ候、表立候事ニハ著用無之候、
一袴も添候哉と申而者無之、御差貫御差袴之上ニ被ㇾ召候、〇略中
別ニ添候袴と申而者無之、御差貫御差袴之上ニ被ㇾ召候、〇略中
禪閤殿御落飾後ハ隨分被ㇾ召候、御落飾已前も御内々ニ而ハ、時々御歷々被ㇾ召候、〇略中
一著用之節下著之事
堂上方ハいつニ而も、白ノ上ニ被ㇾ召候儀ニ御座候間、下著之論者無ㇾ御座ㇾ候、〇略中
一御隱居後など御著用苦カル間敷儀哉ニ思召候、併ㇾ江戸ニ而之御振合ハ無ㇾ御存ㇾ候得共、京都ニ

而此御方へ御出之節御著用は、隨分不ㇾ苦候、江戸ニ而も白川樂翁殿、當年廣橋殿へ御逢被ㇾ成候節、道服御著用之由承り候、

著用例

〔太平記十四〕矢矧鷲坂手超河原闘事
猿程ニ足利左馬頭直義朝臣ハ、鎌倉ニ打歸テ、合戰ノ樣ヲ申サン爲ニ、將軍ノ御屋形ヘ被ㇾ參タレバ、四門空ク閉テ人モナシ、アラヽカニ門ヲ敲テ、誰カ有ト問給ヘバ、須賀左衞門出合テ、將軍ハ矢矧ノ合戰ノ事ヲ聞召候ショリ、建長寺ヘ御入候テ、已ニ御出家候ハントヽ仰候シヲ、面々樣々申留メテ置進セテ候、御本結ハ切セ給テ候ヘドモ、未ダ御法體ニハ成セ給ハズトゾ申ケル、〇略中左馬頭直義朝臣是〇書謀ヲ持テ、急ギ建長寺ヘ參リ給テ、將軍ニ對面有テ、泪ヲ押ヘテ宣ヒケルハ、當家勅勘ノ事、義貞朝臣ガ申勸ルニ依テ、則新田ヲ討手ニ被ㇾ下候間、此一門ニ於テハ、縱遁世降參ノ者ナリ共、求尋テ可ㇾ誅ト議シ候ナル、叡慮ノ趣モ又同ク遁ルヽ所候ハザリケル、先日矢矧手越ノ合戰ニ討レテ候シ敵ノ肩ノ守リニ入テ候シ綸旨共、是御覽候ヘ、加樣ニ候上ハ、トテモ遁ヌ一家ノ勅勘ニテ候ヘバ、御出家ノ儀ヲ思召翻サレテ、氏族ノ陸沈ヲ御助候ヘカシト被ㇾ申ケレバ、將軍此綸旨ヲ御覽ジテ、謀書トハ思モ寄リ給ハズ、誠トニサテハ一門ノ浮沈此時ニテ候ケルサラバ無力尊氏モ、旁ト共ニ弓矢ノ義ヲ專ニシテ、義貞ト死ヲ共ニスベシトテ、忽ニ脫道服給テ、錦ノ直垂ヲゾ被ㇾ召ケル、
〔御產所日記〕一廿七日〇永享六年二月酉時、又七夜、御祝山名右衞門督入道常照、道服ニテ參勤、
〔康富記〕寶德二年正月六日辛亥、冷泉宰相持爲卿年首御禮被ㇾ參申之衣冠也法皇有ㇾ御出座ㇾ有ㇾ御對面ㇾ、其次予同被ㇾ召ㇾ御前ㇾ之間、經ㇾ東面簀子ㇾ入ㇾ中門脇戶ㇾ、於ㇾ南向後座席ㇾ懸ㇾ御目ㇾ了、法皇御道服也、冷泉相公御對面之後也、
〔新撰長祿寬正記〕同年四年〇寬正ノ夏ノ比ヨリ、公方ノ御母君高倉殿御不例ノコト有リ、〇略中同八月

八日ノ曉、高倉ノ御所ニテ御他界有り、〇中略將軍家方丈ニ御入有テ淨衣ヲ召替、御道服ニテ御看經數刻也、

〔長興宿禰記〕文明十八年七月廿九日壬申、今日室町殿右大將義尙卿御拜賀、當年廿二歲□下御奏慶、每度御當家御佳例也、可爲未刻之由、兼有其沙汰、東山殿於一條室町、〇註略被構御棧敷御見物、〇中略路次御板輿、著御道服、御共上下騎馬、

〔甲陽軍鑑十八品第四十八〕一甲州武田は、新羅三郎公〇源義光より法性院機山信玄迄廿七代なれば、〇中略甲斐國へ亂入なき故、神社佛閣、町地下、その外非人までも、餘國よりは少々富貴なり、猿馬牛の皮はぐ乞食が、騎鞍馬にのり、下人をつれ、れんぢやくかうし玉屋といふ酒やにて、代物を出して酒をのむとき、おりふし向山同心功力左大夫と申侍、又足輕大將の三枝善右衞門、寄子小宮山八左衞門と申信玄公御持弓の者と、兩人の侍なにぞ用ありてこそ、これも右の酒やへまいる、〇中略然共小宮山八左衞門、功力左大夫兩人ながら武道の心ばせよき者共にて、〇中略理をもちても、町人などを事あらけなく、おどす事聊是なし、併皮はぎ乞食、侍の雜、富貴なるに任、如此候へば、貴賤上下のわかりもなく、さながら侍の作法何も悉皆いらざる事なりとて、小宮山八左衞門、功力左大夫兩人書付をもつて奉行衆へ申す、〇中略此已後皮剝の道服、袖廣帷にも、牛と馬と兩方に、中には草履を付て、かならずきてありくべし、さなくばよき仕合にて、己等はた物にあがらん、さては釜にていらるゝと心得候へと、申定らるゝに付、それより後は、皮はぎ何とよき馬に騎ても、右のごとくきたる道服帷のかたにてしるゝ樣に、甲州信濃上野までも定あるは、今福淨閑工夫の故なり、

〔東海道名所記六〕五條を西のかた、大宮に出て、南をさしてゆく、六條のあたりより、西朱雀の丹波海道より北のかたに、一かまへみへたるは、これ傾城町なり、世に島原となづく、〇中略又は鍛冶やのやしなひにて、摺箔やの年功の弟子など、そめ物屋の生子殿を、そゝのかし、知人に行あはじと、奥島の道服をうちかづき、目ばかりを見いだし、〇下略

〔折たく柴の記上〕かゝりし程に、酒井左衞門尉眞忠仰をかうぶれりとて、入來りて火を防ぐ、火熾りならんには、御座を移さるべしなど聞ゆるに、御袴ばかりに、御道服めされて、常の御所の南面に出たゝせ給ひ、〇德川家宣某〇新井白石がさぶらふを御覽じて召す、御緣に參りしかば、地震の事つぶさに問はせ給ひて、後に奥に入らせ給ひぬ、

賜道服

〔信長公記六〕七月〇元龜四年廿六日、〇中略去程に公方樣〇足利義輝より被仰付、淀の城に、岩成主稅頭、番頭大炊頭、諏訪飛驒守兩三人楯籠候、羽柴筑前守秀吉調略を以て、番頭大炊、諏訪飛驒兩人を引付、御忠節可仕の旨御請申、然間永岡兵部大輔被仰付淀へ手遣候處、岩成主稅頭城中を懸出候、則兩人としてたて出し候、切てまはり候を、永岡兵部大輔臣下下津權內と申者、組討に頸を取、高島へ持參候て、頸を懸御目に、高名無比類の旨被成御感、忝もめされたる御道服を被下、面目の至、冥加の次第也、

〔武德編年集成十五〕天正三年六月三日、依田幸成昨日內藤彌次右衞門ガ發スル所ノ大箭ニ札ヲ付、是何人ノ矢ナルヤ、爲朝カ敎經カト書テ、石川家成ガ許ニ送ル、神君モ家長ガ精射ノ功ヲ感ジ、胴服ヲ賜フ、

〔信長公記十二〕三月〇天正七年十四日、多田之谷御鷹つかはされ候、鹽河勘十郎一獻進上之時、御道複被下、頂戴忝次第也、

〔利家夜話上〕一秀吉公御仕置の爲御出馬被成、利家〇前田其時は越中の御先手にて、吳服山の下に御入候、其時內藏介御侘言相濟、秀吉公へ御禮に被參候、〇中略其後不破彥三、村井又兵衞兩人被召出、金子五枚に御同服被下、度々骨折之由、上形にて被聞召候、其上此度の樣子、利家被申聞候由御

懇意也、其夜殘る家老共四五人被召出、御同服時服等夫々に被下候由に御座候へ共、利家の御咄に不承候故、こまやかに書付不申候、

〔左大史孝亮記〕慶長廿年〇元和元年五月十一日、越前少將從者、サナダ之首打取、依之今日自將軍大御所〇德川家康白銀二百枚、服二重、御道服拜領云々、

贈遺道服

〔駒井日記〕文祿二年十二月十六日、從大坂二丸樣呉服五、御道服一、歲暮爲御祝儀御進上、三年正月廿二日、有馬江三位法印樣爲御見舞、維太郎右衞門被遣、御小袖二、道服一、白鳥一、御朱印被遣、

〔利家夜話中〕一伏見にて、越後景勝〇上杉ゟ爲御使、家老直江山城〇兼續大納言樣〇前田利家へ參り、〇中略口上には、御國並の事に候へば、以來は是非々々被懸御目可被下候へ、上洛仕候刻奉賴存候由也、〇中略追付御禮に參度由に候故、山里にて御對面可有由にて、景勝被參候、〇中略利家御手前にて御茶御座候、〇中略直江山城へ御小袖三ツ、胴服一被下候、扨被歸候て後日に、村井豐後を御使に被遣、昨晩御出忝候由御述候へバ、景勝對面にて、忝次第御返事被申含候て、豐後に小袖三ツ、胴服二ツ給候、其夜德山五兵衞方へ景勝ゟ使者にて、小袖三ツ、胴服一被贈候、流石遠國人と、利家も御禮返しを被仕候を御笑被成候、其後大關常陸と申人を使にて、忝次第を御禮に被越候、夫にも利家ゟも又小袖胴服被下候、

〔太閤記十九〕山中鹿助傳

母もよのつねの女姓にはにげなく、武のみちにかしこき事一かたならず見えしと也、鹿介に與し侍る人々に、帷子、或は筒服、或は肩衣、はかま、手拭やうの物を送りしかば、鹿介が下知につきぬる事、骨節の相すくふがごとし、

○

披風

〔倭訓栞前編二十五比〕ひふ　服にひふあり、披風と書り、ひいほんともいふ、唐音也、此總體を黑く、緣を白くしたるを鶴氅といふ也、

〔裝束集成十一法服〕被風

高倉家傳云、內々服にて、道服の處を被風を用る、

〔朱氏談綺上〕

披風前圖

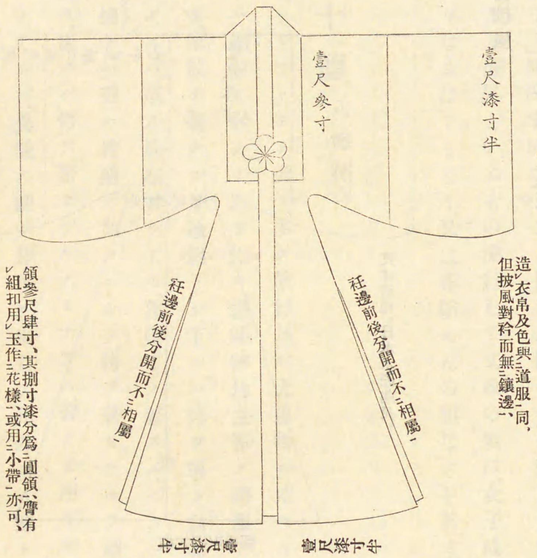

披風後圖

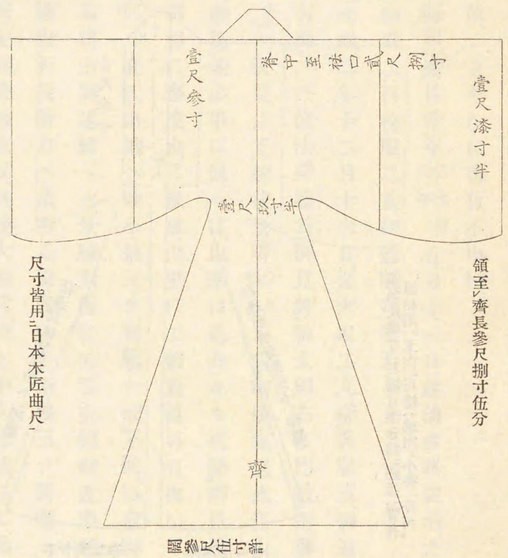

〔傍廂前篇〕披風

披風は、堂上方の略服にて、直衣に似て入襴あり、上帯なければ、風に披く故の名なり、袖も短く狹し、たゞうち〳〵のみの御服なり、さるを近來下々にて、合羽に似て、襟の裝束なく、裾の方に紐なく、襟の後の方に、涎掛のごとくなるを附けたるを、披風と號けて、剃髪、總髪などの著る事あり、これ披風とは、大に異にして、座敷合羽といふ物なり、近き頃は、總髪、剃髪ならぬ、月代頭の人にも著るあり、似つかはしからず、褫めきてにくげに見ゆ、小女の著たるもにくし、年たけたる女の著たるは殊ににくし、○略圖

〔諺草小言四〕披風トイフモノ近時著モノ多シ、天明ノ頃マデハ、京師ニモナカリシト見エテ、葛原詩話ニ、披風トイフモノハ今ノ合羽ノヤウナルモノナリ、笠翁ノ閑情寄寄ニアリ、蕉中師ノ詩ニモ、寒城傳擊柝、永夜擁披風ト作レリ、其製寓寄ヲ考ベシ、

〔視聽草十集六〕世のすがた○略中

享和の頃より、披風といふもの流行して、文政の頃は、女子或は出家に至るまで、みなこれを著す、女子は色々なるはでもよう、又は紫縮めんの類などを著す、僧尼の徒は、嚴令ありて止だり、

十德　八德　併入

十德、ハジツトクト云フ、多ク旅行及ビ、犬追物ニ用キルモノニテ、鴉與丁ハ常ニ之ヲ著セリ、後ニハ剃髪ノ者ノミ之ヲ用キ、醫師御坊主等ノ禮服トナレリ、其形ハ羽織ノ如クニシテ菊綴アリ、家紋ヲ著クルヲ通例トシ、下ニハ袴ヲ著シ、白布ノ疊ミタルヲ以テ帶トス、侍ノ著スルモノニハ、革ノ胸紐アレドモ、鴉與丁ノ著スルモノニハ胸紐ナシ、放十德（ハナチヂツトク）トハ、帶ハ普通ノ如クニシテ、袴ヲ著セザルヲ謂フナリ、放十德ハ、其初ハ禁制ナリシカドモ、後ニハ袴ヲ著セザルノミナラズ、帶ヲモ用キザルコトニナリケレバ、偶〻帶ヲ用キタルモノアレバ、異樣ノ觀ヲ作スニ至レリ、此外ニ八德トイフ者アリ、卽チ胴服ニシテ、其形十德ニ似タルヲ以テ名ヅケシナラント云フ、

〔下學集絹布〕十德（ジツトク）日本俗所レ用也

〔易林本節用集食服之〕十德（ジツトク）

〔倭訓栞中編十〕ゑつとく　服にいふ、直綴の訛音なるべし、褊綴とも稱せり、褊衫より出たる名なるべし、○略中　出羽にて、羽織を十程と云も十德の訛音にや、

〔新撰類聚往來上〕至二我等不肖者一、以二歩行之儀一、竊於二路傍一可レ令二見物一候、有二御同心一者可レ仰也、拾得小袴風情、預可レ有二御用意一歟、委曲具難レ盡レ紙面一、恐々謹言、

大簇廿五日　　紀某

謹上　勘解由次官殿

〔萬金產業袋五服〕袈裟衣の大概○略中

十德、また何の德をか以て名付しといふに、是とすべき德もなし、ある野子（ヤシ）のいはく、これ直綴（じつとう）のとなへぞこなひ、されば十德のごとくして、袖ながく四すそを五寸計づゝ綻せたるを褊綴といふ、是にてゑるべしといへども、ゑかし直綴は上にいふごとく、ながが袖裂付の衣の事也、然れば十德の仕立やうの物を、直綴といふべき事謂なし、直綴もと袍と裾とを直に綴るとの心、その字義を以て見れば、彌十德に所緣なしといふに、又不知の作人、いや十德は、かの畫にかける寒山拾得（じつとく）の童形、拾得の著られたる物をまねて、いつの比かか和に仕立て著る故に十德といふ也と、用ゆるにもたらず、誠にこれも一笑也、

〔瓦礫雜考一〕十德

十德は直綴（ヂキトツ）或は綴とも掇書たり　の略製にて、其名をとなへ訛りしまゝに、やがて十德といふ名さへ出きし也、かく誤りしこともや、古く見えて下學集に直掇と十德とを別に出せり、產業袋といふものに、十德は直綴のとなへぞこなひ、されば十德のごとくして袖ながく、四すそを五寸ばかりヅツ綻せたるを褊綴（ヘンテツ）といふ、是にて知るべしといへども、直綴は長袖裂付の衣のこと也、ゑかれば、十德の仕立やうのものを、直綴といふべき謂なしといへるは却て非なり、そは省略せるによりて名の變りたることに心つかざるなり、○略中　さて直綴を省略して十德と名づくるは、利用多きにもよれるなるべけれど、その本は直綴の訛音なり、此服今は俗體の人は著ざれども昔は普く俗に用ひたり、○略中

五德三德　○中略八德

ある物に十德の名義は衣のごとく羽織のごとくなれば、ごとくといふ事を二ツ合せて名づけたりといへるは、衣に似たり、羽織に似たり、是はゑたりとかいひけむおどけ咄をとれるにや、これも一說なれば、をかしけれども書出つ、○下略

〔伊勢貞興返答書〕こしかき、ゑたての事

一十德を、地をあさぎにそめ、ぬいめには四ツめゆひを付候、十とくのうへにゑろき帶をする也、

〔靑標紙〕衣服制度的例

一十德○略中　絹又は紋紗の類通例用ゆ、足利家の頃、十德と云もの有、素袍の如くにて、兩脇を縫付たる物にして、葛布又麻布にて拵へ、染て紋を付る也、士の著するには胸に革紐あり、輿舁の著するには胸紐なし、○略中　今醫師の著る十德は、胸紐ある十德より出來たるものなり、

〔武家名目抄衣服十一〕按、十德は裁縫素襖の上のごとくにして、唯兩脇をあけず縫ひあはせたるものなり、布葛等を以て調じ、色は定らず、素襖のごとく紋を付て菊綴あり、又地紋にもする也、今世醫師の著する黑き紗にて制し、紋をも付ざるものを、十德といふとは、其さまかはれるもの也、

〔好古日錄末〕十德

一故家ニ古十德（ジトク）ヲ藏ム、松田丹後守貞秀遺物也、寶永ノ火災ニカヽル、惜ムベシ、其製苔布ヲ以造ル、大尺ヲ以度ルニ身長三尺、後一幅廣一尺四寸、襟廣一寸八分、大頸廣下八寸、袖廣一尺五寸、打タレ二尺一寸、袵下襞積長一尺九寸、廣上四寸、下一尺、其製縫腋ノ入襴ノ如シ、帶平絹廣二寸、長結頭ヨ

リキレテ知ベカラズ、（中略）按ニ古ク傳ハル十德ノヒナガタアリ、疑ハ僧衣ナラム、又宗吾一册ニ十德ノコトミエタリ、裁縫考フベカラズ、又今世俗ニ用ル所ノ十德、何ノ比ノモノニヤ、誤テ僧服ト心得タル人アリ、又與丁ノ著ル十德、其原始考ル所ナシ、

〔四季草秋草冠服中〕十德

十德の事○中略十德の裁縫は素襖の如く、左右の腋をぬひふさぐなり、革のむなひもゝあり、是に具したる袴はなし、白布又は白練などをたゝみて帶にして、一重なり前にて結び置なり、十德に紋を付る事もあり、今も京都にては、門跡方のこしかきの者これを著るなり、江戸にても將軍家の御こしかきの者は著るなり、今世醫者の著するも同じ裁縫なれども、羅精好紗などにて縫ひ、色は黑く無紋にして、胸紐に革を用ひず、十德と同じきれにて平ぐけにして、短くして結び、帶をせずしてはなち著にするゆゑ、別の物のやうに見ゆれども、實は同じ物也、今は俗人は曾てきる事なし、だゞこしかきのきるばかりなり、

〔貞丈雜記五裝束〕一十德（ジフトク）の事○中略貞衡云、十德は素襖の如し、すあふは左右の脇あきたる物也、十德は脇をぬひふさぐ物也、昔は葛布にてする由、侍は人體により、すゞしにてもする、下々の者は布にてする也、中間小者輿かきなども著するはむねにひも有、すあふの如し、下々の著するはひもなし、白布を疊みて帶にする也、又白絹をも用、後より廻して前にて結び置也、十德を中間小者著するとき、下には四幅袴を著る也、其上に十德をうちかけて帶をする也、十德に紋付る事素襖の如し、きくとぢも有なり、貞丈云、今醫者の著る十德も本は同じ物也、

十德前

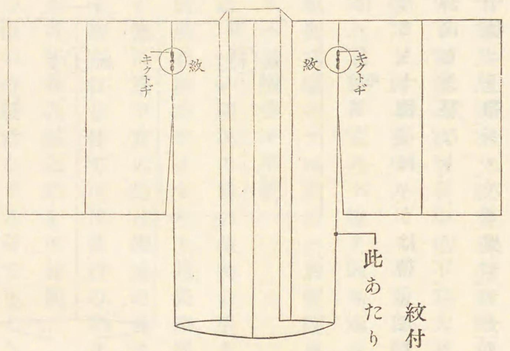

紋付けざるもあり

此あたりより下をぬひふさぐ也

侍の著るは胸に紐あり

すそは袴の外へ出して著て白き帶をする也

十德後

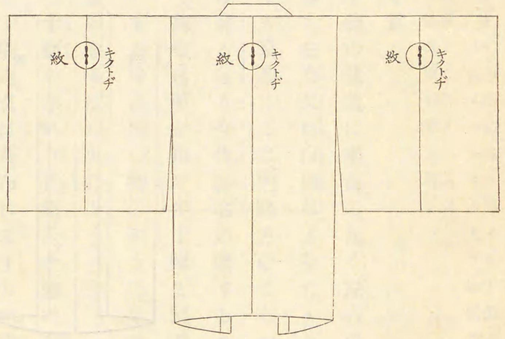

私刀記云、公方樣御參宮御出立之事、御十德御小袴、何も色はむらさき也、御紋桐を被付候、仍御供衆出立之事、同十德小袴十德のたけは常より長し、十德の上に帶をして、腰あてをして、太刀をはき、うつぼを付、弓を持れ候云云、こしあてとは引敷の事也、

〔瓦礫雜考 一〕鉢たゝき 略○圖

茶筅うりが著たるも十德なれど、うは帶したるは異ざまなり、これらは皆僧俗二中のものなれば、十德は似つかはしき服なり、

○按ズルニ、十德ニ上帶シタルヲ異ザマナリトイヘレド、決シテ異樣ニアラズ、上帶スルヲ古ノ法トス、後世ハ帶ヲ略シテ放チ著ニスル事、普通トナレリケレバ帶ヲスルヲ異トストイヒシモノナラン、

〔瓦礫雜考 一〕十德 ○略 中

此は春トが繪本手鑑といふものに出たり、但土佐家とのみいひて畫者定かならず、おもふに慶

著用制

長の初年比に書し物にや、畫中にいさゝか考る處あり、圖○圖略は若人の花見するさま也、十德をうへに著たり、なほ當時のはやり風俗と見えたり、

〔裝束集成 六衞府 具足近衞次將甲及召具〕十德

衣文愚童訓云、十德、退紅、以下十德ニ至テ仕丁ノ品著之、又云、十德、韈皐著之、不著烏帽子、頗異體也、

院御韈皐小紋十德、其外依家々紋替也、有胸緒、色淺黃花色素襖ノ上ノ樣ナルモノ麻也、當代裝束抄云、十德、韈を皐下部著之、紋所有、染色不定、大形布木綿にて有、雜史云、十德、素襖ノ上ノ如シ、無定色、紋所大ニ付無袴、下脇ノ裾少カラクル也、烏帽子ナシ、韈皐者著之、或記云、攝家雜色、晴時韈與ニ被爲乘、其韈ヲ皐ク下部ノ著スル物ヲ云也、麻ニテ單ニシテ、當用羽織ノ長サ、色ハ淺黃、文ハ四ツ目結如文、胸紐革也、武家ニテモ正月ハ、加州、陸奥、薩摩等、登城ニ用之、麻ニテ大キナル文ヲ付ル、色ハ品々有リ、頭ニハ烏帽子モ不被、

〔三議一統大雙紙 騎射〕一騎馬の時の嫌物の事、大きなる靭のふしうつぼを付る事、禮の外なり、袖ほそ十德の類、同肩衣は時によるなり、尾袋略儀なり、尾をとる事もなき事なり、腰當是又上下の上には似合す、十德に旅出立の時は沙汰の外なり、

〔貞順朝文書〕一十德も紋を付て可用候、紋のなきは略義にて候歟、是主人社參の時は、馬上の供衆いづれも十德を可著候、我家之紋を可付候、

〔高忠聞書〕一主の供の時腰當をする事すまじきなり、こゝにゐぼし上下きてはすまじき也、但旅の時十德などきては、左てもくるしからず、

〔好古日錄 未〕十德

一故家ニ古十德ヲ藏ム、略○中蓋十德ハ古昔貴賤通用ノ服ニシテ、今絕テ見聞セズ、

〔惺窩藁 續 三〕講筵矜式 書而以賜之 同○中略並

一祝髮之徒者可衣十德、蓄髮之人者可著袴肩絹、是亦我邦俗禮百行之一也、

〔青標紙〕衣服制度的例

一十德　醫師の禮服也、〇中略今も京都にては、平生輿舁是を著する也、袴を著せず、烏帽子も冠らず、手輕く禮服に成故に重寶なるを以て十德といふ、

〔四季草秋草中冠服〕十德

十德の事、今世は醫者の類、剃髮の者のみ著するなり、昔は俗人もこれを著したり、又駕輿丁も著せしなり、

〔翁草百九十一〕一江戸御城御坊主の風俗不宜、分限不相應之事共有之に仍、寛政二年亥十二月、御同朋頭平井專阿彌に被命、御吟味有之趣、左之通、〇中略

一一體坊主共之儀、至而小給之者ニ而、無知之者多御座候處、萬石以上之御方、其外諸御役人衆、於御殿御用向被申付候間、過分之給物等有之、有福ニ相暮候故、全體之分限を忘却仕、結構成者かと心得違候ゟ事起候義と奉存候、〇中略此度勤方之心得、幷萬石以上以下御賴之御用相達候仕方、衣服家作等、召仕下人人數等之儀ニ至迄、作法相定申渡、〇中略

一羽織之定古例

裝束之節は　十德〇下略

著用法

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一十德の事、いにしへは、くずをしろくても、又黑く染ても被用候つる、十德の上に帶をし候つる、又奉公の人などは、犬追物見物などの時は、すはうはかまの上に十德を著、ゑぼしを持せられて、若よび入られ候へば、十德をぬぎて烏帽子をきて被出候よしなど申候、〇下略

〔諸大名出仕記〕社參の時の十德には、常の巡方の如く紋を付申候、又地紋にも付る人候す、袴も後ごしと又兩のもゝだちとに付候、是も地紋にも仕候、但地紋は略儀に候、遠所の社參の時は、十德を著て、其上にふと帶して腰當を仕、太刀をはきて靱を付、同弓を持候ふ事、帶は白き布をほそくおりて、それをくけて用候也、

放十德

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一十德の事、〇中略はなち十德は御禁制のうち也、

〔貞丈雜記五裝束〕一はなち十德は、御禁制の內也と、條々聞書にみえたり、はなち十德とは、下に袴を著せずして中帶ばかりにて中帶とは、小袖の上にする帶也、十德を著たるを、はなち十德と云、下に袴を著て上に十德をはなち著ギにきたるは、はなち十德にてはなきよし、武雜記に見へたり、十德には白布の帶あり、帶をせずして帶をはなして著るをはなちぎと云也、

〔人賢記〕一はなち十德と申事は、下にはかまを著用にて、上に十德をはなちぎにき候へば、はなち十德にてはなく候、中帶ばかりにて十德を著用候を、はなち十德と申て、尾籠の事にて候、古よりもはかまのうへに十德を著用候事は有し事にて候、むかしには葛をくろくもいかやうにも染て用申候、又十德の上に帶をも仕候し也、

〔河村誓眞聞書〕一十德の事、昔はくずを白くても、染ても著候て、上に帶をゑ候つる、うちかけは御きんせいにて候つる、

著用例

〔花營三代記〕應永廿九年九月十八日壬申、有伊勢太神宮御參宮、〇足利義持御供事路次十德也、

〔建內記〕嘉吉元年三月廿三日、雨下、室町殿〇足利義勝爲伊勢御參宮今朝令進發給、路次之儀內々十德云々如例云々、

〔康富記〕文安四年四月九日、清水地主權現祭也、執行坊構棧敷、入申鷹司殿、〇左大臣藤原房平自兼日可參之由、被仰之間、異體參之、十德小袴

〔齋藤親基日記〕文正元年三月十七日、御參宮、〇中略走衆六人、手替六人、乘馬打御供衆後、〇中略次御輿、被著御十德、

〔奇異雜談集一〕五條の足輕京にて死するに越中にて人これにあふ事

應仁の亂中のことなるに、東洞院と高倉との間に、足輕一人あり、名字ハ忘却夏の比なるに清水にさんけいす、あさめしいぜんに、隔子のもんのかたびらに、もよぎのもぢの十德に、かたなわきざしにてやどを出づ、〇下略

〔二水記〕大永六年二月十三日、未剋伊勢國司〇北畠上洛、乘輿也、馬上卅騎許有之、密々上洛云々、仍各笠、十德之體也、

〔足利季世記四三好記〕畠山卜山之事

其年暮テ、明レバ天文三年ニ成ル、其ノ比故畠山政長ノ子息尾張守尙慶十八歲ニテ出家シ、道號ヲ卜山ト號シ、高屋ノ城ヲバ子息稙長ニユヅリ、我身ハ紀州ノ廣ト云處ニ隱居シテ有シ時、紀伊國住人湯ノ川庄ニ直光ト云モノ、小松原ト云所ニ有テ、卜山ノ下知ヲ背ク、〇中略爰ニ湯川直春ガ一門共、山サンハト云山家ニ流牢シテ居タリケルガ、其中ニ湯川民部少輔ト云モノヽ子ニ、業阿彌ト云法師アリ、粉川ノ邊ニ有ケルガ、直光ガモトニ來リテ、扨モ我等ガ怨敵卜山ヲ此時打取事安カルベシ、卜山ヲ打トラバ、一門一味シテ本領ニ安堵セント思フ也ト云ケレバ、湯川悅ビイロイロ謀事ヲ廻ラシ、カノ法師ヲ陣僧ニ作リ、廻狀ヲ書テカノ陣ニ送リケル、然レドモカノ業阿彌、運ヤヨハカリケン、大將ノ卜山ヲ見知ラザリケレバ、陣中エ入テ見レバ、卜山十德ノ衣ノ中ニヨロヒキテ遙ノワキニ立給フ、

〔家忠日記追加十八〕慶長十年四月廿六日、台德院殿〇德川家忠將軍宣下の拜賀とシテ、車ニ駕シテ朝ニ入給ふ、

八德

行列〇中略

三番御先行　右長刀小者同同　青山口付常陸介忠成　傘持十德白布帶刀サヽス

〔武功雜記〕一太閤薩州へ人數ヲ被入、鹿子島近所マデ御座候而ヨリ、薩摩降參候、明日野陣ニテ可爲對面候由御免アリテ、其日廣野へ御人數ヲソナヘ、太閤、床几ニ座シ給フ、義久剃髮十德ヲ著シ無刀、家老四人是モ同姿ニテ出ラレ候、

〔百一錄〕貞享四年四月三日、仙洞御幸始、入御于鳳闕、午刻白御裝、十德之者供之、

〇

〔倭訓栞中編十志〕ぢつとく〇中略又十德と書るより、八德の制も出たるなるべし、享祿の比より侍の服にも八德を用ゐし也、

〔貞丈雜記三小袖〕一八德と云物あり、〇中略八德と云は、胴服の事なるべし、其形十德に似たる故、八德と異名を付たる成べし、

〔武家名目抄衣服十一〕八德

按、八德は其體十德にやゝ似て下れるものなれば、この名あるにや、十德に對へていへる秀句なるべし、又是を羽織といふ、

〔萬金產業袋五衣服〕袈裟衣之大概〇中略

居士衣、八德、十德、これ中古の製作もの、殊には居士衣、八德は、なを近代の物にて、仕立やう一概ならず、尤故實もなき事なれば、さま〴〵に物好風流をかざりて目だつやうにす、八德はもつはら著用する事、俳人畫工にあり、右の三品、釋門ゟ是を俗衣とする事、居士衣、八德は、いかさま唐の山谷、陶淵明が衣體にも似たれば、げには俗衣ともいべきか、〇下略

〔瓦礫雜考一〕五德三德〇中略八德

さて八德といふ服は、產業袋といふものに、居士衣(コジエ)、八德は、猶近代の物にて仕たてやう一概ならず、尤古實もなき事也といへるがごとし、さま〴〵意に任せて風流に製る事と見えたり、十德に及ばぬものなれど、近く似よりたる心にて名付しにや、

〔裝束集成六衞府具足近衞次將甲及召具〕八德

當代裝束抄云、八德、十德のごとくにして袴有り、常の如くなり、或記云、又八德、十德のごとくにして袴有り、常のごとし、轅舁下部著之、紋所有、染色不定、地は布也、木綿も著歟、四ツ目結のやうなるもの、

〔伊勢兵　頭貞宗記〕肩衣の上に八德などの事

一はつとく又はかたぎぬなど打かけ、貴人の御前へ參り候事いかゞニ而候、ぬがれ候て可然候、○下略

〔孝經樓漫筆三〕八德

侍、享祿前後よりは多く八德を用ゆ、今の袖なしの上下の起る所か、○下略

〔時慶卿記〕文祿二年五月十二日、午刻以前ニ初當座探畢テ食御相伴候、二三膳迄被下候、金銀也、紹巴父子、昌叱父子迄御相伴也、殿下○豐臣秀吉肩衣袴各其分也、○中略玄仍ハ八德也、

羽織　法被　半天 併入

羽織ノ名ハ、或ハ羽ニテ織リシニ出デタリト云ヒ、或ハ通常ノ服ノ端ヲ折リテ著セシニ起レリト云ヒ、或ハ衣服ノ上ニ帶ヲ用ヰズシテ放(ハフ)リテ著ルヲ謂フト云ヘドモ、皆明徵ナシ、蓋シ始ハ衣類ヲ保護スル爲ノ外套ニシテ、略服ナレバ、人ニ面會スルニハ必ズ之ヲ脫却セシ

名稱

ニ、後ニハ親昵ノ人ニハ著ナガラ面會シ、終ニハ袴ト相具シテ一ノ禮服トハナレリ、其長短ノ如キハ、時ニ隨テ甚シキ沿革アリ、皆藝人ノ風ヲ摸スルニ由レリ、而シテ醫者ハ多クハ長羽織ヲ著シタリ、又蝙蝠羽織ト稱シテ、一種短キ羽織ヲ著用セシ事アリ、又袖無羽織、廣袖羽織アリ、又紙子ニテ作レルモノアリ、而シテ多クハ陣中ニ著用セシナリ、陣羽織ノ事ハ、兵事部甲冑篇ニモ在リ、參看スベシ、ブツサキ羽織ハ乘馬ノ際著用ノ便ヲ謀リ、背後ノ下ヲ割キタルモノナリ、火事羽織ハ革或ハ羅紗ニテ製セリ、火事羽織ニアラズシテ革ニテ製シタルモアリ、サレドモ寬政年中ニハ、鳶ノ者ノ革羽織ヲ禁ジテ、木綿法被ヲ用ヰシメシ事アリ、又婦人ハ羽織ヲ用ヰザルヲ以テ禮ト爲シ、一時ハ之ヲ禁ゼシ事アリ、

法被ハハツピト云フ、木綿ニテ作ル、半天ハハンテント云フ、縮緬、絹、木綿、革等ニテ製セリ、

〔和漢三才圖會二十八衣服〕襦(ハオリ)　今云羽織、俗云道服、

按襦、短衣也、小襦爲衫、俗云羽織也、其缺骻衫者、馬上所用羽織也、士庶人著之於衣上、猶鳥之羽翅、故名之、尋常似爲禮貌、蓋官家有道服者、古制與此略似、故又稱道服、

〔本朝世事談綺一衣服〕道服　襦(ハオリ)　羽織○中略

又襦は馬上の具也、漢の襦は袖細し、俗に小手袖と云類ひに同じ、和の襦は袖なし、今陣襦と云ふ類ひなり、今庶人の羽織と稱するもの又相似たり、衣の上に是を著に鳥の羽翅のごとし、よつて羽織の文字あり、

〔橘庵漫筆三〕世俗貴賤の差別なく羽織と稱する物を著くす、園太曆の趣を以按ずるに、承久の兵亂の後、公卿大に窮給ひて、衣服調度ほゐに任せられず、勿論車馬は愈不隨意に而、衣冠束帶の御方も步行し給へば、晴の服に塵埃の蒙らんことをいとひ給ひ、衣冠などの上へ明衣(ゆかた)などの服を上張(うわはり)步行し給ふ故に道服と云、其上張の妻の地に引を折てはさみ給ふ故服折(はをり)と稱す、服(は)は身に

服る衣の總名也、呉服をくれはと云も、禽の羽翼をはと訓も、みな身に被ものゝ稱なり、羽二重と云も、御召絹の念を入て恒の絹を二重合せ織しごとき絹と云稱ニ而服二重なり、獻上に八反掛の名有がごとし、端折羽織の諸說多けれど信用し難し、殊いにしへは狩衣素袍計被召て、奴袴はかまの類を被召ざりし事、褻に有事なり、故に一向宗の拜禮に肩衣ばかり懸るも、褻の故實殘りたり、然るに等持院尊氏公服折に袴を著することを初給ひしが、拜謁の時服折を去りしより、終に袴ばかり著する樣に變せりとぞ、一向門徒と辻打放下の囃子かたのみ肩衣ばかりを著せり、又陣羽織と云ものは、道服の意とは異なり、是は具足の威を敵に知られまじき爲に設しものとかや、また民間に袖なし服折を甚兵衞ばおりと云は、陣兵はおりの轉せしとなり、

〔老牛餘喘初編中〕はをり

伊勢氏筆記に、天文永祿ノ比、室町殿ノ申次ノ役ヲ勤タリシ伊勢六郎左衞門平貞順ノ記ニ、胴服ノコト見エタリ、此頃既ニ胴服アリシ也、其服タケ短クテ、胴バカリヲ掩フモノ故、胴服ト云、此胴服ノ一名ヲハフリト云、ハフリト書テ、ハヲリトヨムナリ、胴服ハ帶ヲトカズシテ、ハナチテ、ハフリカケテ著ルユヱ、ハフリト云、放ノ字ナリ、室町日記ニ、三好長慶ガ京都ヘ具足羽織ヲアツラヘシコト見エタリ、羽織ノ假名ニハ、ハヲリトカケド、是織ノ字ニ付テカナ誤ナリ、本ハハフリナリト見ゆ、今按に、ハヲリは羽折にて假名違へるにあらず、もとは常の衣を裙を內に取上て、腰のあたりにて折て著たるをいふなり、今も田舍の婦人は玄かするものあり、羽は衣のことなり長白羽神と申名の羽も衣の事なり、鳥の衣を羽といふも同じ、世に人の歸らむとして衣をとゝのふるを、ハツクロヒといへり、かの裙を內に取上て、腰のほどにて折て著たるよりはじまりて後には衣の裙を切たるが、今の羽をりなるべしと思ふはいかに、伊勢氏の說もいはれたれど假名違また物どほくおぼゆ、よりて思ひよれるをこゝに玄るす、

起原

〔四季草秋冠服中〕羽織

羽織の事、古は胴服といひしなり、其たけ短くて胴計りをおほふゆゑの名なり、後にこれをはをりといふなり、又道服といふ物あり、是は公家衆の用ひ給ふ物なり、胴服とは別の物なり、裝束拾芥抄などに見えたり或說に、羽織はむかし異國より鳥の羽にて織たる服を渡したるを、其形に似せて裁縫したるものなるゆゑ、羽織と名付といへり、是は羽織と文字に書くにつきて、造り出したる妄說なり、實ははふりと書て、詞にはをりといふなり、あふひと書て、詞にはあをひといひ、あふぐといふと同じ例なり、はふりといふは放の字なり、○略中たとへばつなぎたる物の、はなるゝやうの事を、はふらかすなどいふなり、俗語にはふりなぐる、ばふりかくるなどいふも同じ詞なり、胴服をはふりといふも、上より帶をせずしてはふりかけて著るゆゑ、はふりといふなり、それを詞にはをりといふなり、はふりかくるは放掛の字なり、帶にておさへずして、放ち著にきるゆゑの名なり、羽織の字は、詞に付てあて字にゑたるなり、

〔太閤記十八〕竹中半兵衞尉

此竹中は濃州菩提の城主にして、安藤伊賀守が聟なり、○略中戰場の出立は、○略中餅の付たる青黃の木綿筒服を長々と打はをり、ゆらり〳〵と打見えしなり、

〔我衣〕羽織ハ天正年中ヨリ始ルトミヘタリ、茶人ノ服ナルベシ、絹ノヒトヘヲ元トセリ、下郎ヨリ始ルモノニ非ズ、又禮服ニテモナシ、閑居ノトキノ著ルモノ、上ニハヲリテ、客ニ對面スルトキハ、取テワキヘ置キタリ、羽織ノ文字モ後ニ書出シタルベシ、慶長比ヨリ心安キ人ニハ、羽織ノ儘ニテ對面シタリ、元來チリヨケニテ、衣類ヨゴレザルヨウニ、儉約ニテ心ヅキタルモノナリ、イツノコロヨリカ、下郎モ上ニモ禮服ノヤウニ思ヒテ、後ハウスモノ、羽織ヲ仕立、或ハ袷、綿入ニモ

シテ著シ、袴ヲ著シテ公儀ヲ勤ムルヨウニハ成タリ、

上古羽織ノ拝領ハナシ、是ニテ知ルベシ、

寛政ノ末ヨリ、女ノ兒ノエリノ後ヘ紋ノ隠ルヽホド切レヲ當ル、是ハタヾ襟ノ垢付ヲイトヒテ仕出タルナリ、夫サヘ近年ハビロウドヘ緋デリメンノヘリヲトリ結構ヲ盡ス、今ハエリヲ當ヲ賣ル呉服屋モアリ、是等後世ハ禮服ノ内ニモ入ベキカ、可笑々々、

〔春湊浪話中〕羽織

羽織又道服といふもの、其起る所人によりて一にあらず、裝束拾要にみへし道服といふは、宮門跡、又攝家にても著し給ふ、されども兩親御在世の時には憚り給ふとぞ、是らも佛道者の服といふなる故なり、さらば道服とは道者の服の中略なれば、今醫師陰陽師の類剃髪せしものヽ著る羽織といふは、皆此道服に倣しものの成べし、又俗の著る道服或は羽織といふ物、今專ら用て下ざまなるに至ては、歩行羽織、足輕羽織などいふ類あり、是は上にいふ道服と其制其名も同じくして、其起る所大に異なり、此道服は道路の服といふことなり、嚢抄に、道服は略内にて可著ものにはあらずといふ則是なり、是をそれより以前は打かけといひしにぞ、舞の本に、鈴木三郎重家が高館へ參りし時の詞に、わらづぬぎて、上に著たる打かけぬいで、ふはと捨てとあるも、道路の服なればなり、又鹿苑院將軍義滿足利の嚴島詣し給ひし時今川了俊の書し道記に、此たびはめづらしき打かけといふものを、同じすがたにき給ふ、花田のめゆひに染て、袖口ほそくすそひろきものと書たれば、其比より專らになりて、後に道服といひ、今羽織といふものにはなりたり、其羽織といふ名をよぶ事をも、さまざまの説あれども、さも有べしとおもふこともなし、昔に打かけとよびし名のるひにて、衣服のうへに打はをるといふことより、羽織とはいふなるべしいつよりか今は道服のみにもあらず、座間にも打著て、貴賤をわかず、衣服の一物となり、俗にて今は

製作

襲の服といへるがごとし、

〔青標紙〕衣服制度的例

御紋付御羽織之事略中

一羽織袴　羽織は足利家の時道服と云物有、其丈短くして胴ばかりに著之、此一名を羽織と云、帯をもめずしてはをり懸て著す故の名也、昔は常に著せず旅行抔に風を凌ぐ爲也、今は羽織と云もの禮服の樣になれり、

〔翁草百四十五〕或人ノ云、羽織は殊外近世の物也、中人以上のばさら事の伊達に、稀々に著たりし事也、然るを頃日に至ては、上下共に禮服の如くに一統に著る事になり、表向にて時服拜領等に、羽織を副らるヽ樣に成しは、百年以來の事也と云り、倩思ふに、七十餘年以前、余が稚き頃迄は、子供に羽織を著せる事なし、適町家などには、振袖の羽織有り、余も美しくて是をせがめば、士の子は袴計りがゝりヽしくてよしとて、古風なる父母は何れも之を容さず、其頃老人の申せしにも、我等若き時分迄は、羽織を持る人稀也し、尤常には著る人もなく、花見遊山やうの事に著せし許也、今の如きは常憲院殿德川綱吉の御代ゟの風俗也と云り、然れば全く近世の事と聞ゆれども、又本文の通りを本說と見れば、二百餘年以前ゟ此服は有ながら、民間には無りしと見へたり、

〔萬金産業袋四衣服〕唐物類略註

羅紗略中もし羅紗にて羽織を裁んには、幅四尺壹寸ゟうへ有時は、一ッ身にして、くじら壹尺七寸のゆきになる、眞中の折目を背として一身裁、袖身ニ縫目なきを詮とす、略圖如此一身にたつ時は、身袖わき入レまで一ト切レの續にて裁るといへども紿なし、紿は身だけ貳尺五寸の羽織なれば引廻して二重に、また紿廻し八寸共、くじらにて五尺八寸入ゆへ、横切レに取て羅紗の幅鯨ニなをし、漸三尺三四寸の間なれば、中にて羅紗つぎにつぐ、繼ても一圓見へぬもの也、又幅に

て衿だけを取ル時は、くじらにて五尺八寸幅にて取り、漸衿はゞ七寸縦にとれば、大分跡に切レ出ル事也、よつて多くは横切レにとり、中にてつぎて仕立る、尤羅紗は切レに竪横なし、横に成とも竪に成とも勝手につかふ、一ッ身裁ニしても袖下まへ落しみな切レ出る、

〔萬金産業袋五衣服〕寸尺幷字類〇中略

今世に羽織とて、もつはら用ゆるは、そのかみは鳥の羽にて織、具足の上に著たるとかや、皆袖なしにして、陣羽織などいひて用ひし、今その遺風世につたへて、近代は民家工商の人の禮服とぞ成し、〇中略

地積の微考幷圖〇中略

縮綿羽織のたちやう總じて前ゑりだち也、身の後、兩袖のわきをとし切レ也、但此裁やう、縮面計にもかぎらず、くじらにて一尺五寸はゞの物にて、羽織をたつ時は如此、上純子などの羽織も、此たちやうを用ゆべし、又茶宇島などにて、小たち羽織をたつ時、身はゞ、ゑりはゞをつもり如此すべし、

〔我衣〕羽織、天正ノコロ、丈キハマリナシ、天和貞享ノ比マデ、其人ノ丈相應ニシテ著ル、元祿ヨリ京大坂羽織ノ丈甚ミジカシ、此比京ノ人多ク銀座ヘ下ル、銀座元祿ノ比ハ、三寶四寶（ミツボウヨツボウ）ノ吹キ最中ナレバ、繁昌世界ニ及ブ者ナシ、晝夜金銀ヲマウケ、若キ手代ハ我勝ニ惡所ヘ行テ、金銀澤山ニ遣フユヘ、惡所ニテモ尊敬シ、銀座客ヲ我一トモテナス、世上ノ人是ヲウラヤミテ、形銀座ヲニセタリ、銀座モノ袖永ク、カヽトヲ打、羽織短ク袖下ニ等シ、是ヨリ羽織江戸モ短ク、小袖丈長クナル始メナリ、享保ノ比、羽織丈元ヘ歸リテ中分ナリ、元文ゴロ上方ヨリ都古路豐後樣ト云淨瑠璃語リ下ル、此一流皆羽織長シ、元文ヨリ此風世上ニハヤリ、先ヅカタチヨリ我身ヘ寫ス世ノ中ナレバ、此一節ヲ學ブ若手ハ、先髮ヲ宮古路風ニユヒ、羽織モ長クセリ、後々ハマナバヌ人モ羽織長クナル、

〔昔昔物語〕享保の末、元文の比より、寛延の今に至りて、若き衆の風俗衣裝、女の如くにきびすを打ほど長、〇中略又近き比〇寛延羽織の長二尺八九寸にして、紐は太く、是も甚だ長く結び下げ、ゆふだすきかけたる樣にして、鬢はひたいの角とひとしく厚く、卷髮とやらに結たる人多し、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕昔より長短さま〴〵にかはりしは羽織なり、古畫をみてもいたく替れるは知るべけれども、さもあらぬはしれがたし、大かた寛文已上は長きやうなり、其内にもかふむり羽織などいひて、いと短き一種あり、延寶已下はすこし短くなれり、〇中略衣食住記に、享保頃二尺二三寸、元文には段々長くなり、二尺五六寸、三尺に餘る、明和の頃短く享保にかへる、安永の末、天明に又丈長く、身巾ひろし、元文頃、長紐足の爪先へ屆く云々、

〔我衣〕元文ヨリ町人ノ羽織丈長クナルハ、淨瑠璃太夫都古路ニ始ルナリ、醫ハ東國西國トモニ昔ヨリ長キナリ、モツタイ計ニモナシ、一體僧衣ノ略タルモノカ、官モ、法眼法印ニモ任ズ、衣ヲカタドリタリトミユ、俗人何ゾ衣ヲ著センヤ、

〔皇都午睡三編上〕京攝にても大名縞に絣の入しを以、前田沼縞とてはやりしよし、松坂縞より郡山摺兀（ハガ）し、染色にても路考茶、璃寛茶、芝翫茶と移り變り、伊豫染、鳶色、鐵、納戸茶うらが止て、花色裏になるかと思へば、羽織の長いがお醫者計りに殘りて、跡は殘らず短ふなる、八藤の摸樣がうさると、麻形がはやるなど、誰いひ合すとなく移り變る、都會の流行とは云ふなり、

〔我おもしろ上雜〕やごとなき御かたのお羽織の胴裏、四度まで書てたてまつりける後、又も書てよとありければ、

おもひよるはしこそなけれ五つめはわたし（私渡）もこまる羅漢どううら（胴）

白紗綾の羽織の胴裏に

かき（書）いる・羽織のうらの（白紗綾）しらさや（鞘）はきれぬたち（大刀）をやよしといふらん

羽織紐

〔我おもしろ上畫賛〕狂言の末廣がりを畫し羽織の胴裏に
過しころ、此胴裏に何ぞ書てよとあるを、簞笥に入置て、そのまゝに忘れけるが、はしための
見覺ざる羽織のありしといふからに、とくとり出て、げにもさうよやよげにもさうよとて、
とみに書つく、
ざれ繪さつとかきし羽織の胴裏も末廣がりになりし脇入
〔賤のをだ卷〕一義太夫節は、有廟の御代より流行出しといへり、されば豊後ぶしの流弊、次第に淫
風に移りて、遊士俗人の風俗、あらぬものに成行て、○中略衣類對の羽織を著、長きひもを先にちひ
さく結び、下駄の齒にかゝるやうにして、腰の物は落しざしにさし、懷手にして駒下駄はきて、市
中をぶらり〳〵と歩行たり、○中略
一羽織の紐も品々流行たり、先平打の眞田紐にして、長さ三寸或は五寸位、幅は廣きを伊達とす むすぶ所
はわなにして、ぼたんがけなり、是は尤流行たることなり、又細き打紐をいく筋もよせてこしら
へたるもあり、是も牡丹掛なり、後は銀の鎖を紐にしたる人も有けり、○圖略
〔我衣〕紐○羽織ハ元來トモ切レニテクケタリ、十德ノ略ナリ、天和マデ八ツ打ナリ、貞享ヨリ平打廣
シ、元祿迄用ユ、寶永ヨリヒラ打牡丹ガケ、正德黑ク短キセマキボタンガケハヤル、綾打武家用ユ、
享保末ヨリ紐太ク少シ長クナル、元文長キヒモ四重ニトリテ左ヨリ右ヘカラゲ付、片ヒモヽ有
リ、又結ビテ帶ノ下ヘ下ルモ有、見苦シ、其比市村羽左衞門帳元ニ庄左衞門ト云者、羽織紐ヲ繩ノ
ゴトクナヒテ、牡丹ガケニシタリ、然ドモ世上ニ知モノナシ、寬保三年ヨリ世上ニモテ遊ブ、延享
ニ至テ絲屋ニテ作ツテ店ヘ出シ置ナリ、
一如此庄左衞門ハ黑糸ナリ、延享ノ比賣シハ茶ビロウド、
二其後二重ニシタルモ出ル

其比黑或ハ紫ニテ八ツ打ニシ、金糸チラ〳〵入タリ、見事ナリ、皆延享ノ仕出シナリ、若手是ヲ
用ユ、

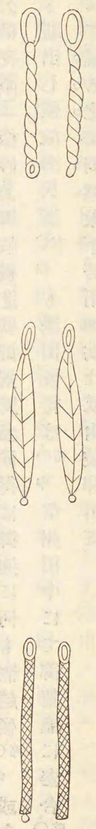

三古來八ツ打細ク短キ黃ガラ茶、後フトクシテ黑紫ニスル、貞享ゴロナリ、古來ヨリ少シフトメ
ナリ、

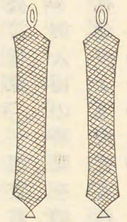

四元祿ゴロ平ウチ幅廣シ、淺黃ハヤル紫モアリ、寶永ニハボタンガケ、
寶永ゴロ平打出ル、幅セマクミヂカク、ボタンガケ、スミル茶多クハ黑シ、
綾打寶永ヨリ出ル、享保比フトク長ク、先キトケルユヘ不用、
五享保末元文比ニ、都古路風ノ黑八ツ打出ル、長紐ナリ、
六其後黑糸ニテ少シ細キ八打ヲ四重ニ取リ、左ヨリ右ヘカケ、片ヒモニスルモノモ有リ、見苦カ
リシ、

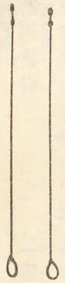

右ノ外ヒモハ大名ノ御家風アリテ、古來ヨリ定有、格別ノ相違モナシ、但町人ケ樣ノ物好キヲ

地質
色目

スルコトナリ、寛延元太白ノ糸ニテ、幾重モ幾重モ合テヒモトス、見苦シヽ、同三年、京師ヨリ組モノヽヒモヲ出ス、或ハ輪違ヒ或ハケマン結ビ、網ノ手品々アリ、何レモボタンガケ、

〔翁草三十一〕彼彌平次〇三宅後は明智左馬助秀俊と號、日向守肱股の將と成、白練の羽織に狩野永德に雲龍を墨繪に書せ、具足の上に著し、二の谷と云名物冑を著、明智が先手を勤、度々の高名其功隱れなし、

〔岩淵夜話別集下〕山名禪高當時交代寄合、但州采邑七千石、山名氏ノ祖、或時いかにもふるき黑き羽織の所々破れたるを著用して、御前へ出られけるを、大御所家康公御覽じて、禪高其羽織はと御尋有り、禪高袖かき合せて、是は萬松院殿義晴公に拜領仕候と被申上ければ、公聞召、ホヽウ流石山名殿ほど候よ、返す返す殊勝也と、御感賞有しとかや、

〔南龍公言行錄三〕一賴宣君砂の丸馬場にて、御馬を召けるに、其節俄に時雨降り來り候故、南のだし櫓江御入、雨の晴間を御待被成候、〇中略御近習衆へ仰せ聞られ候は、三左衞門は細川越中守三齋子也、幼少より使立られ、見習ひ聞習ひ候ゆへ、あのかい〴〵しさを見よ、貳千石取てゐる身が跣にて、毛綿のはおり、手傘をさし、歩行の者は鬼の子の樣なるを、大勢つれて通りたる利發さよ、あれこそ武士なれ、〇下略

〔微妙公御夜話〕一微妙公御暇被進候御飛脚參候得ば、御迎に何も罷越候、〇中略或年何も承懸に我先にと駈出し候故、瀨兵衞〇山本も罷出候得ば、〇中略信州田中にて御駕籠に參合、〇中略其夜善光寺御泊にて、羅紗之御羽織被下、著用御供仕候由被仰出候、

〔一話一言二十四〕赤城義臣傳抄

良雄〇大石ハ外戚池田玄蕃ガ招ニ應ジテ、備前ニ赴クト稱シテ〇中略出都、四條ノ道場梅林庵ヲ借テ暫時ノ寓居トス、折柄菊屋彌兵衞ト云絹ヲ賣人、親ク出入シタリケルガ、此者ニ命ジテ父子及ビ其外同士ノ裝束ヲ拵サセケルニ、腹卷仕立ノ著籠、裏ニ萌黃ノ金襴ヲ用、浮紋ノ裁付、紅梅裏ノ黑小袖、羽織ハ黑羅紗ヲ用、袵ト袖覆輪トヲ白ク大筋ニシテ、頭巾ノ裏ニハ兜ノ鉢ヲツヽミイル、火事裝束ヲゾ摸シケル、父子ノ出立割符ヲ合セタル如ク、同ジ絹ヲ以製之、其外同士ノ著籠ハ、紅ノ布ヲ裏ニ用、裁付ヲ脚絆ニカヘタリ、其外小袖羽織等思々ニ地絹ヲ替タレドモ、羽織ノ大筋ト小袖ノ紅裏、頭巾ノ前立物等ヲ以、相印(ワリフ)ト仕ケレバ、摸樣ヲ用ルコトハ四十餘人ニ至テ、少モ違ザリケリ、

〔柳營秘鑑八〕小金中野牧御鹿狩之一件同繪圖

一享保十一丙午年三月廿六日、將軍家下總國小金中野牧御遊獵之節御定書、御用掛供奉之面々、幷御場所繪圖左之通、〇中略

一當日、御召毛天鵝絨之御羽織被爲脫之、御懇意之御諚を以、御手自松平左近將監ニ下賜之、〇中略

一御狩之節罷出候面々〇中略

一西丸御書院番より

曾我周防守組　羽織黃色　五人
酒井豐前守組　羽織赤地　五人
藤堂伊豆守組　羽織白地赤亂星　五人
牧野播磨守組　羽織白花色幅交　五人〇中略

一御小姓組

一番組番頭　大久保彥兵衞〇中略
四番組番頭　阿部出雲守
五番組番頭　松平伊勢守
六番組番頭　金田周防守

騎馬一之手羽織紫
二之手羽織白赤段々
御番衆羽織黑
御番衆羽織白地中黑

七番組番頭　御番衆羽織白○
水谷出羽守
八番組番頭　御番衆羽織白○黒片身替○
澁谷隱岐守
一大御番方　五人
番頭　御番衆羽織赤○
山名因幡守
番頭　御番衆羽織紺○
植村土佐守
番頭　御番衆羽織白○
森川下總守
番頭　御番衆羽織赤○地○黒○紋○
三浦肥後守
番頭　御番衆羽織本式金紋也、黄○紋、五人
山口伊豆守
番頭　御番衆羽織白○地○朱○紋○五人
小堀備中守
一小徒人組　御番衆羽織心持次第伊達羽織可レ著レ之　拾五人
頭　岡野權次郎

〔有徳院殿御實紀附錄十七〕華麗の服飾を禁せられしころ、○略中中にも小普請奉行河野豐前守通喬留守居番多賀左衞門常房など、衆にさきだちて時弊を矯んと思ひけるにや、日々木綿の羽織を著し出仕しける、是もその頃の事にや、濱の御庭に御遊覽ありしに、今日は鷹狩にあらねばいづれも羽織袴にて供奉せよと仰られしに、小姓小納戸の人々絹の羽織きて出しを御覽ありいつものごとく木綿の羽織を著るべきを、今日は何とて絹を著たるや、すべて左樣に衣服の品をそなふるは、あしきことなりと仰ありしとぞ、

〔甲子夜話七〕享保質素ノ令モ、オノヅカラ薄ラギシヤ、寶曆九卯年ニ、衣服ノ制ヲ仰出サレケル旨アリシ頃ハ、老中ノ供廻リ絹ノ小紋羽折著タルモアリ、御城ノ坊主ハ皆無地ノ黒絹羽折ナリシトゾ、麹町ニテ輕キ男、木綿袷ノ上ニ飛紗綾ノ帶ヲ結タルヲ、其町ヘ預クルトテ、名主ヲ呼出シタレバ袴羽折ニテ出タルガ、其羽折縮緬ノ小紋ナリシトテ、先コレヲ大ニ叱リ、シバラク遠慮申付タルヨシ、

〔古朽木〕第二回　天滿宮八十八に宣告す
先第一汝が虛飾には困り果た、此所へ來て願を懸るに、其替縞の羽織も銀の煙管も無用ことなり、○略中

第六回　八十八近在へ旅立の事
大手櫻田の氣色はいふも更なり、見付の猩々緋は初日に映じて花麗に、立番の絹羽織は空の色を帶て長閑なり、

〔根南志具佐三〕此龍宮界にては、琴三絃などは、能衆ばかりの翫びかと思ひしに、かゝる少き暮しにて、娘に三絃彈すとは、扨々人間と云ふて、小紋羽織を手に提げた男來り、○略下云ふものは、おごりしものかなと思ふ內に、きびらの帷子著

〔奴師勞之〕小松百龜が若き時、元飯田町に時、小紋の羽織を懷中して、護持院の原のかなるいやしき裏店にても、羽織もたぬもの有るべきや、

〔遊藝園隨筆抄〕四月天保十四年十三日日光山へ御參詣として御發輿○德川家慶○略中右大將樣家定世子西丸より御入あり、御對顏濟の上、六ツ半時二寸前にて御成、但し黑の御丸羽織に御野袴なり、

〔遊藝園隨筆抄〕御目附部屋之坊主殿中を周旋する給仕の坊主なりに松下閑蹐といふものあり、俳諧をよくし、氣分清潔にして、こゝろある人物なりけり、此人土岐丹波守が御目附たりし頃、御目附部屋に勤むるに、黑紬の羽織を著し、鼻紙は塵紙を懷にせしこと常なり、或時丹州之を笑ひしに、彼いふには、なかまの者は、何れも常に、黑縮緬の紋附の羽織を著し候得共、それは皆諸侯方より賜はる所に

種類　單羽織

して、鼻紙とて別に諸侯より贈りはいたし不申候得共、いづれも諸侯より時々に贈る所の金子を以て買ものなり、なかまの者は、其贈物を受るがゆへ、諸侯のためにのみ奔走して、諸侯の奴隷の如し、此坊主は公儀の人なれば、いかに薄給なりとも、諸侯の奴隷となり、其紋附の羽織を著るは、深く恥べき事と存るが故に、斯は自辨の粗服を著すとのことを以てせりと、夫れ世の中には、此閑蹐坊に恥るもの少しとせず、

〔ひともと草〕王子祭　　橘洲

今日は文月十三日なりけり、名にたてる王子の御祭見んと、まだ辰の時ばかりに、礫川なる茅盧を出るに、秋ながらなほ大暑の酷吏威盛かんにして、清風の故人いまだきたらず、〇中略あたりを見れば、大江戸の人もあまたいり居たり、みな人肌ぬぎ腕まくりあへる中に、まだ廿にはたらぬ男子の、さすがに羅の羽織の衣だにぬがで、扇なかば開きつかひ、〇下略

〔一話一言三十八〕御徒七番組書留之内數條〇中略

一奥一の御挟箱黒縮緬御羽織入有之趣に御座候、黒縮緬御羽織被召被爲入候事、御見上申候事、

〔一話一言四十五〕流行落書之事

頃日江戸の流行もの、長大小にあじろ笠、小額のこして柏木染、麻肩衣に藁草履、大胴亂に白茶柄、御厩平に麻羽織、〇下略

〔歳歳餘錄五〕正月いつの比にや、中の町巴屋といふ茶屋へ來り、亭主に逢て、我等始て此里へ來たる故、一向爰の遊興をしらず、何とぞ今夜世話致くれ候て、よろしき遊女に、逢たきよしを賴懷中より小判五兩取出し、亭主へ遣し、これにて入用能樣にたのむよし也、侍の容體植田織の羽織、小紬、茶苧の袴きて、仕立おろしの立派なる衣服なり、

〔我衣〕羽織ハ禮服ニ非ズ、無禮ナルモノナリ、太閤秀吉公ノ大御所ノ時、常ニ小廣袖ノカイ卷ヲ著シテ、上ニ掩フコトヲ見テ略シタル物ナルベシ、其コロ茶人常ニ木綿ノヒトヘヲハヲリテ、小袖ノホコリヲヨケタリ、客キタルトキハ、ヌギテ逢タリ、是ヲ元トス、然レバヒトヘ成ベシ、

〔利家夜話中〕一伏見にて、越後景勝〇上杉口上には御國並の事に候へば、以來は是非々々被懸御目可被下候へ、上洛仕候刻奉賴存候由也、〇中略追付御禮に參度由に候故、山里にて御對面可有由にて、景勝被參候、出立は袴肩衣の上に海松色の單羽折を著し御出候て、山里へ御入、利家へ御對面の時は、羽折を御取、供には直江山城一人參候、

〔肥後物語〕家中質素之風行ハルヽ事

臣〇龜井道載諸國ヲ遊歷シ、士風民情等ヲ何國ニテモ心ヲ付見ルニ、幾度參テモ熊本ノ風俗ニ感ジ入リシ也、〇中略彼國ニテ交リシハ儒者ナリシガ、其面々出勤スルヲ見侍ルニ、袴羽織モ皆木綿也、大城多十郎ト申ハ、元來町人ニテ富有ナル酒屋ナリシヲ、學問モ勝レ、詩文モ達者ナリシ故儒者ニ被召出タル者ナリ、臣以前ヨリ懇意ナル故、遊學ノ時ハイツモ同人宅ニテ止宿ス、同人一日好キ日野單羽織ヲ著テ出勤スルヲ見テ、今日ハ被飾セシガ、如何ナル故ゾヤト問ケレバ、多十郎、今日ハ學校ニテ試業之アル故ナリト云ヘリ、試業トハ稽古人文藝武藝ニ不限、一統ニ其業ノ進退甲乙ヲ試ラルヽナリ、其日ハ侯御出座ナサルヽコトモアリ、左モナケレバ親類ヨリ御名代アリ、次ニ學監、次ニ師役ノ面々相詰ル、其前ニ稽古人有テ罷出、夫々業ヲ勤ムルコトニテ、至テ晴ナルコト故、多十郎モ絹羽織ヲ著シタル也、〇中略

附錄熊本衣服ノ大略〇中略

一侍分單羽織單袴ハ紗綾、日野迄ヲ許シ、無禮ハ不許、但袷羽織裏附袴ハ雖侍分不許、紬ハ無禮トテモ羽織迄ハ許ス、

首書云、無禮蓋給人以下稱號也、給人以下、曩時諸藩各殊其稱、無一定之名、

〔世間手代氣質 二〕得意方を語り付くる淨瑠璃は商の資本

七十歳にて頭を丸め、其後は丸腰に成つて、武士の顔付もせず、木綿物の上に、縮緬の單羽織、三十年に成る編笠を被れば、おのづから日影者、〇略下

〔肥後侯賢行錄〕商賈は絹類越後縮を禁じ、帶と夏羽織は絹をゆるし給ふ、裕羽織は裏も絹をゆるさず、農民は絹類或は鼈甲の櫛簪を禁じ、又桑を植させ絹を織事を教へ織出せしものは、絹を用る事をゆるす、

裕羽織

〔世間旦那氣質 五〕三ケの津の風流を一ツにかためた仁體のよい旦那の生國は江戸訛り扨も西郭の牽頭もちは古風なやうすゝ川東とはちがふたものにて、さつはりとして、よごれてはいねど、河內木綿の島の布子に、飛紗綾の黑い帶、金巾木綿を納戸茶に染たる、萌黃裏の袷羽織を著て、墨繪の鶴龜を少しゑがきし三本物の扇をさし、高等な職人の旦那が、惠比須講に呼れて行やうな體にて、旦那に目見へをし、〇略下

〔賤のをだ卷〕一頭巾も品々流行たり〇略中

又思ひいづるまゝに爰にゑるす、翁が若年の比は、飛さあやを專ら著たり、帶にもゑたり、飛紗綾の袷羽織は御帳書、或は小役人などのおとなし羽織にてよかりけり、今は飛紗綾知たる人もなし、

綿入羽織

〔微妙公御夜話〕一前田對馬殿、黃八丈の綿入羽織、胸紐は八ツ打かげをさして御覽あれの若殿はどなたじやと御意候、夫を被聞候而翌日も著用、毎日々々著用、後には苦くなり、汗をながして著て被罷出候、其後御前に召御鉾柄被下、御懲之御意有之候、其翌日より無著用候、氣強成事を御感心被成候旨脇田九兵衞殿噂承り候、

夏羽織

〔世間手代氣質 四〕巧は深い智惠の海底の知れぬ人の心

薄羽織

本町邊の古手屋の手代、又一風あり、〇略中透通るやうなたうか縮緬の綿入羽織、胸紐は八ツ打の長短は片々しを合せしや、毎日出るに同じ物著ぬは、見世の商物を、親方に隱して、自由にすると見へたり、

革羽織

〔劇場新話 上〕顏見世の事附翁 三番叟式の事

扨式三番十一月朔日曉也、是を翁渡しといふ、〇略中拂樽三枚目の立女形より木戶のものへ、綿入羽織と、ほうかぶりの手拭を出すなり、

〔肥後侯賢行錄〕商賈は絹類越後縮を禁じ、帶と夏羽織は絹をゆるし給ふ、

〔我おもしろ 上〕寄羽織戀

我こゝろゆき（術變）たらねばぞ薄羽織（紬）そでなしとまで君は見るかも

〔一柳家記〕一同年〇天正六年筑前守殿同國〇因幡取鳥之城主畑野作大夫ヲ御攻可被成トテ、仕寄之竹タバ被附候、市助手ニモ總並之竹タバ附申候所ニ、城中ヨリ足輕出、小合戰可仕體ニ相見候由、市助備ヨリ四郎右衞門鑓ヲ持、同若黨小四郎長刀ヲ持、只二人切テ懸、十八九人出候足輕並騎馬武者二人ヲ追拂、然共小四郎ハ討死、此時敵勝ニ乘、取テ返ス、其時四郎右衞門ト城中ノ足輕將ト鑓ヲ合、然所市助內吉田助十郎山中五郎二郎ヲ初、十二人馳付候故、敵早々城中エ引取候、市助感悅不斜、金熨斗付之脇差、羊之革羽織爲褒美四郎右衞門ニ給之、

〔翁草 三十一〕菴原助右衞門物語に、清正は奇妙成大將也、〇略中其頃朝鮮東の方は大半治り、貳三十里の間は、敵も無れば、眞鍋神谷も革羽織革袴を著て出向處に、加藤人數を見れば、何も物具して簞食つけ、旗指物推張り、鐵炮は大繩に火をつけ、兒小性迄も具足面頰を當て、いかめしき體也、

〔天保市令〕町法被仰渡書

申渡

一町抱之者革羽織以來停止ニ申付候間、木綿法被ニ仕替可ㇾ申事、
但品々仕替來七月〇天保十三年朔日ゟ、一統木綿法被可ㇾ爲ニ着用ㇾ事、〇中略
四月

紙子羽織

〔續武家閑談一〕一右之節〇天正十二年四月二十日、小松寺山の戰、中略、信雄勢の內より斥候と稱し、十人ばかり乘出し、敵方の芝土手の內まですゝむ者には、常眞乘大槻助右衞門紙子羽折を著し、眞先かけて鎗を合す時に、〇下略

〔續武家閑談十〕家康公九月廿日に遠州濱松を御立あり、御上洛ケ條之事、
大和大納言殿にて、家康公朝御膳被ㇾ召ㇾ上候處へ、秀吉公白紙子の御羽折、紅梅の裏御襟、袖先き赤き地に桐唐草、萌黃白淺黃色々の絹の半羽織是を蒲生飛驒守其年卅二歲、若き人故狐紙子と申候、子細は右の羽折を秀吉公召て、大和大納言にて御膳半ばの所へ成らせられ、御自分も御膳上るべしと御座候て、卽斯のごとく也、

鳥毛羽織

〔備前老人物語〕一これもいづれの陣の時にや、その人の名もわすれたり、信長公の侍に、博奕に打まけて、馬物具までとられて、淺ましきありさまに成たり、その明けの日、すべきやうなければ、打死すべしとおもひ定めて、紙子羽織のうしろに、黑き餅をかきつけ、大きなるさゝ、板を求て、裾に刻み腰さし物にして戰を待つ、〇下略

〔翁草三十二〕大將の人を知る事妙也加賀利家いまだ前田又左衞門とて、金澤城に被居たる時、佐

佐內藏介成政と弓矢に成越中國木船城を被攻に、利家旗本は十町餘脇に備、先備を以城を攻撃する處に、先手敗軍して下の田中迄二町餘崩來、利家是を見て扨々大崩するもの哉、先手に山崎勝兵衞が居るならば、最早返べき筈なるに、如何せるやと被申處に、誰とは不知敗軍の中より武者一人守り返す、是に勵されて加賀勢暗と大返しして、敵を城へ追込む、暫有て先手ゟ鳥毛羽織の使番來て勝を注進す、利家聞て誰が眞先に返しけるぞと被尋に、山崎勝兵衞一番に返して突返し候と云、利家聞て左有べき事也と被申、大將の能く人を被知事を諸人感せしと也、

廣袖羽織

〔老人雜話〕秀賴八歲にて參內ありし時、伏見より行列堂々たり、太閤は二三日前に入洛ありて、中立賣最上殿の屋敷におはします、參內の日迎ひに御出あり、室町通を南へさす、見物群集す、太閤は立髮の馬に騎り、むりうの濶袖の羽織に鳥を脊縫にし、襟は摺箔也、

〔大坂軍記〕慶長十九年霜月十七日、大御所樣は只御一騎にて黑川筋堀際まで御乘廻し、いかにも儘々と城中御巡見なり、皆々御供に可ㇾ罷出ㇾと仕候處を、本多佐渡守正信堅く禁制仕候に付、大御所は御すはだにて、鷹の羽ちらしに付たる花色平袖の御羽織を召、鹿毛の御馬にて堀際に御立被成候、

袖無羽織

○按ズルニ、平袖ハ廣袖ヲ謂フナラン、

〔一話一言三十四〕徒卒隊紀事

一元和元年四月四日、神君〇德川家康駿府御動座、大御所樣御供御徒頭、組切ニ組中猩々皮無袖羽織ニ而御馬前ニ列歩、

御左　松前豐前守吉勝　松平志摩守信重
御右　松平右馬介忠賴　阿部左馬助正吉

〔一話一言三十九〕元祿年中水野監物御預義士物語書留〇中略

御預者諸道具之覺

間十次郎〇中略

甚兵衛羽織　殿中羽織　長羽織　短羽織

一袖なし羽織すだめん○下略

〔視聽草十集六〕世のすがた寛政の頃より袖なし羽織流行せしが、其後變じて半てん羽折となり、文化の頃より町家にて男女とも皆專ら用ゆ、近頃武家にうつり、輕き御家人の妻女ども用ゆるものまゝ見ゆ、

〔皇都午睡三編中〕世に甚兵衛羽織と同じき物、甚兵衛と云者製し始たかとも思ひ居しが、是は陣兵羽織にて、大將軍は陣羽織を著せらるれども、雜兵などは寒氣の頃は、綿入の袖なし羽織なりとぞ著ざれば堪がたかるべし、其時の著用にて陣兵羽織なるべしと、例の俳案を出せり、

〔三省錄一衣服〕民間に袖なし服折を甚兵衛はをりと云、陣兵ばをりの轉せしとなり、東牖子

〔北州列女傳四〕采女之傳

延寶の頃、堺町に雁金屋と云るに、采女と云女郎有、○中略其頃何某とか云る沙門、假初に此采女を垣間見しより、妄念執心休難く、終に破戒し、永く奈落に墮せんも、此女故ならばと、隱し名を忍とやらんと云て、長羽織小脇差にて、日々に通ける、

〔賤のをだ巻〕一羽織も世々に轉變したり、延享寬延の比は、今の通り並の羽織なりしが、其比はみじかき羽織は名主の著るやうなりとて笑ひたり、彼文金風になりてより羽織も長くなり、頓て對丈位の羽織を著るやうになりたり、然れども天運循環して忽彼長羽織やみて、みじかき羽織流行出たり、短き羽織の角袖とて、袖も大きく、丸みはわづかに五分計袖形をとり、四角同樣に袖を縫て著たり、丈ケは居りて羽織の裾の疊と摺はらひになる位のみじかさなり、遊人浴客は專ら此羽織を著たりしが、いつとなく直りて又長羽織になり、其後並の羽織になりたり、紋所もくづし紋にして、色々工夫物好に付たり、其比世に鳴たる俳諧の紀逸といふが高點の句に、

蝙蝠羽織

身代の崩しはじめは紋所、といふ句有たり、此羽織の轉變につれて、次第に三味線流行たり、

〔幕朝故事談〕諸侯

猷廟○德川家光の敎命にて、羽織を長く被仰付候は黑鍬也、

〔塵塚談上〕羽織長短の事、寶曆四五年頃は、伊達男は短羽織にて、袖より下はやう〳〵四五寸もありて、袖ばかりのやうにてありしが、明和二三年の頃、大坂より吉田文三郎、吉田文吾などゝいふ人形遣ひ下り、長羽織を著せしを皆人笑ひけるが、其時分より段々と長くなり、文化七八年に至り、小袖に少し短くなりけり、袖口の太細、帶の廣狹も、羽織に準じ、いろ〳〵に變化したり、又文化七戊年にいたり、又々短くなりしやうにみゆ、

〔尤之雙紙上〕みじかき物のしな〴〵

一すそのまゝ、つぎ、袖ふくりん、かはばをり、

〔視聽草十集六〕世のすがた

明和の頃までは、蝙蝠羽織とて丈貳尺壹寸にして、至て短きはをり、武家町人ともに著用す、安永年中より追々長くなり、寬政の中頃は膝の下に至る、丈貳尺七八寸、前貳三寸下りなるを著す、文化の末より又短きを用ひ、坐しても折返らず、立ときは膝より上にとゞまる、襟幅も壹寸餘にして下りなきを用ゆ、又寬政の頃は多は木綿夏は麻のさらしを用ひ、武家はぶつさきを專ら著す、文化中に至りては、弓馬の稽古に出る輩もおほく黑七子紋付夏は絹小紋などを用ひて、ぶつさきを著するものは少し近頃はそれもすたりて、冬は色織ごろふくりんの類、夏は紗の類にて、蟬の羽のごとき薄きを用ゆることゝはなりぬ、

〔根南志具佐一〕仁王は辻竹輿かくやうに成行かば、地獄極樂破滅せんは目のあたりなるに、其氣の付かざる御年はいにも非ず、また譬當世を見習て、蝙蝠羽織の長脇指、髮は本田に、銀ぎせる、男

ぶつさき羽織

娼買と見せ掛ても、色のとれる御顔にてもましまさず、

〔御ひいき勸進帳〕第一番目四建目○中略

東の方より金澤太郎照門ぶつさき羽織にて、取手の形り、若き衆五人附き出る、

〔遊藝園隨筆抄〕閏九月十三日天保十四年水野越前守殿忠邦御勝手向之義に付、不行屆有之、加判之列老中の事

の御免、雁之間詰被仰附、差扣可罷在旨仰出され、其段土井大炊頭殿より諸役人へ仰を傳へられたり、○中略越前守殿御免に付、種々の落首狂歌世間に行るゝものあり、○中略

ぶつさきの羽織も丸くせの療治はり肱もぐにやとなりし松代諸役人をはじめ、いづれもぶつさき羽織を著せしを申なしり、松代は眞田信濃守殿の御事を申せしかはり肱のこと別に申べきもなし、

〔歟歳餘錄十七〕三十年已來世におこなはるゝ物、○中略風俗は、○中略

御家人の夏麻の單なるぶつさき羽織きる事

馬乘羽織

〔世間母親容氣一〕高雄の紅葉より顔の照るお敦女郎

人間萬事塞翁が馬乘羽織、鐺つかへず豐なる都の樂人、○下略

雨羽織

〔南龍公言行錄三〕一賴宣君砂の丸馬場にて、御馬を召けるに、其節俄に時雨降り來り候故、南のたし櫓江御入、雨の晴間を御待被成候、其內、○中略青柳傳三郎といふ御小性立の緞子の袴くゝり股立にて、羅紗の雨羽織、數寄屋足袋高木履に、下人に長柄の傘さゝせ通りける、

〔大江俊光記〕元祿十一年二月廿三日、ラシヤノ雨羽織代金一兩猪左衞門肝煎ニテ賣、五分一骨折ニ可遣候也、

役羽織

〔靑標紙〕衣服制度的例

御紋付御羽織之事○略中

一羽織袴　羽織は○略中また役服となれり、遠御成之節、御徒組頭茶縮緬單羽織萌黃紐也御徒には平生共黑縮緬の單に茶紐也御小人目付、御玄關番中之口番、黑縮無紋の袷羽織、御小道具組頭には萌黃縮緬の單也、御中間、御小人之類黑絹の單也、扨平生著用の品、身分によりて遠慮の品あるべし、尤四季の相當あるなり、又綿入に紐丸打、單には平打を用ゆ、また阿蘭陀人登城之節、公方樣には御麻上下の上に御羽織を被爲召御覽也と云、扨風割羽織は騎馬以上著用すべきもの也、

火事羽織

〔落穗集追加十〕火事羽織の事

一問曰、今時火事抔有之節、歷々方の義は申に不及、末々の小身なる者とても、火事羽織、頭巾、胸掛ケ等のもの迄にも、きらを盡し候如く有之、夫より段々と結構に相成り、羅紗羅紗板の羽織に、色々の色の皮羽織を著せ不申候ては、不叶如く有之を以て、上下の見かさる無之に付、侍已上の者共の義は、黑皮の羽織を用ひ申す

りにも無之、町人出家に至るまで、火事装束の支度を仕ると有之、今様成る事は、以前にさら〳〵無之事共なり、

以前御當地諸賣買物の事

一問曰、御當地町方に於て、諸賣買物抔の義は、以前も今とても、差て相違したる儀も無之事にや、答曰、我等の若年の時分も今も、差て相違したる義も無之候、乍去七十年計り已前は、御當地の町中にて、足袋屋、香具屋、油元結店抔と申は、一軒も見當り申ざる事也、子細は大火事以前の儀は、大名方を初め、末々の男女共に、皆々皮足袋より外は用ひ不申如く有之と也、然る所に、酉の年大火事已後、諸人共に皮羽織皮頭巾の支度を專一と仕るに付、鹿の皮の入用多く成るを以て、皮足袋の直段、高直に成り候に付、末々の者共は、男女共に、自ら木綿足袋を用ひ申如く罷成り候、〔貞丈雜記五裝束〕一火事裝束と云物古はなし、火事も古よりある事なれども、まれの事也、今江戸は殊の外繁花にて人家多き故、火事は一月の内に度々あり、依之火消の役人ありて、おのづから火を防ぐ裝束出來たる也、それも始は革頭巾、革羽織を用ひたりしが、次第々々に結構になりて、今は羅紗にて火事裝束を作る也かやうのものも、後には古より有し物の樣に、人の思ふべければ、是を記しおく也、

〔敎令類纂初集三十一〕元祿三庚午年四月廿五日

一火事之節、羽織之儀、最前御老中方、目立不申候樣にと被仰渡候得共、未だ少々繪樣有之茂相見申候、向後繪樣曾而無用に仕、紋計に可致候、尤ゑり袖頭巾に繪樣無之樣可仕事、

一下々木綿羽織之類にても、紋所に少繪樣無用之事略〇中

午四月廿五日

右者藤堂伊豫守宅江、所々火之御番大名衆留守居之もの招之被申渡之、

〔武家嚴制錄三十六〕一火事裝束之儀伺之覺付御加筆

午〇元祿三年五月、大目付衆江火消御役勤仕之諸大名衆之留守居之輩被召寄、火消裝束之儀被仰渡候に付伺之覺、

一羽織襟に、白餅三宛付相印に仕候儀如何、無用候〇中略

一紋所三所に付苦からず候哉、

三所五所にても在來候紋のあるべき所に付候は不苦候、角の內丸の內心次第、但もんの內より劒或はわらび手など出して付候事は無用たるべし、

一木綿勝負革染の羽織不苦候哉、くるしからず候

一羽織うしろに山路二筋付候は如何、少之筋にても無用〇中略

右之通御用人を以聞屆候、

〔享保集成絲綸錄三十六〕元錄十七申年二月

覺〇中略

一火事羽織頭巾結構に無之、火事場の纏に金銀之類用申間敷事、〇下略

〔靑標紙〕衣服制度的例

一夏火事羽織之事　享保二酉年二月九日、堀田攝津守殿御沙汰にて、御老若始御出番一同夏火事羽織相用不申樣相成候に付、諸向江も其旨御達有之候事、

一革火事羽織之事　文化十四丑年十一月三日、久永相摸守より問合、

火事有之時、御場所柄又は風筋に寄、登城且又寄場江罷越候に付、其節召連候家來共、侍以上之者火事具之儀、所持致來候得者、目立候仕立等に無之革火事羽織相用不苦候哉、

附書面出火之節召連候侍分之者、革火事羽織著用之儀者、御定等は無之候得共、火事場同心

紋付羽織

等著用之役羽織ニ似寄候品ニ無之候はゞ、著用不苦儀ニ被存候、

〔青標紙〕衣服制度的例

一火事羽織の事　明暦之大火迄は御旗本以上都而羽織は革を用ひられ、輕き者は羅紗を用ひて革を用ゆる事決して無之、明暦の後御旗本以上都て羅紗を用ひられ、輕き者革を用る事になれり、當時は白幷黄羅紗は遠慮すべし、其外すべて火事裝束には法式あるべからず、

〔明良洪範續篇十一〕寛文八年正月朔日、酒井忠直牛込屋敷ヨリ出火シテ、此火市ケ谷御門內麹町赤坂風呂屋町、夫ヨリ風替リテ櫻田筋愛宕下天徳寺、芝海手迄延焼シケル、〇中略同〇二月六日、又候牛込御門外ヨリ出火、〇中略此時迄ハ皮羽織ハ稀ニシテ、今日モ忠直計ハフスベ革ノ羽織ヲ著用也、其外ニハ一人モナカリシ、世上革羽織多ク成シハ、松平陸奥守若冠龜千代ト云シ頃、伊達遠江守宗俊後見トシテ、堺上寺火消相勤メシ時、革幕ト云モノヲ作リ出シ、堂々ヲ包ミテ火ヲ防ギシ也、夫ヨリ革羽織、カワ足袋等澤山ニ成シトカヤ、

〔老のたのしみ〕三月廿八日、四つ過頃より快晴、今日甲子なり、類焼已後始て堺町へ行、〇中略又其邊の小屋さし掛などを見て、

これやこの行も返るも革羽織汁も砂じやがめしもわら灰

〔春波樓筆記〕予が近隣に、八十餘の老人あり、大道寺某の作の落穗集を所持す、世にある落穗集に非ず、實錄なり、御入國以來の事を誌す、〇中略其の頃の風俗、〇中略大名の火事羽織は、くすべ皮なり、從者は木綿のハッピ、夫よりしばく火災ありて、大名は羅紗となり從者は皮羽織となる、故に價貴くして、たび皆木綿となるなり、

〔雲萍雜誌三〕予がいとけなき時までは、〇中略旗に紋を染め、幕に紋をつくるは、誰某と知らするためなり、農人町家までも、今は紋ありて、定紋のあらそひあれども、もとより農夫、商賈などには、紋はなきはづなり、羽織といふものは、道服にて禮服にあらず、これに紋をつくること、いよ〳〵いはれなしと思ひぬ、世の中の移り行くありさま、多くはみなかくの如し、

〔中村一氏記〕中村式部少輔一氏美濃大垣働之事

一慶長五年九月十三日、野一色賴母、藪內匠、池田三左衞門殿、福島大夫殿、本多中務殿御座候所へマイリ候テ申候ハ、今度ギフヲモテノ川越御手柄ナサレ候ムネ申候ヘバ、御機嫌能候、左候ヘバ式部少輔者共モ軍初仕ルベキト申候ヘバ、御怒リナサレ候、軍初ツカマツリ候ヘバ、此方イタシ候、不言事ト仰セラレ、就中大夫殿目ヲ八角ニ見出シ御怒リナサレ候ヘバ、藪內匠申候ハ、アマリ左樣ニ御申ナサレマジク候、大夫殿ヲシツケヲ御見セ、羽織ノウシロノ紋ヲ見申ト申候ヘバ事ノ外御腹立ナサレ候、

○按ズルニ、此ニ謂フ所ノ羽織ハ、陣羽織ナルベシ、

〔翁草三十九〕一享保十三申年四月十二日、將軍吉宗公有德院殿日光山御社參、御發輿、雨天、黑き御服、黑縮緬御紋付御羽織、菖蒲皮御袴、鮫鞘御大小、唐人笠表あめ色、裏金、被召、

〔世間妾形氣二〕雛の酒所は山路のきも入嚊が附親

長堀の石屋とて、六十ばかりのかたぶき、いつも白茶の木綿羽織に、紋はたしか丸の內に抱柊、〇下略

〔世間旦那氣質五〕三ケの津の風流を一ッにかためた仁體のよい旦那の生國は江戸訛り

川東より付て來たる五六人の牽頭持ちは、けふの島原行寬濶な旦那の氣に入らんため、きらをみがきし髮かたち、面々結構な伊達衣裝の端手仕立、〇中略茶縮緬の裏に、黑紬に縫紋を役者づくしで、いくらも付し長羽織に、〇中略或又奥の見へるほど、もみ裏を付た羽二重のひつかへしの羽織に、質屋でながれぬやうにいはふて、大きな碇を紋に付け、〇下略

著用制

〔人倫訓蒙圖彙一〕弓者　鐵炮者、つねは番所の番をつとむ、これを持筒といふ、其體、白衣に木綿羽織をきる、主人の家風によりて、羽織は、主人よりきする也、其頭五百石千石までの侍或は弓二十人、鐵炮十人などとて、あづかるゆへ、羽織には其頭の紋をつける家法も有、

〔一話一言三十八〕御徒七番組書留之内數條〇中略

一平川口より御内證にて、淺草下谷へ度々被爲入、奥勤衆も羽織にて、御徒向は上下にて、當番勤來候處、當番より急に御供に出、羽織と上下とまち〳〵に相成、此方より相願、羽織にて勤る、尤當日計之事、

〔享保集成絲綸錄十四〕享保十二未年八月

日光山御社參被遊付而左之書付渡之

一諸組役羽織等新規ニ相渡不申候間、在來相用ひ可申候、但御徒以下行列之分は、合羽脚半相渡可申事、

〔享保集成絲綸錄七〕享保十四酉年十二月

覺〇中略

一御道筋〇竹姫入輿江十五歳ゟ上之男は、一切出べからず、女之分は不苦候、町々名主は麻上下、月行事は羽織袴著し平伏仕可罷有候、諸事公方樣御成之時分之通可相心得候、

右之通可相觸候

十二月

〔翁草百九十一〕一江戸御城御坊主の風俗不宜、分限不相應之事共有之に仍寛政二年亥十二月御同朋頭平井專阿彌に被命、御吟味有之趣、左之通、〇中

一一體坊主共之儀、至而小給之者ニ而、無知之者多御座候處、萬石以上之御方、其外諸御役人衆、於

御殿御用向被申付候間、過分之給物等有之、有福ニ相暮候故、全體之分限を忘却仕、結構成者かと心得違候ゟ事起候義と奉存候、〇中略　此度勤方之心得幷萬石以上以下御頼み御用相達候仕方、衣服家作等、召仕下人人數等之儀ニ至迄、作法相定申渡、〇中略

一羽織之定古例

裝束之節は　十德

麻上下以上之節　無紋單羽織

裏付上下之節は　綿入羽織

紋付之羽織は禮服ニ而無之候、

右之通相心得、外ゟ給候紋付羽織之儀も、小給之者取續之一助に候間、平日著用不苦候へ共、先達而相達候通、當番之面々、以來無用、其餘は不苦候へ共、大勢著用無之樣、日々可被申合候、

〔青標紙〕衣服制度的例

一御紋付御羽織之事　文化六巳年六月、羽倉權九郎ゟ大河內善十郎江問合、御紋付御羽織、親致拜領候を、其總領計者致著用候而不苦候哉、又は其身拜領不致內は、著用難相成筋ニ御座候哉、

附　書面、父拜領御紋付御羽織、其總領ニ而も著用之儀致遠慮可然候、〇下略

〔天保市令〕御達書〇中略

一縮緬絽羽織者、小紋ニ而も著用致間敷候事、〇中略

寅十三年　四月廿三日

〔德川禁令考十八服制〕文久二壬戌年閏八月廿二日

服制變革ノ令　凡五則

今度衣服之制度御變革左之通被仰出候間、明廿三日ゟ書面之趣可相心得候、〇中略

一平服者、以來羽織小袴、襠高き袴著用可致事、
右之通、萬石以上以下共、不洩樣可被相觸候、
〔嘉永明治年間錄十一〕文久二年壬戌閏八月廿二日、衣服制度ヲ變革ス、〇略中
一平服は、以來羽織、袴襠高き袴著用可致候、
右之通り、萬石以上以下共、不洩樣可被心得候、
右御書付の趣に付、羽織の儀、御目付杉浦正一郎へ聞合候處、紋付無地絹丸羽織割羽織共、勝手次第著用不苦旨被申候、
〔德川禁令考十八服制〕慶應二丙寅年十一月廿日
筒袖羽織陣股引改稱ノ達、
筒袖羽織陣股引之儀者、戎服と相達置候處以來そぎ袖羽織細袴と相唱、海陸兩軍役々之平服と相心得、其餘者向々ニ而も、出火等非常之節者右服著用可被致候、
但京都表ニ而著用之火事具、幷本文之品柄紋所等者、最初相達候通可被心得候、
右之趣、萬石以下之面々江不漏樣可被達候、
〔備前老人物語〕一大坂冬陣の時、〇略中此森は戰場におゐて、度々の高名ありし中にも、三木の城を攻られし時、太閤その時は羽柴筑前守殿とて、付城をなされしに別所が方より押返せし所に、次郎兵衞走出門をさゝへさせ、合鑓を合せ追拂、そのふるまい比類なかりしかば、筑前守殿めされたる陣羽織を、手づから給りし也、
〔渡邊勘兵衞武功覺書〕先年山中江太閤樣被押寄候樣子、幷中村式部少仕形、渡邊勘兵衞手前之儀

賜羽織

御尋候間、有增を書付申候〇中略
十七
太閤樣、內府公、〇德川家康信雄公御相手被成、今度山中にて、中納言殿次には、丹波少將殿御仕形を御

ふいちやう被成、但其段も中村式部少ごときの者を、中納言殿江御付被成候て、今度の如くさいばんをさせ、取かわせ候樣にと思召候通りを、段々に被仰候上にて、御褒美として、中納言殿へは御腰物御太刀御馬、少將殿へは御腰物御馬被遣候、扨式部少をも被召出、唐織の御羽織をぬがせられ、式部少に御手づからきせさせられ、此表御勝手に被仰付候は、御國を可被下と御諚に御座候、諸大名衆不殘御尤と被感候體、寔加に叶ひ申候段、身に餘りたる義に御座候、夫に付太閤樣御諚には、中納言殿手前の人數に、御羽織を被下候間、今度山中江はやき次第に先へ呼出し、式部少とらせ候へと被仰候に付、御小姓衆一ッ〳〵式部少脇へ羽織を被持懸候に付て、內府公、信雄公を初め諸大名達、大場に居ならべ候ての仕合、とかく可申樣無御座候、そこにて式部少分別を被出、今度の御樣子、人數の詰場により如在無御座候ても、早き遲きは覺悟にまかせ不申候、何も油斷には不存候、御眼前の御事に候、御羽織拜領させ申儀は、常に被召出候ごとく拜領仕らせ申度と、內府公、信雄公を見かけ、式部少申候へば、尤の被申上樣に候と、各又どやめき立て被申候、則太閤樣左樣にも仕候へと被仰出候に付て、各不殘常のごとくに御取次を式部少致され候、此段を式部少、年寄共を呼ならべ、一所に被寄、何も口の違はざる樣に心得候へと、式部少勘兵衞を相手にせられ被申候、

十八
式部少被申候者、右之仕合勘兵衞前後の覺悟を以之事に候間、此拜領の兩袖を解き、勘兵衞に可賜由に候、勘兵衞申候は、此御羽織拜領被成候時、御國をも可被進御約束に候へば、此二色は、末代まで御家の御名譽に候、小平次殿江可被進御道具に候と、達て辭退申候に付、勘兵衞申所も有之候間、左有ばれんしやうゐん鹿毛のはや馬なるを賜り、御國を被下候上にて扨と、言葉を被加事に候、

〔大猷院殿御實紀二〕寛永元年五月廿八日、細川越中守忠利が家司長岡式部有吉賴母等、大坂城石

疊成功の勞を褒せられ、時服羽織をくださる、安藤右京進重長命をつたふ、大御所よりは秋元但馬守泰朝命をつたへて翌日同じく下さる、家譜

〔玉露叢十七〕一同年〇寛文四年二月七日ニ、伊勢へ御名代トシテ、内藤式部少輔ヲ遣ハサル、御暇御座ノ間ニ於テ下サル、則御目見へ、御召ノ御羽織拜領ノ退去以後黄金十枚下サル、

〔玉露叢二十九〕一同月〇延寶六年五月廿三日ニ、女院御所御違例ニ依テ、稻葉美濃守ヲ京都へ遣ハサルニ依テ、〇中略御手自御召ノ御羽織ヲ下サル、

羽織屋

〔世間娘氣質四〕器量に打込む聟の内證調て見る鞁屋の娘

兄の音五郎は、己が得手の羽織屋へ弟子奉公に遣はすべしと、所存きはめて入縁の事を聞立しに、〇下略

雜載

〔一柳家記〕一同〇慶長五年八月廿二日之朝、〇中略近藤市内、前田半三郎紫母衣之士討取、羽織抔分取仕候、

〔備中兵亂記〕元親〇三村最後之事

修理進元親ハ、〇中略思案ヲ廻シ、自ラ羽織ノ裾ヲ切テ小篠ニハサミ、松連寺ノ後へ忍行テ、古キ小塚ノ邊ニ楯置、〇下略

〔武功雜記〕一安藤對馬守家來〇中略

又右衞門〇荒木酒ヲ買テ飲テ、上ニ著タル羽織ヲ脱テ、別ニ酒手ナシトテ、酒屋ニトラセテ、力足ヲ三四ツ踏候勢イ、酒家見テ驚候由、〇下略

〔翁草百四〕六十年程以前を思ふに、江戸は不知、大坂は遊俠の徒多く、總體風俗野(イヤシ)く、羽織など著る人は稀にして、常の交りも、とせよ、かうせよ抔と云ひ、女は大坂帽子を被り、身には絹紬を著るを上品とし、其外凡そは綿服なり、

〔我おもしろ下狂詩〕角力中入篇

中入結終辨當催、重箱結却此時開、〇中略醉人見物是迄去、懸目關取見付來、跡出百匹離客遣、先投羽織成皺回、〇下略

〔異本洞房語園補遺〕寛文の頃、よし原其外、往還の者まで唄ひはやせし小唄に、

ぼんさまの長羽織コノエイつべしにはりひぢじや

〇

法被

〔春波樓筆記〕予が近隣に、八十餘の老人あり、大道寺某の作の落穗集を所持す、世にある落穗集に非ず、實錄なり、御入國以來の事を誌す、〇中略其頃の風俗、〇中略大名の火事羽織は、くすべ皮なり、從者は木綿のハッピ、夫より〇中略從者は皮羽織となる、

〔天保市令〕町法被仰渡書

申渡

總町

名主共

地主共

家主共〇中略

一町抱之者、革羽織以來停止ニ申付候間、木綿法被ニ仕替可申事、

但品々仕替、來七月〇天保十三年朔日ゟ、一統木綿法被可爲著用事、

四月

〔守貞漫稿十四男服〕ハッピ之圖法被ト書ス〇圖略

江戸モ市中ノ奴僕火場ニ、文化以前ハ右圖ノ如キヲ用ヒテ、ハッピト云、今世ノ半天ハ色紺ニシテ、記號ノ描風自然ト異ナル所アリ、又半天ハ袖細シ、ハッピハ袖衣服ト同寸ヲ用ヒ、染色モ紺ニセズ、縹或ハ茶色ノ物多シ、文化以來、市民ニハ其製廢テ、今用ノ半天トナル、武家中間ハ今モ縹染

半天

ノハッピヲ用フ、〇略中

京坂市店ノ火事ハッピ之圖〇略圖

近年京坂市店モ江戸風ノ半天ヲ摸制スレドモ、猶未ダ用之家稀ニシテ、從來ノハッピヲ用フ家多シ、

京坂市店ノハッピ、木綿單ニテ地標色、正背ニ記號ヲ描キ、裾ニ種々ノ標目ヲ描クト雖ドモ、圖ノ如ク波ヲ畫ク物十ニシテ八九也、胸紐ハ同ク淺木木綿ノ絎紐ヲ付ル、

〔守貞漫稿十四男服〕半天。

古ヨリ有コトヲ聞ズ、近世民間ノ極テノ略服ナレドモ、小民專ラ用之テ、寒風ノ禦トシ、今ハ又平服ニ婦女ハ不著之ヲ恥ルニ似タリ、或書ニ半掛ヲハンテント訓ゼリ、

半天ハ羽折ノ如ク帶ノ上ニハヲルル半服也、故ニ半ト云也、天ト云意、敢テ據ナキ歟、愚按ニハ芝居ニテ反賊盜賊等ニ扮スルニ、衣服ノ裾ヲ裂テ四ケニスル物ヲ號テ、ヨテント云、四天ト書ス歟、此天モ亦無據ト雖ドモ、彼徒ノ俗言ヨリ起ルナラン、

男用綿入半天ハ縞ヲ專トス、縮緬或ハ紬等也、裏縹絹又龕製ハ表裏木綿モアリ、トモニ黑ノ半襟ヲカクル、京坂ハ紗綾、江戸ハ八丈也、女用モ大略同之、黑繻子襟ヲカクル、

半天、形大略胴著ニ似テ、左右ノ腋ヲ裂ズ、

半天ハ三都男女トモニ小民賤者ノ略服也、京坂天保前ヨリ用之ドモ、天保中、女子羽折禁止後イヨイヨ用之、

江戸モ男子從來用之、今嘉永ハ婦女羽折ヲ著ス者ト相半ス、又三都トモ半天ニハ縞及ビ染紋トモニ衣服ヨリ大形ヲ用フ、

追書ス、或書ニ半褂ノ字ヲ用フ、又縫裁當用ハ大略羽織ト同ク ス、半天羽折又ハ吉原羽折ト云、

羽折ニハ腋ニマチヲ用フ、半天不用之、故ニ窮屈羽折トモ異名ス、半天羽折ハ袷ヲ羽折ト同ク外ヘ折著ス、半天ハ襟ヲ反サヾルヲ本トス、今世袷半天ハ男女トモニ紐付ノ處ニ襟ヲ除キ縫テ、紐ヲ時ニ應ジ裏ニ出シテ襟ヲ反シテ羽折ニ代ヘ著シ、或時ハ外面ニ貫テ襟ヲ反サズ著ス者多シ、

又江戸市民、寒風ノ日及ビ火場ニハ革半天ヲ用フ、火場ヲ專用トス、黑革或フスベ革、或革色染等也、春一所ニ記號定紋等ヲ描ク、或ハ白ク染除キ、或ハ蛇腹絲ノ縫紋ナリ、

又江戸ニ木綿ノ印〇半天アリ、印ハ標目ヲ云也、トモニシルシト訓ゼリ、

印半天ハ地紺紋白也、鳶ノ者或ハ大工左官諸他業ニ因テ平日モ著之、又火場ニハ下賤輩專ラ著之、單アリ、袷アリ、

因云、定紋家紋ト云、又印ト云、トモニ記號也、紋ト云ハ源氏ハ笹リンドウ、平氏ノ蝶ノ類ヲ云、印ト云ハ、幕府ノ日ノ丸、紀州家紀字、尾州家㊇等ヲ云、市民モ如此家號有緣ノ字、或ハ戸主過稱ノ一字、或ハ無因ニテモ、大字上字等ヲ□〇ノ中ニ書キ、或ハ┐八ㅅ等ヲ附添ルモノヲシルシト云也、木綿半天ノ大紋ト云ニハ專ラ此印ヲ描ク、

綿入半天ハ縮緬等ヲ以テ製之、或木綿モアリ、縞ヲ專トス、

安政以來呉絽フクリン袷半天ヲ用フ、色黑或ハ紺也〇略圖

蝙蝠半天ハ縮緬紬等モ用ユレドモ、專ラ木綿ノ物多ク、旅商等、文政天保ヨリ引回合羽ニ代テ著之、

三度飛脚宰領モ、此半天ト引回ト重ネ著ス者多シ、

旅人等ノ用之物ハ、茶紺辨慶縞木綿ヲ專トス〇略圖

革半天。〇略圖

胸紐多クハ同革ニテ長六七寸、幅四五分ノ物ヲ縫付ル、蓋紐付ノ所、衿ト身トノ間ヲ穿チ、縫除キテ紐ヲ表裏ニ出入シ、臨時ニテ或ハ裏表ニ反シ著スニ備ヘ、又表裏ニ反シ不用ル時モ、專ラ紐ヲ外ニ出シ、襟ノ表ニ紐ヲ結ブ、半天ニ胸紐アルハ革ノミ也、

背一所家紋亘二三寸ニ染描キ、或ハ蛇腹糸縫ニスアリト雖ドモ、專ラ家號及ビ俗稱ノ一字ヲ左圖ノ如ク方形ニスルモアリ、

友之字也、正篆ニナル如此、半天等ニ書スル物、書法多クハ正シカラズ、楷書ヲホシイマヽニ屈曲シタル也、他モ准之、○中略

木綿シルシ半天ト云

半天圖○圖略

縫裁無定ト雖ドモ、大略長ケ二尺二三寸、袖一尺、蓋標ノ方漸ク細ク、標ニテ九寸餘ニス、店抱防火夫及ビ駈付夫等ニ與フ者、乃チ是也、或ハ自家ノ下僕ニ用ヒシムモアリ、

防火夫ニ與フ者ハ專ラ單、下僕ニ貸者等往々袷モ有之、巨戸ハ毎冬單半天ヲ大工、仕事子、左官、屋根葺等ニ與之コト、江戸ノ習風タリ、京坂ニハ稀トス、

大工以下雇夫ニ巨戸ヨリ與之者ヲ、仕著セ半天ト云、

革半天モ形與是同、專ラ黒無紋或ハ萌黄蒲革色、或ハ薫色、

木綿半天、袷ノ時ハ裏茶或ハ萌木木綿單半天、袖口ノミ白或ハ茶木綿、

又江戸鳶者等、冬日所業ノ時ハ半天二三領ヲ重ネ著ス、三尺帶ヲシ、又再一二領ヲ被ルアリ、蓋半天ヲ著ス者ハ必ズ紺盲縞腹掛ヲ著シ、同色川並股引ヲハク、夏日ハ稀ニ股引ナキモアレドモ、腹掛ハ必ズ用レ之、川並ハ股引ノ縫裁ノ名最細キ者ヲ云、

又近世江戸賤夫ヂンヂコ半天ト云ヲ著ス、其製小夜著ノ如ク綿ヲ厚クシ廣袖ニテ袖口及ビ裾フキ多ク出シ、長ケハ大凡羽折ト同ク、或ハ羽折ヨリ僅ニ長クス、愚按ニハ夜著條下ニ圖ヲ出セシ如ク、小兒ヲ負フ時寒風ヲ防グ料ナルヲ一時假用シ、後ニハ准之テ、殊ニ製スコトニナリタル必然也、

〔守貞漫稿十四男服〕江戸長半天圖○中略

鳶之者、平日モ所業ニハ用之コトアリ、火場ニハ專ラ著之、或ハ是ノミヲ著シ、或ハ著之テ表テ印半天ヲ重ヲ著ス、長半天ニハ必ズ三尺帶ニテ締ル也、

袖半天ト同ク衣服ヨリ細ク、長ハ印半天ヨリ長ク、衣服ヨリハ大略五六寸短クス、

無衽ニシテ襟裾ニ至ル

表其黨ノ記號標目染タル其他ノ物モ用之、多クハ地鼠紋紺也、襟ハ全ク紺ニテ、央ニ圖○圖略ノ如ク記號等白ニス、左右トモニ有之、

長半天必ズ木綿袷也、裏萌木木綿或ハ茶木綿也、標ハ稀トス、又全體ヲ紺木綿糸二條ヲ以テ刺之、或ハ縦横或ハ麻葉或龜甲等種々刺タルモアリ、又刺ザルモ多シ、

市民モ著之レドモ、火場ヲ專トス、染形等專ラ倣之也、蓋市民モ糸刺ヲ用ヒ、或ハ不刺ヲ用フ、鳶人足ハ專ラ刺タルヲ用フ、是防火ノ時ハ、必ラズ全身ヲ水ニ濡シテ火氣ヲ凌グ故ニ、糸刺ニ非レバ水ヲ含ムコト少キガ故也、○中略

市民モ防火及ビ其他諸器物ヲ持去リ、或ハ土藏戸ヲ塗ル等働キヲ專トスル者ハ、猫頭巾ニ半天、長半天ヲ專用トス、

〔守貞漫稿十五男服〕龜の甲半天○○○○中略

昔ヨリ有之歟、恐クハ文政天保以來ノ製ナルベク、又古ヨリ有之ドモ、當時ニ至リテ專ラ用之歟、今世江戸ニテ四五歳以下幼兒專ラ用之物緋縮緬ノ絞リ染或ハ形染等、其他縞及ビ小紋モアリ

ト雖ドモ、兒用ナル故ニ赤色ヲ用トス、唐更紗或ハ織物錦ノ類モ用之也、裏多ハ紅絹或ハ無地ノ緋縮緬等ナリ、

全幅ヲ形ノ如ク周リヲ裁去リ、又左右トモ圖○略圖ノ如クニ裁穿テ袖ヲ通ス也、

襟ハ黒天鵞絨ヲ專トス、綿ヲ分外ニ多ク納タリ、

余大坂ニ在リシ時、天保初メ頃始テ見之物ハ大人ノ用也、是ハ赤ヲ用ヒズ、其他種々或ハ白縮緬等ヲ以テ製之、眞ノ龜甲ノ如ク彩ドリ畫キタル物モアリシ也、坂ニテハ壽仙被ト歟壽老被ト歟號ケシト思ヘドモ、今ハ忘却セリ、後日聞コトアラバ追書スベシ、恐クハ壽仙被ナラン、

江戸ニテハ大人用甚ダ稀ナリ、幼兒ハ專ラ用之、京坂ハ幼長トモニ用之モ稀ナルノミ、

名稱

古事類苑

服飾部十四

袴

袴ハ、ハカマト云フ、脛衣ニシテ、其稱ハ既ニ神代ニ見エタリ、袴ニハ表袴、大口袴、小口袴、指貫、長袴、半袴、小袴等ノ種類アリ、表袴ハウヘノハカマト云フ、束帶ノ時ニ用キルモノニシテ、襞積及ビ括緒ナク、地ハ白地ニシテ、綾絹等ニテ作リ、浮文固文ノ別アリ、大口袴ハ表袴ノ下ニ重ネテ著用スルモノニシテ、生絹平絹又ハ精好等ニテ作リ、多クハ赤地又ハ白地ナリ、小口袴ハ大口袴ニ對スル稱ニシテ、其口ノ小ナルヲ謂フ、指貫ハサシヌキト云フ、又奴袴ノ字ヲ用キル、緒ヲ以テ口ヲ括リタルモノニテ、多ク直衣ノ時ニ著用ス、織物或ハ綾絹等ニテ作リ、色目及ビ文樣等ハ專ラ華美ヲ事トス、長袴ハ、武家ニテ之ヲ用キ、又襞積アリテ括緒ナク、長ク其裾ヲ曳ク、而シテ曳カザル者ヲ半袴ト云フ、小袴ハ、古ハ指貫ノ如ク括アリテ、短小ナルモノヲ謂フ、蓋シ近世用キル所ノ平袴ハ、此ノ小袴ノ括ナキモノニシテ、其製大概半袴ニ同ジ、而シテ襠ヲ高クシ、裾ヲ稍廣ク作クレルヲ馬乘袴ト稱ス、卽チ今日普ク平人ノ用キル所ノ袴是ナリ、

〔倭名類聚抄十二衣服〕袴　蔣魴切韻云、袴音故、和名八賀萬、脛上衣名也、

〔箋注倭名類聚抄四衣服〕婆加摩、見雄略紀圓大臣妻歌、神代紀、天武紀、袴同訓、神代紀、崇神紀、褌亦同訓、蓋袴卽褌、所以覆陰處之衣、但以長短爲異耳、古所云波賀万亦是褌、故神代紀記天照大神聞素

戔嗚尊來詣、男裝以待之狀、云縛裳爲袴、袴訓波加万、是可以察其狀不與後世袴同也、○中略按、說文云、絝、脛衣也、蔣魴蓋本之、玉篇、袴亦作絝、釋名、絝、跨也、兩股各跨別也、

〔伊呂波字類抄波、雜物〕袴ハカマ

〔日本釋名下衣服〕袴ハカマ　帶裳ハキモなり、きもと、かまと通ず、腰より下に帶をはくと云、太刀をはき、脛巾をはき、たびをはくの類なり、裳はこしより下の服なり、

〔東雅八器用〕裳モ○中略　袴は倭名抄に蔣魴切韻を引て、脛上衣名也、讀てハカマといふと注せり、舊事紀、日神御裳を縛て、御袴となされしと見え、日本紀またこれによらる、ハカマとは脛縛ハカマ也、ハキといひ、ハカといふは、轉語也、萬葉集抄に、古語にマと云ひしは、まとふの義なりと見えたり、

〔倭訓栞中編十九波〕はかま　神代紀に褌をよめり、是は今いふ膚ばかま也、常に袴をよめり、和名抄に見ゆ、開裳の義成るべし、其形口を開くが如し、神代紀にも褌を披く開嚙神となると見えたり、○中略雄略紀に、たへのはかまと見え、うつぼに、つりざねばかまと見え、物に伊賀袴といふ事見えたり、新撰字鏡に袴をこばかまとよめり、小袴也と注せり、

〔古事記上〕是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米上志許米岐此九字以音穢國而在祁理此二字以音故吾者爲御身之禊而、○中略於投棄御褌所成神名道俣神、

〔古事記傳六〕御褌、和名抄に袴八賀萬とある是なり、書紀雄略卷歌に、多倍能婆伽摩嗚、那々陛嗚絁とあり、さて字鏡に、褌裩幝口大袴、志太乃波加万、和名抄に、褌、須万之毛能、一云、知比佐岐毛乃などあり、如此分て呼は後のことにて、本は袴も褌もたゞ波加麻なるべし、字には拘るべからず、此に褌字を書たれども、必しも特鼻褌などの事とも定むべからず、かの雄略卷歌に、那々陛嗚絁とよめるを以て、表の裝束なるをも、波加麻と云ることを知べし、道俣神、書紀には此神なし、船戸神を岐神と書り、又猿田彦神を衢神とあれど、そは別なり、かの道饗祝辭にいはゆる八衢比古、八衢比賣は、此神なるべし、神を比古比賣と分ても申し、又其二神を合せても申す例多し、此事上にいへり、さて袴の股の分れたる所衢の如し、故此神成坐

名所襠

袴口

袴裾

股立

るなるべし、

〔物類稱呼四衣食〕袴はかま　信濃國木曾路にて、じんぎぶくろ、又いんぎんぶくろともいふ、

〔伊呂波字類抄波雜物〕褵ハカマノマチ結褵

〔增補下學集下二絹布〕襠マチ袴

〔倭訓栞中編二十四末〕まち　袴のまちといふも、間路の義なるべし、襠をよめり、

〔續日本紀九元正〕養老七年八月甲午、太政官處分、○中略頃者文武官人、雜任以上、衣冠建制、進退緩惰、○中略或袴口所括、出其脛踝、○下略

〔十訓抄三〕鳥羽院の御時、相撲の節の後、○中略弘光申、か樣の手合はさのみこそ侍れ、勝負はこれによるべからず、一さし二さしつかうまつるべしといひて、かくれの方へはしりよりて、二の袖をひきちがへ、袴のすそを高くからみあげて、庭へ歩み出て、是へおり候へ〳〵と申す、

〔明良洪範十二〕寬永ノ頃、內藤左馬助長政方へ伊達政宗ヲ招カレシ時、兼松又四郎モ同席ニ在リ、伊達用事有テ兼松ガ傍ヲ通ル時、袴ノ裾兼松ガ膝ニ掛リケル、兼松怒テ扇ヲモテ伊達ノ袴腰ヲ打ケル、○下略

〔倭訓栞中編二十六毛〕もゝだち　股裁の義、袴にいへり、まさすけにもゝだちのぬひめといひ、類聚雜要童女裝束著條に、股立縫目と見ゆ、今もゝだちとるといふ是也、源氏にひきあげといふも是也といへり、

〔今昔物語二十四〕女行醫師家治瘡逃語第八

今昔、典藥頭ニテ□ト云止事无キ醫師有ケリ、○中略女袴ノ股立ヲ引開テ見スレバ、股ノ雪ノ樣ニ白キニ少シ面腫タリ、

〔昔昔物語〕一むかしは往來する侍衆、上下著或は袴計にても、大方股立取歩行、馬上の人も股立に

て乘、かきの三尺手拭はち巻して往還する有し、今はなし、下々侍も中間も一人ありくにも股立取尻をしぼりありきしに、今は左樣になし、

〔婚禮法式下〕婚入之部略中

一婚入の時、供のもゝだちは、返しもゝ。。だち。。とらぬもの也、返し股だちとは、裏をそとへ返して取をいふ、是は忌也、袴の兩のそばを帶におしかふべし、是を小もゝ。。だち。。といふ也、

〔倭訓栞中編十三〕そは　嶮岨をいふ、背端の義成べし、略中指貫のそはといひ、工匠の材木の稜角を削去を、そはをとるといふも義通へり、世俗淺深秘抄に指貫の傍と書り、

〔古今著聞集十二偸盜〕此僧都惠澄の坊のとなり也ける家の、畠にそばをうゑて侍けるを、夜るぬす人みなひきて、取たりけるを聞てよめる、

ぬす人はなかばかまをやきたるらんそばをとりてぞはしりさりぬる

〔平家物語二〕けうくんの事

小松殿重盛平ゑぼしなをしに、大もんのさしぬきのそば取て、さやめき入給へば、殊外にぞみえられける、

〔增鏡十八村時雨〕式部卿の宮の常磐井殿へいでさせ給ひて、うへ醍醐後も二三日へだてずかよひおはしまします、陣の内なれば、上達部殿上人、夜晝となく、袴のそばとりて、まいりちがふ、

〔賤のをだ卷〕一翁孝森山が上下著習て十五六歳になる迄は、麻上下はよせひだとて、兩膝の中通りへ、いかにも細くよせて仕立たるが流行たり、常の袴も今のごとく二のひだ開きなどいふことはなくて、馬乘袴の如く手を入れて左右へ廣げて、すはりたり、

〔今昔物語二十六〕鎭西貞重從者於淀買得玉語第十六

今昔鎭西ノ筑前ノ國□□ノ貞重ト云、勢德ノ者有ケリ、字ヲバ京大夫トゾ云ケル、近來有ル筥崎ノ大夫則重ガ祖父也、略中貞重ガ舍人ニ仕フル男ノ、船ニ乘タリケルガ、此ヘ來レ見ムト云ケレバ、漕寄テ袴ノ腰ヨリ□□ノ玉ノ大キナル、大豆許リ有ヲ取出シテ、取セタリケレバ、舍人男著タリケル水干ヲ脫テ、此ニハ替テンヤト、玉ノ主所得シツト思ヒケルニヤ、水干ヲ取手迷ヲシテ船ヲヨ指放テ去ニケレバ、舍人男高ク買ツルニコソト思ヒケレドモ、異水干ヲ著替テ悔シト思テ、玉袴ノ腰ニ裹テ返ル程ニ、日員積リテ彼方ニ行著ニケリ、

〔落穗譜五板倉〕天正十六年、德川殿駿河の國府に移り住せ玉ふに至て、多くの御家人の中を擇び玉ひて、勝重して此所の町奉行に任せらる、

初め勝重を召され、此職の事仰せ下されしが、其任に堪ざるよしを固く辭し申けれども、更に御許しなく、勝重さらば宿所に罷り歸り、妻にて候ものと謀りてこそ、御返事をば申べけれと申す、德川殿笑はせ玉ひて、さもありなん、罷り歸りて相謀れと仰せ下さる、妻は勝重が歸るを迎へて悅ぶべき事ありと、告知らす人あり、如何なる幸や候と云ひけるに、勝重物をも云はず、ほくそゑみて、衣裳ぬぎ棄て、坐になほり、妻に打向ひ、されば今日召されし事、餘の義にあらず、此度御座所を移さるゝに依て、彼の町の奉行たるべきよしを仰せ下さる、如何にも叶ふべからざる旨を辭し申せども、御許なし、さらば我家にかへり、妻に謀り候はんと申て罷歸りぬ、さて、御事は如何にや思ふといふ、略中勝重大に悅びて神にかけ佛にかけて、かたき誓たてさせて、此上は思ひ置く事なし、さらば參らんとて、衣裳ひきつくらうて出づ、袴の後腰をもちりて著たり、妻うしろざまに見て、はかまのうしろあしう候といふて、立寄てなほさんとす、勝重聞きもあへず、さればこそ、我が妻に謀らんと申せしに誤たざりけれ、勝重が身の上の事如何ならんには、勝重職うけ給る事、叶ふべからずとて、また衣裳ぬぎ捨てんとす、妻大に驚き悔て、

さま〴〵の怠狀まゐらす、さらばその言葉、いつまでも忘れたまふなといひて、御前に參る、

〔本朝町人鑑二〕保津川のながれ山崎の長者

ひとりのせがれも十六になりぬ、渡世の智惠付に、年玉の扇箱をのせたる片(へぎ)一枚に錢二文添て、是をわたし、汝が工夫にて商ひの元手にせよといひ聞せける、一子しばらく思案して、一錢にて紙調へ、一錢にて糊を買ひ、くだんの片を張立、黑星を書付て、鐵砲的の角に仕立見せけるに、親仁中々同心せず、おもひつきはよき細工なれど、是は賣の遠き物なり、是を二つに割て、袴の腰板二枚にせよとの、をしへにまかせ、京の羽織やの見せにたより、はじめて錢六文に賣りて歸り、それより我と才覺して、富貴になりぬ、

〔柳亭記下〕四分ンの袴

文化十二年九十三翁の筆記、飛鳥川に、昔四分ンの座頭は袴を著し、腰板へ白き紙を張たりといふ事を載られたり、是は白き袴を著すべき官なればそれを略して、腰板ばかり白くしたるなりとぞ、偖貞享前後の古畫を見るに、彼腰板の白きがおり〳〵あり、今はたゞ年始なんどに、白き袴を著のみなるべし、

智惠袋延寶初歟、祐改撰、座頭のあいさつに

袴腰や白きを見れば霜の花　政孝

糸瓜草寛文元年刻道中撰

座頭坊はかまごし路か雪の山　重尙六の卷四丁才

室咲百韻延寶七年吟季吟張行

立さわぐ草履と杖と岑の雲　西吟

袴のこし路白妙の月　似春

製作

杖といふに附たり、是も四分ンの事をいひたるなり、

〔延喜式十四縫殿〕年中御服

春季　正月料二月三月亦同○中略表袴、中袴、各十腰料、絹十六疋四丈、別五丈絲三兩一分二銖、別三銖給褌、單褌、各十腰料、絹十一疋二丈、袷別四丈、單別二丈、腰料八尺、○中略

夏季　四月料、○中略表袴、中袴、袷褌、單褌、各十腰、○中略

五月料○中略表袴、中袴、袷褌、單褌、各十腰、○中略

六月料○中略表袴、中袴、袷褌、單褌、各十腰、○中略

秋季　七月料、同六月、八月同五月、九月同四月、

冬季　十月料同三月、十一月、十二月、並同正月、○中略

右四季御服並依前件、每年依數從內藏寮受之、準例染縫臨時定色月別一日、十六日、兩般均分供進、若數不等者上般加之、○中略

裁縫功程○中略

綿袴褌及女袴亦同長功日小半、中功日大半、短功日一人、○中略

單布袴長功日八腰、中功日六腰、短功日五腰、○中略

行幸供奉飼鷹、胡桃衫料、細布人別二丈一尺、袴別八尺、袴緒料帛以八尺充五腰割五飼犬人別押帽子一口別紺細布一尺紺布衫一丈八尺、袴七尺五寸、縫縹絲五銖衫別三銖、袴別二銖、並每年七月內縫備進內裏、其數臨時定之

〔延喜式六齋院〕人給料○中略細布八端三丈七尺、六端一丈二尺、輿長已下荷領已上卅六人袴料別七尺、(中略)禊日取物十人袴料別七尺、紺細布四端八尺、禊日車副十四人、手振十人袴料別七尺、○中略布九十四端二丈五尺二寸、(中略)十七端六尺、駕輿丁卅四人、今良二人、擔人卅四人、合九十人袴料各八尺、

〔延喜式十三中宮〕裝束料○賀茂松尾奉幣使、中略、曝布一端三丈、一丈六尺布帶料、以八尺充二人、一端四尺袴料、人別一丈四尺、並持幣仕丁六人料、

〔延喜式十四縫殿〕鎭魂齋服イムハトリ新嘗祭同用之

神祇官伯已下、彈琴已上十三人、榛摺帛袍十三領、別一疋一丈二尺 袴十三腰、別三丈 綿五十二屯、袍別二屯半、袴別一屯半、絲三兩一分三銖、

〔續修東大寺正倉院文書 別集十三〕奉寫一切經所解　申正月二月三月幷三箇月告朔事 ○中略

絁六匹二丈八尺 ○中略

五丈經師二人綿袴二腰料 腰別二丈五尺 ○中略

綿一十六斤八兩 ○中略

二斤綿袴二腰料 腰別一斤 ○中略

綿袴五十腰 ○中略

用盡

經師卅九人、校生六人、裝潢五人、幷五十人料、人別一腰 ○中略

以前起去正月一日盡今月卅日、請用雜物幷殘等及食口、顯注如件、以解、

寶龜三年三月卅日　散位正六位上上村主馬養

別當大判官外從五位上美努連

〔政事要略 六十七〕太政官符　撿非違使

雜事五箇條

一應衣袖並袴廣同以一尺六寸爲限事

右得撿非違使去十二月廿九日奏狀偁、○中略 齊衡三年二月廿六日宣旨、衣袖闊一尺二寸已下表衣長纔著地、又衣缺腋者自膝而上五寸爲限、袴口闊又同袖口、長保元年七月廿七日官符云、袖闊一尺八寸已下、同二年六月五日宣旨云、袴廣以二尺可爲其限者、齊衡以往、袖闊一尺已下衣長纔著地、長保以來袖闊一尺八寸、袴廣及二尺、似遏其大、還增其限、彼狹少之時、人民習而不從、況寬大之今、衆庶乖而難行、夫法有弛張、政貴儉約、衣袴一色、何以如此乎、伏撿唐朝例、訪大夫家、厭衣小裳大、謗無故高冠、仍往代之制、袴闊同袖歟、縱從民心不可踰矩、其袖闊一尺六寸、袴廣同亦準此、又巾子之高、復舊可減者、左大臣宣、奉勅、袖袴之闊、既存儉約、宜以一尺六寸爲其限者、

以前條事、所仰如件、使宜承知依宣行之、符到奉行、參議從三位行左大辨兼勘解由長官藤原朝臣忠輔從五位下行左大史小槻宿禰 丰親

長保三年閏十二月八日

〔玉英記抄〕建武元九十一、抑去比、宣旨二通被下之、其狀云、○中略

建武元年九月七日宣旨

頃年以降衣服之制、多背法度、自今以後、袍袖闊二尺以下、袴廣一尺六寸以下爲限、○中略

藏人左衞門權佐範國 奉

〔利家夜話 上〕一利家樣 ○前田、中略、御年寄被成候ては、御やさしき事有、御袴腰世上にちいさきがはやり候時、大府樣を初皆々ちいさき腰を召候、有時與十郎と申細工人に、御納戸奉行申候は、今時藏之樣に立候得と申、心得申由にて、腰ちいさく仕立候得ば、御機嫌惡敷、御袴をなげ捨被成候て、其儘にてよく候、大府などの袴腰を見て、か樣に仕たるが沙汰の限りと被仰、夫よりは又昔流腰にさせ召候、又若き者共かふいたる程の氣立の者を御意に入申候、右袴腰の儀、德山五兵衞其外皆皆年寄衆かんじ申候、

〔八水隨筆〕はかまの仕立に、彌左衞門だちといふあり、是御仕立道心彌左衞門なり、

〔賤のをだ卷〕一翁 ○森山孝盛 が上下著習て十五六歲になる迄は、麻上下はよせひだとて、兩膝の中通りへ、いかにも細くよせて仕立たるが流行たり、○中略 次第におとなしき風俗に成て、近來は廣島屋が 神田三河町仕立なり 仕立よくて、勤仕する人などは、彼の仕立ならでは著することなし、部屋住の稽

古袴さへ、皆此風を用ゆ、麻上下同樣にて二のひだ開とて、居りたる時、膝の格好よく、扇を廣げたるやうになるをよしとす、其比馬乘袴などは、內福なる人などは、純子繻子などを著たり、一とせ十番の仙臺馬の初見せを行て見たりしに、所の乘人なるよし、色白く小サけれども好き男つきなりしが、黑繻子の袴の裾へ、金糸にて村千鳥を散らして縫せて著たり、馬も達者に能乘たり、今はかゝる伊達する人は一人もなし、馬乘袴の十番仕立とて、腰の下に紙を入て仕立も、其比より專ら流行出たり、此仕立、其頃は十番に一軒仕立屋有て、馬乘候もの段々仕込たるなり、外にはなかりしが、近ごろはいづかたにても其通仕立るなり、

單袴

〔延喜式二四時祭〕鎭魂祭〇中略官人以下裝束料〇中略

御門巫一人、生島巫一人、各青摺袍一領、〇中略袴一腰、帛三丈五尺綿二屯、單袴一腰、帛二丈

〔御禊行幸服飾部類〕文保二年十月廿七日、按察入道殿記云、次節下大臣、〇中略次上﨟馬副二人張馬口、舍人二人取馬口、各香白裏狩衣、無單袴、其外左衞門尉爲淸花田狩衣、無單袴、

袷袴

〔儀式六〕元正朝賀儀〇中略

卯一刻兵庫昭訓門內大臣幄西南去一丈立鉦、南去一丈立鼓、〇中略擊人各一人、著平巾冠、〇中略大口帛袷袴、

〔侍中群要五〕裝束〇中略

合袴。

可著染袴、白袴更不可有事也、撿非違使間著之、

〔續修東大寺正倉院文書別集十六〕福壽寺寫一切經所解　申請筆直幷襖子袴事〇中略

袷袴廿〇廿下恐脫三字腰廿一腰經師料、二腰裝潢料、

以前雜物、且所請如前、謹解、

天平十三年十月十九日　高屋赤万呂〇下略

張袴
打袴

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子〇懷成三歲仲恭御著袴也、〇中略自院御方同被獻御裝束、御服所調進之、御直衣〇中略御指貫葡萄染織物、文龜甲、正治例、合御袴紅二重打

〔葉黃記〕寬元四年五月廿五日壬午、今日可被供養五部大乘經、幷宸筆梵網經也、〇中略未一點出御、御衣冠御袍如常〇中略薄色堅文御奴袴、被籠御紙白袷御袴、

〔板坂卜齋記〕慶長元年、秀賴公三歲上洛、〇中略家康公利家は東福寺門前迄、京より迎に出御、家康公は大きなる黃の紋付候青染の道服、赤き裏の袴を召、利家は黑き繻子の道服袴、〇中略四月〇慶長四年六日伏見の城へ御移り、〇德川家康、中略御跡に三河守殿〇德川秀康馬に御乘、白キ袷袴にて供の衆二十人計御連候、

〔慶長見聞集三〕關東衣服昔に替る事

扨又此頃、絹のうら付はかまはやりぬ、

〔禁秘御抄中〕一御裝束事〇中略

引直衣〇中略張袴、略儀生袴、如女房腰引廻、前右方結、末股立入、〇中略常著御練白二衣赤生袴也、

〔宗建卿記〕享保十八年二月廿五日、內々予奉仰、主上御張袴近世無著御、今度可有御再興、高倉家記近比有御覽之處、綾平絹之間不分明、宗建可尋高倉中納言之由、仍先日尋之、勘物一紙被上之、家記主上御打袴、紅平絹板引御裏同之春宮夏冬共主上の御服に同じ、同家記主上紅御打袴、平絹紅打、或小葵綾、春宮夏冬主上に同じ、別紙永房、今案主上御打袴、當時御著用無之、生御袴ばかり御著用被遊候へども、古例先は御打袴にて、生御袴は尋常內々之儀と被存候、件勘物先日入御覽了、予於建曆御記勘之、永房卿今案同意注左、

建曆御記、御裝束事、張袴略儀、生袴如女房腰引廻前右方、緒末股立入、調進之事、可申山科家之由被仰出、今日仰之、表綾文小葵裏紅張平絹、

地質

〔忠言卿記〕安永九年十二月十日甲寅、午刻參內、御元服御用調進物持參、於鷺間、附于正親町大納言頭辨等畢、〇中略御張袴、面裏如御袙、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、冬御引直衣方、〇中略一御張袴、表小葵綾、紅打、裏平絹紅、御腰立紅練絲左右御縫上糸同色

〔萬金產業袋四衣服〕京西陣織、羽織地、上下地、袴地、本茶苧綿和絹多とも いふ縱きぬいと、横もめん、羽をり地上下地袴地ともあり、〇中略小倉しま無地袴地あり、〇中略夏袴地、京織にしな〳〵あり、精好平、たて横とも生糸にて、もやう品々あり、夏袴地の上品たるべし、茶宇絹ひら、上に同じ、地合せいごう平ゟは少しつぎ也、繻子ひら、横麻にてたて絹糸也、絹退ひら、上に同じ、たての絹糸ほそきゆへ、ちゞみ上りて宜しからず、郡內ひら上に委し地つよきもの也、きぬひら、ふく島平、是もぐんない平に同じ、上州、福しまその所々ゟ五丈四尺ものに織出す、なら平、ならじまにてつよし、正德年中ゟ多出るがゆへ、正德平共いへり、古今平、江州高宮ゟ出る、島すち、いと也、高宮ひら、きぬいとなし、但八王寺平、有上其外ばせを布、葛布なんど、茶はな色、小もん等いろ〳〵に染仕入、みな夏はかま地に用ゆ、

〔三省錄一衣服〕神君〇德川家康の御小姓茶宇の袴を著用して、御膳の御給仕せり、上覽ありて、それは何と申ものぞと御尋あり、茶宇と申よし御答申上ければ、大に御いかり遊され、我等いまだ名さへしらぬ結構なる品を著用致す、よふ〳〵天下は治らんとするに、おのれ左樣なる奢をなして、また天下を亂さんとするやとて、以の外御機嫌を損じけると也、

〔三省錄後編一衣服〕義〇原云、長沼赤水長崎行記に云、豐前小倉云々、船頭町鹽飽又兵衞が家に宿る、夜に入商人ども土產の木綿帶袴地等持來る、みな下品なり、明石縮とて、亭主又兵衞諸方より托(あつらへ)の端切どもを見せたり、皆上品なり、地細密にて唐ざんとめのごとし、其價紗綾繻子にも過たり、袴地にて三拾匁ぐらゐは、至極の下品なりと云々、これ明和四丁亥の年記なり、

錦

〔三省錄後編一衣服〕御子息へ申入候、衣類大島幷中形小紋、とかく他の目を止申衣類、決して御著用御無用に存候、〇中略先頃兩國橋邊にて、町人の子息らしき廿餘りの男、小僧壹人召つれ通り候、折節御歷々樣がた、いかさま御役人樣方にても有之候や、其町人を御駕籠のうちより、御目を付させられ、御乘物の外へ御顏を出され、御覽なされ候體、不思儀に存、其者の樣子見候えば、黑縮緬の單羽織、精好平の袴、金作りの長脇指、肩をゆすりかけて臂をはり、意氣揚々として、八文字踏で通り候、これを御覽じ咎られつらんと、そばにて氣の毒に存じ、あはや召捕るべきと氣をへらし罷通候、かの御歷々樣、さぞ〳〵御心底に御にくみあそばしつらんと、宿にて申暮し候、御勤の節は、冬は棧留の袴にて恰好いたし候、夏は奈良平、正德平とも申もの有之、勝手向に罷なり候、群內平、福島平などよろしかるべく候、其外衣類のこのみにて、心底も相しれ申ものにて候、

金襴段子

〔日本書紀二十九天武〕朱鳥元年正月癸卯、御大極殿而賜宴於諸王卿、是日詔曰、朕問王卿以無端事、仍對言得實必有賜、於是高市皇子、被問以實對、賜蓁揩御衣三具、錦袴二具、幷絁二十疋、絲五十斤、緜百斤、布一百端、

綾羅紗

〔西宮記五月〕觀射事付競馬〇中略康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、〇中略左右馬各三疋、騎小童、著天冠錦打懸袴同接腰等、

〔總見記二十一〕越中ノ石黑左近以下於江州生害事

八月〇天正九年朔日、五畿內隣國衆在安土ノ面々、御馬揃有之、〇織田信長、中略近衞殿其外御一門ノ御衆御出立、下ニ白キ帷子、上ニ或ハ生絹ノ明衣、或ハ花染等、袴ハ金襴段子、縫物、薄繪等ナリ、

〔御幸始部類記〕文永十一年二月七日、今日御幸始也、〇中略先殿上人、〇中略次御隨身、

左將曹秦久則唐綾袴、菊閉、　右將曹同久賴唐綾袴、伏組、　左府生同賴澄練貫袴、伏組、

帛　絹　袴　布

右府生同久秋（瑩付袴、以色々薄樣押、股立、）　左番長同重躬（顯文紗袴、付松藤、）　右番長同久延（羅袴、付桐竹鳳凰、金銅、）

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年正月丙辰、賜武官酒食、仍賚五位已上被、主典已上支子袍、帛袴、府生已下衞士已上絁綿、各有差、

〔延喜式十五內藏〕踏歌人等裝束料、〇中略東竪子四人、正月節裝束料、人別冠一條、巾子一口、絹三丈七尺、汗衫料深紫絹二丈、半臂料白絹三丈、袴料五月節亦准之、

〔扶桑略記二十三醍醐〕寬平十年〇昌泰元年十月廿日、主上聊弄小鷂、逍遙歷覽、〇中略藏人所堪容貌者八人、著紫貲布摺衣、白絹袴、脛巾、步行、

〔日本書紀十四雄略〕三年〇安康八月、〇中略坂合黑彥皇子深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出、逃入圓大臣宅、〇中略天皇復益興兵圍大臣宅、大臣出立於庭、索脚帶、時大臣妻持來脚帶、愴矣、傷懷而歌曰、飫瀰能古簸、多倍能婆伽摩嗚、那那陛嗚絁、儞播儞陀陀始諦、阿遙比那陀須暮、大臣裝束已畢、進軍門、〇下略

〔儀式六〕元正朝賀儀

卯一刻、兵庫昭訓門內大臣幄西南去一丈立鉦、南去一丈立鼓、〇中略執夫四人著皂縵頭巾、〇中略白布袴、

〔延喜式五齋宮〕遷野宮裝束

駕輿丁卌人纁衫、紅褶布帶、布袴、頭巾、脛巾、黃布衫卌領、袴卌腰、布帶卌條、〇註略

〔延喜式二十八隼人〕凡元日、〇中略自餘隼人皆著大橫布衫、襟袖著兩面襴、布袴著兩面襴、緋帛肩巾橫刀、白赤木綿、耳形鬘、番上隼人已上橫刀私備、執楯槍、並座胡床、

〔延喜式十五內藏〕雜染〇中略

右〇中略其染手二人各給橡帛衣一領、別三丈調布袴一腰、別七尺褌一條、別六尺

〔延喜式三十六主殿〕五月五日、節供奉殿部五人、〇中略今良男十六人各紺調布二丈一尺、調布袴各一腰、布帶調布四尺五寸、〇下略

〔政事要略六十七〕太政官符

雜事六箇條〇中略

一應禁制諸衞舍人諸司幷院宮諸家雜色以下著手作衣袴事

右貴賤之衣、既有制度、上下之服、非無等差、而今板築荷擔之類、奴婢僕從之徒、不知身分、好著手作、非唯亂尊卑之序、又猶爲公私之弊、若不悛改、何救奢僭、同宣、〇右大臣奉勅、宜特下諸衞舍人並院宮諸家雜色以下等、著手作、嚴加制止、然則羊質息虎皮之謗、下流絕上僭之疑、但諸衞舍人供節之日、殊免著用、以前條事如件、諸司承知依宣行之、不可違失、符到奉行、

左大史三國眞人

天曆元年十一月十三日

〔古今著聞集十六興言利口〕隨身下野武守がむすめを、秦賴武むかへけるに、武守いだしたてゝやるとて、物にものせずしてあゆませけるだにふしぎ成に狩衣にさよみのはかま著たる郎等二人を供せさせたりけり、

〔布衣記〕一童裝束事、〇中略上は水干下は葛袴、〇中略葛袴は、中程よりも裾をかちんに染、こしの下よりすそまで、色々の繪具にて繪をかく也、時々の文草木花紅葉也、所々に白金はくにて切はくをちらすなり、腰は絹也、又絹をもかさね候也、

〔貞丈雜記五裝束〕一葛袴と云も、くず布にて縫たる指貫也、すそのくゝりの所は、絹のきれを縫つぎて、くゝり緒を通す也、葛布にてはこわくて、くゝられぬ故也、大的の射手水干くず袴を著する事、大的の書に見へたり、すそにつぐ絹のたけは、七八寸ばかりなり、

〔連阿口傳抄〕葛袴事

木綿

長サキビスヨリ五分バカリ餘ル、廣サ長サノ半分也、但三分バカリマサリモスル、上下同色ノ水干ナラバ、三四寸モヒロシ、

〔玉葉〕建暦二年三月廿二日　宣旨○中略

けちうのしんせい○中略

一くすはかまれふほんならんはきるべし

〔建武年間記〕武者所輩可ニ存知一條々○中略

一内々宿直之時、可ニ用一布水干葛袴一○中略

建武元年五月七日

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等欲ニ歸洛一之間、自ニ政所一賜ニ餞物一○中略

公文所送文云　好方給、○中略すいかん袴一具、永千こんくすはかまいとくす、○下略

〔寛平御遺誡〕帝王○桓武平生晝臥ニ帳中一、令ニ遊小兒諸親王或召采女時令ニ洒掃一、其時人夏冬服ニ綿袴一、其采女袴體、如ニ今表袴一、欲ニ使御也一、

〔言繼卿記〕天文十三年十月四日庚午、予木綿袴唐茶染今日出來了、

〔慶長見聞集三〕關東衣服昔に替る事

愚老若き頃、諸人のはかまもめんなり、今の時代はあさなり、

〔鷹山公偉蹟錄十一〕御馬乘袴儉素ノ事

江戸ニ在セシ時、曾テ御同列方ト薩摩侯ノ邸ヘ招カセラレシニ、御責馬ノ御催シアリ、御諸家供奉ノ近習、孰レモ美麗ナル馬乘袴ヲ持出進ラセケレバ、公ノ御袴ヲモ持出ケルニ、御大儉ノ折ニテ、外ニ御用トテモナカリケレバ、棧留ノ木綿袴ニテ、甚見苦シカリケル、御近習ノ面々大ニ愧入テ、面ヲ赤メテ居タリ、御歸館否ヤ、早速御側役ヲ以テ、今日晴ノ御責馬ニ見苦シキ御袴ヲ上ゲ、御

麻

革

外聞モ恥カシク、必竟我々油斷セシ無調法ノ義、恐入リ奉リヌ、此上ハ早速御晴召ノ御袴、御用意仕リ度存ジ奉ルト申ケルニ、公仰セニ、イヤトヨ我ハ見苦シトモ氣付ズ、却テ常々著馴レシ袴故、乘心モヨカリシゾカシ、扨汝等モ能ク思フテ見ヨ、イカニ上杉家ガ貧窮ナレバトテ、十五萬石ニテ新シキ馬乘袴一ツヲ用意シカヌルトハ、誰モ思フマジ、然レバ今差掛リタル事ニモアラズ、不急ノ物ヲ新ニ用意スルニハ及バジトテ許シ玉ハザリキ、拾錄

〔日本永代藏一〕世は欲の入札に仕合

あれは何屋の誰殿の聟ぞと、○略中當世男見よげにして、娘の母親よろこぶ事なり、それも分散にて、あしき男の紬を花色小紋に染て著あるひはまたうら付の木綿袴きたるよりはおとれり、

〔毛吹草三〕山城　同○木綿袴地　木綿袴（メンバカマ）

〔日本永代藏五〕三匁五分曙のかね

元日にも聟入の時仕立たる麻○袴にして、四十五年此かた禮義を勤めける、

〔續近世畸人傳二〕松岡恕庵附稻若水

恕庵松岡氏、名は玄達字は成章、○略中博覽好古、儉素淳樸の人なること人のしる處也、今其眞率なる二三條を擧ぐ、○略中男善吾名に典、字は子勅、號復眞、幼年より絹のたぐひを著せず、袴も夏冬となく、麻にて有ければ、門人たち、あまり見苦しとして、よろしき袴を送りければ、先生是を見て、われ仁齋先生の講席に出し時、東涯いまだ幼しして先生の側にあられしが、白き木綿の布子、白き木綿の袴也、是をおもへば、善吾は染色衣たるは奢也とて、かのよき袴は著せ給はざりけるとぞ、

〔運歩色葉集賀〕革袴（カワバカマ）

〔書言字考節用集六〕靴（カハカマ）勾、皮袴也、　革袴（同）

〔真丈雜記五裝束〕一かわ袴と云は革の袴也、古人は著ける也、入唐記に鞨カハバなどにて御供の時は、沓をばはくべからず候也、又一休ばなしと云草子にも、ある時かの檀那、かわばかまを著て來りけるとあり、近代にては、有德院樣〇德川吉宗古き事を御好みなされし故、吹上の御庭などへ御成の時は、菖蒲革の御袴をめされし由、其比供奉しける人の物語せられし也

〔江家次第二正月〕大臣家大饗

裝束〇中略犬飼〇中帽子、緋布狩衣、緋〇革〇袴、貫、左手引レ犬、右手取二白木杖一、

〔西宮記臨時四〕野行幸

延喜十八年十月十九日、幸二北野一、〇中略犬養八人、候二安福殿前一、犬養裝束如レ去年一、鷂犬養衣袴、去年用二黃布一、今年改以二綿革一爲レ袴、

〔光源院殿御元服記〕御成次第　十八日

十二月〇天文十五年十八日辛丑、公方家幷若君從二東山慈照寺一到二坂本一御成、〇中略其跡御迎、警固兩人、高島佐々木一類、越中刑部大輔孝俊、〇中略人數以上六百餘人、裝束袖細革袴、行列、

〔明良洪範三〕天正十一年、近衞龍山公、秀吉ノ氣ニ違ヒ、濱松へ御下リテ御逗留ナリ、其七月御能興行アリテ、龍山公モ御見物有リ、今川氏眞ニモ見物セラレケル、同年柳原殿ト申公家衆、近衞殿へ勅使給リケル時、神君ヲ左京大夫ニ任ジ給ヒシ、此故ニ氏政ハ京兆ト申サレシナルベシ、右對面ノ時、東衆ハ物每規式ナリケレバ、定テ長袴ナルベシトテ用意ノ所、氏政ヲ始革袴成シ、然ルニ御當家ノ衆革袴ヲモ支度セシカバ、少シモ行キ當タラズ、是皆遠慮深キ故也、

〔明良洪範十八〕井伊掃部頭直孝、大坂冬御陣ニ、〇中略帶刀ヨリオクラレシ小袖ヲキテ、革袴ニテ神君ノ御前ヘモ度々出ラレシトナリ、

〔甲子夜話二〕元祿ノ頃迄ハ、世多ク革袴ヲ著タルコトナリ、吾先代天祥君諱鎭信壯年ノトキ迄ハ、家老以下役人モ專ラ著シ、自身モ著セラレシト聞ユ、サレバ世上ノ歷々モ著シケン、下ニテハ宮本武藏ト佐々木巖流ト仕合ノトキ、巖流ノ下段ノ太刀、宮本ガ革袴ヲ拂テ五寸許リ切レタルト云モ、常ニ著セシ證ナリ、今ハ火事裝束ノ外ハコレヲ見ズ

〔獨語〕我〇太宰純が親しき者の中に、慶長元和の比生れたるもの、男にも女にも有りて、寬永の比を年の盛に經たりと云ふに、男は多革のうちかけ革の袴を美服とし、女は紫の革の襪子をはくを能きけはひとせりと云ふ、

〔雍州府志七土產〕革匠　以レ革製二諸品物一是謂二革屋一、造二蹈皮幷革袴一、及革頭巾一、革道服一、多在二三條通一、

〔儀式六〕元正朝賀儀

寅一刻〇中略中務省擊二動鼓一令二裝束一、〇中略鉦鼓師、禮冠〇中略白練袴、

〔禁秘御抄中〕一御二裝束事一〇中略

引直衣〇中略張袴、略儀生袴、如二女房一腰引廻、前右方詰、末股立入、〇中略常著二御練白二衣赤生袴一也

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿三年四月丁卯、勅、聽二著染袴一、先有二限制一、自今以後、淺杉染不レ論二高卑一、宜二特聽之一、但著二朝服時一、不レ得二同襲一、其深染及常所レ禁、不レ在二聽限一、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年三月癸未、勅曰、諸衞府及劇官雜色人、特聽著緋色袴、自餘諸人不レ聽著二緋色一、著人任意、不レ拘二文法一、大夫當色之服、還爲二士庶之袴一、知而令著、但慮嚴制下人罪者衆、須六十日內皆令二換却一、其權宜不レ糺、事涉僭濫一、宜自今以後、一切禁止不レ得レ令レ著、但行制省弊爲貴、如今吳桃染黃、墨染、杉染、皂染等色、染作無責、著服難汚、宜四色袴不レ謂二色淺深一、不レ論二公私所一、特聽著服、其參議以上聽通著四色、自餘諸人不得著二吳桃染一色、

〔延喜式四十一彈正〕凡淺杉染袴、朝座、公會、悉聽二服用一〇中略

凡親王以下、五位以上及內親王、孫王、女御內命婦、幷參議以上、非參議三位嫡妻女子、大臣孫、女藏人等從、並聽著染袴、

練　生　色目

白

〔日本書紀三十持統〕四年四月庚申、詔曰、〇中略綺〇綺字當在帶字上上下通用、帶、白袴、其餘者如常、

〔令義解六衣服〕皇太子禮服　禮服冠、〇註略黃丹衣、牙笏、白袴、〇中略

親王禮服　一品禮服冠、四品以上每品各有別制、深紫衣、牙笏、白袴、〇中略

諸王禮服〇注略　一位禮服冠五位以上、每位及階各有別制、諸臣准此、深紫衣、牙笏、白袴、〇中略

朝服　一品以下、五位以上、並皂羅頭巾、衣色同禮服、牙笏、白袴、

〔扶桑略記五文武〕慶雲二年十二月乙丑日、有勅令天下女上髮、又令脫裳著白袴、

〔續日本紀三文武〕慶雲三年十二月己卯、有勅令天下脫脛裳一著白袴、

〔走衆故實〕一永祿參二月六日、壬寅午刻御參內〇足利義輝有之、〇中略同朋萬阿彌馬上すわう白袴、

〔大江俊矩記〕文化五年九月十一日甲戌、又曰、舍人水干上下同色不苦哉、白袴可然歟、相尋處、彼卿廣橋胤定曰、上下同色雖有之、白袴爲普通、尤葛代布隨分不苦間、用白袴可然旨被示也、菊總色目者上下同ニテモ、異色ニテモ不苦由被示之、

〔骨董集上編上〕昔の威儀附紺屋の白袴

紺屋の白袴といふ諺今もいへり、これふるき諺なり、山の井慶安元年印本卷之四に、わらにふる雪や紺かき白袴といふ句あり、崑山集慶安四年撰明曆二年刻にも此句を載て、貞德の句とあれば、ふるき事なり、案に當時の紺屋は、常に袴をきたるゆゑに、此諺もありしならん、今の世盲人猿まはしなどの、常に袴をきると、遊女の常に打掛を著などは、往古の威儀のなごりなるべし、

紫

〔日本書紀二十九天武〕朱鳥元年正月癸卯、御大極殿而賜宴於諸王卿、是日詔曰、朕問王卿以無端事、仍對言得實必有賜、〇中略伊勢王亦得實、卽賜皂御衣三具紫袴二具、絁七匹、絲二十斤、緜四十斤、布四十端、

紅

〔江家次第十七〕裏書云御書始

出御、〇註略攝政褰御簾、白織物御直衣、(中略)紅御袴、白御檜扇等也、

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略暫賜祿、公卿以下有差、大臣給御下襲表袴各一重、親王納言白褂、紅袴各一重、

〔源平盛衰記一〕清盛捕化鳥幷一族官位昇進附禿童幷王莽事

入道〇平清盛ノ世ノ間ハ、聊モ忽緒ニ申者ナカリケリ、其故ハ入道ノ計ヒニテ、十四五若ハ十六七許ナル童部ノ、髮ヲ頸ノ廻ニ切ツヽ、三百人被召仕ケリ、童ニモアラズ、法師ニモアラズ、コハ何者ノ貌ヤラン、一色ニ長絹ノ直垂ヲ著ル時ハ、褐ノ布袴ヲキセ、一色ニ繡物ノ直垂ヲ著時ハ、赤袴ヲキセ、〇中略明テモ暮テモ遊行セシム、

〔光榮公記〕享保十九年三月廿五日、內侍所御法樂御當座、〇中略上御引直衣、(中略)紅御袴、

黑

〔枕草子三〕にげなきもの

げすのくれなゐのはかまきたる

〔枕草子三〕車のしりにことなる事なきおのこどものつれだちたるいと見ぐるし、ほそらかなるおのこずいじんなど見えぬべきが、くろきはかまのすそごなる、かり衣は何もうちなればみたる、〇下略

青

〔布衣記〕一六位之時の青袴事、面は上品の宇治さらし也、布に白粉を付、八の袴、裏は練貫にのりふのりをよく付て、いかにもさやめき張るべし、下重の袴、いさゝかふとき布にのりをつよく付て、いかにもえもむをよく持樣にはるべし、內まちと腰をば生の絹たるべし、下袴腰はほそき布也、すそのくゝりはねりくりの糸丸ぐみたるべし、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一未刻計に、先室町殿〇足利義敎御參內有、〇中略布衣侍十人、〇中略印金ののぼりかた袖、綾の青袴、金襴のふせぐみあり、

紅梅

〔次將裝束抄〕元二三日〇中略

染分

摺

隨身　白馬更著二紅梅袴一、二日有二朝覲行幸一、雖レ令レ著二染分一、三日猶可レ令レ著二紅梅袴一、或有下更不レ著二紅梅一說上云々、紅梅袴自二元日一至二十八日賭弓日一行幸日一、令レ著レ之、但家々說不同、

〔物具裝束抄〕一隨身袴色事〇中略

紅梅袴元日出仕次將隨身必著レ之、然者至二十八日賭弓日一著レ之、

〔次將裝束抄〕行幸〇中略

隨身　狩胡籙、菉脛巾、洛外行幸、菉下著二必著一、染分袴、元三中一猶著二染分一、

〔羽倉考二〕染分袴之事

是ハ一ツノ袴ニハ非ズ、隨身ノ袴ニ左ト右ト色ヲ染分タルヲ云、是モ定マリ有テ、左近蘇芳ナレバ、右近朽葉、左近二藍ナレバ右近萌木ヲ用フ、此外ノ色ヲバ染分ト云ズ、次將裝束抄、桃華藥葉等ニ見エタリ、但物具裝束抄ニハ、左蘇芳右朽葉ヲ染分ト云ヒ、左二藍右萌木ヲ儲ノ色トセリ、是ハ詳カニ分チタル者ナリ、

〔物具裝束抄〕一隨身袴色事

菉脛巾狩胡籙之時、必用二染分袴一、

染分左近蘇芳右近朽葉、儲色左近二藍右近萌黃、紅梅袴中略元日不出仕次將隨身白馬踏歌可レ著二染分袴一、

〔御禊行幸服飾部類三〕保安四朝記云、〇中略近衞八人、〇中略末濃袴左蘇芳右青、懸緒、〇下略

〔延喜式四十一凡揩染成文衣袴者、並不レ得二著用一、但緣二公事一所レ著、幷婦女衣裙、不レ在二禁限一、

〔政事要略六十七〕仁壽四年正月廿日、右大臣宣、祭使著用摺袴、雖レ事寄二神供一、著用莫レ令二參宮中一、又鷹飼等著用細美之摺衣袴、非レ給二司之摸一、早制者、左近看督壬生廣吉、右近看督山口今繼奉者、

案、此宣旨不レ載二格式一、亦非二奉勅難一レ爲二後比一、就中上條式、摺染成文衣袴、緣二公事一所レ著、不レ在二禁限一者、祭使著用、豈非二公事哉一、而稱二莫レ令參宮中一、既是乖二違式意一、況主鷹廢置之後、無二有レ給二司之摸一、縱雖二鷹飼

何著二摺衣一、有二野行幸一之時、依レ宣旨一得レ著、然則件上宣、不レ可レ用、但見二此文之者一、恐爲二後代之證一、仍欲レ遏二

其事一、以述二其意一、〇略下

〔法曹至要抄中〕一染摺成文衣袴事

承平三年十一月九日別當宣云、如聞、祭使等摺袴下襲、其長過多者、仍使二官人等向一祭使所一、出二件袴下

襲一、任レ法糺行、

按之、御馬乘鷹飼舞人等之臨時被レ聽二摺衣之外一、不レ論二男女一、先從二破却一可レ決、笞卅、但至二于女一、雖レ須レ決レ笞

廿一、轉加二勘發一、放免、使廳例耳、

〔西宮記臨時四〕野行幸

延喜十八年十月十九日、幸二北野一、〇略註鷂鷹鷹飼兼茂朝臣、伊衡、言行、已上青麴塵、雲雁畫褐衣、紅接腰、以二花摺一唐草鳥形一、雄鷂鷂飼源玄同、教小鷹鷹飼源供、良峯義方、以上四人、檜皮色布褐衣、畫鳴黃鳥柳花形、紫村濃布袴、青接腰、帶紫脛巾、

〔伊呂波字類抄宇雜物〕表袴ウヘノハカマ

〔下學集下絹布〕表袴（ウヘノハカマ）

〔名目抄衣服〕表袴（ウヘノハカマ）禮服束帶小忌皆用レ之

〔連阿口傳抄〕一表袴事

長サ一ノ骨ヨリキビスマデノ寸法ヲ、二分ニ猶二寸ナガシ、是ハ殿上人ナドノニヨシ、御所サマ大臣ナドハ、今一寸五分長クスベシ、マタ人ノ腰ノ高下ニモヨルベシ廣サハ長サノ三分一也、猶一寸五分マサルベシ、大夫ノ事也小ノハ大ノ三分ガ一也、猶一寸セバシ（サガリノホド分カホド也、ル足ツキ九寸バカリ、寸法ニヨリ、スソノ口三寸計オトスベシ、マヌカタノ也腰ノ高サ一寸五分、長一丈二尺、上下年少可レ計、ヒダヲバ小ノヲノゾキテトルベシ、

〔裝束圖式下〕表袴

種類
表袴

表袴製作

主上、上皇、親王同縮線綾御表袴御紋窠霰也、御神事ノ御時ハ白キ平絹、攝家中小將ヨリ大臣大將ニ至マデモ、若年ノ時ハ白キ浮線綾窠霰浮紋、裏ハ紅打ノ平絹、又大納言大臣等ノ大將ヲ不兼時ハ堅文藤丸、大臣大將モ宿德ノ儀ニテ固文藤丸ヲ用ユ、又一日晴ニハ攝關モ浮紋也、凡表袴ハ夏冬無差別、禁色ノ人ハ有紋、非色ノ人ハ勿論白キ平絹裏紅打也、

表袴

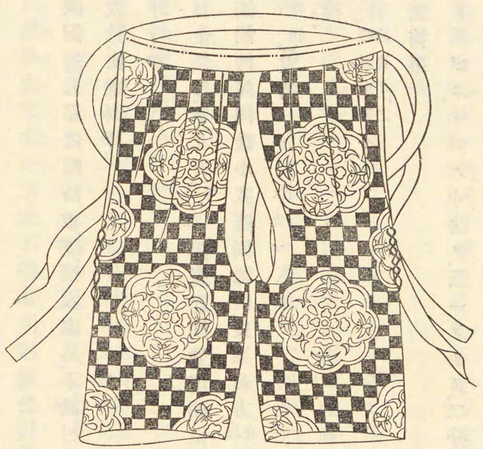

紋窠霰(クワニアラレ)、裏紅打平絹也、

〔學習院所藏文書〕ゑんほう三ねんうのとし三月ゟ十月までに御でき申候

なつふゆの御そくたい〇靈元　二とをり〇中略

うへの御はかま

一御たけ御こしきわゟ　二尺六寸五ぶ（御こしおめりとも）　一御はゞ　一尺九ぶ

一御すそはゞ　八寸五ぶ　一御ひだ　二寸五ぶ

一御ひもたけ　一丈貳尺　一御ひもはゞ　一寸九ぶ

一御かへりまち　三寸

〔學習院所藏文書〕天保十一年十月御用、冬御束帶、〇仁孝、中略、

御表袴

御たけ　御ひも下　二尺二寸五分　御はゞ　一尺一寸

御すそはゞ　一尺五分　御ひさつき　七寸五分

御かへりまち　一尺六寸　御はゞ　二寸

御紐たけ　御うら兩手先ニ而三寸五分づゝながし　九尺五寸　御はゞ　一寸八分

御後こしはゞ　一尺二寸　御前こしはゞ　七寸ヅヽ

御まち附　三寸五分　御ひも御うはまへ五寸ながし

おめりいづれも二分ヅヽ

〔服飾管見四〕表袴製

順が倭名抄に、大口袴、唐令云、慶善樂舞四人、白絲布大口袴、和名於保久知の八賀萬、一云表袴と見えたり、されば貞觀儀式、延喜式等に、鉦鼓うつ人の禮服の大口帛袷袴とあなるも表袴也、後の世は表袴の口かへりて、もゝだちのあたりよりはせばけれど、いにしへはひろかりけるをしるべし、いまもあしつぎとて、袴の裾を切てつぐ也、いにしへは横布にてつぎしと見へて、袴の襴と記には見ゆめり、扨襴つくる事は、袴の口を廣くせん料なれば、みなをうちにて、もゝだちより裾を廣く裁て、左右のわきをぬひしなめり、さてこそ禮服のときは、裳の裾にうるはしくあひ、朝服の

表袴地質色目文樣

ときも、袍の襴にうるはしくあへき、中比より裳を引上て著、袍も高く著なせば、かへりて袴の口のそがれたるが見よきとて、せばくはなりたるならむ、されば横布をもちうるも不用なれば、たてなるまゝに用ゐづ、襴の名もあはねばあしつぐといふにぞあらん（襴とは横幅をくはふるをいへる名なり）

〔後松日記十一〕表袴足繼（○中略）

廣橋殿雜掌小泉直記書狀之寫（直記元ハ竹屋殿雜掌なり）

表袴裾繼之事、廣橋中納言殿へ相伺候處、是は山科家用られ候、高倉家には無之候、乍去主上の御料、山科家調進に候へ共裾かけは無之候、勿論近衞殿にも裾繼なきも被用、又裾繼あるも被用候、普通裾つぎはなきが本儀に候、（付）裾つぎにはあらず、表袴の裾を縫上候つる也、禮容にはあらず、略儀なり、

七月十四日　　小泉主水

黑川丹後樣

考ふるに、表袴の下の方に、横ざまにぬひめあり、ふるくはあし繼といふ、今はひざ繼といふ、（又裾繼と）（もいふと見ゆ）其故よしはしらねど、昔よりかくはしたるべし、そは雅亮抄等に見えしをもてしるべし、しかるに小泉氏の廣橋殿にとひ奉りしとて、書きおかせたるは、誠に黄門卿の仰せ給へることやいかゞあらん、御料の御袴に縫めなしときこえ給へど、山科家の裁縫師高田出雲がきこゆるには、必ぬひめありといへば、うたがふべからず、

げに續後紀に、袴の襴ともみえぬれば、管見にの給へる如く、横布に加へしもしるべからず、扨その名殘にて横布ならね共、縫目をばつくるなるべし、（表衣にも半臂にも襴あれば、袴の下に横布あるもむべなるべし、下襲はわきあけなればらんなし、されば襴のれうを尻にはひくなり、位襖、狩襖も准じてしるべし、）

〔西宮記臨時八〕表袴（古時無堅文、近代多有之、）

帝王及童子、不著堅文、雖下薦揭焉之日、尚可用浮文袴也、

〔江家次第八七月〕相撲召合（○中略）

藏人此日、著麴塵蘇芳下襲、浮文袴、後日著位袍、朽葉下襲、或二藍等也、

〔助無智秘抄〕節會

文官　位袍　他ノ裝束ツ子ノゴトシ、（○中略）上袴ウキモンヲモチヰルベシ、タヾシカタモンモアルニシタガフ、ナムナシ、

〔飾抄上〕一表袴

夏冬無差別、禁色人有文、宿老人藤圓、若人霰窠文、藏人頭聽禁色之殿上人、五位六位藏人等著霰窠文、又晴時浮文、常ハ堅文、但近年五位藏人等隨所存著之、不可例事也、不然之人平絹（瑩之）裏皆紅打有中倍、

〔三條家裝束抄〕一上袴、壯年の人、縮線綾と稱して、白き浮織物、地ハ小石疊、（號之霰也）其中に有窠の文、中年の人は、竪織物、文藤丸遠ク居之、裏紅の板引、腰に有上指糸、白き練繰の糸ふとくよりて指之、股立ニ有夷懸糸、（白練糸ふとき也）冬夏四季同物也、老人も非白裏、紅張裏なり、板引にせず、

〔後照念院殿裝束抄〕表袴腰結事

岡屋禪閤、（○藤原兼經）御命云、家嗣公云、闕腋之時必結後、縫腋ハ只結前、

表袴文（霰窠也、若年時著之、雖宿老後晴時又著之、文大小依年齡、其事委可勘先例也、）

衣殿（○藤原家良）仰云、若時縮線綾、其次固織物、文藤丸、霰窠マデハアラズ、次アヤ也、餘人固織物之時モ霰也、

始著固文藤丸表袴事　岡屋嘉祿二年四月（大納言十七）

〔物具裝束抄〕一束帶事（○中略）

表袴（若年公卿幷聽禁色殿上人、窠霰浮織物、中年以上、藤丸堅織物、若少人付濃裏、）

〔桃華蘂葉〕一束帶色目（○中略）

表袴　中少將より大臣大將に至までも、若年の時は、白縮線綾、窠霰の浮文を用ふ、裏は紅打平絹也、十五歲以前濃裝束には、こき打の裏をつくべし、又大納言大臣等の大將を不兼時は、堅文の藤丸を著す、（當家（一條）藤丸は、二わなの文也、）裏は紅打也、大臣大將も宿德の儀にて、固文藤丸を用、子細なし、一日の晴には、宿老大臣攝政關白も、浮文窠霰を著用有例也、

〔西三條裝束抄〕表袴

夏冬無差別、少年浮線綾霰地ニ窠ノ文、中年ヨリハ、藤ノ丸堅文、是ハ公卿以下禁色ヲ聽ル人著ル、非色ノ人ハ平絹ノ瑩、裏ハ何レモ紅打也、但老人ハ不打ナリ、此外承保大井川ノ行幸ニ、京極關白（○藤原師實）唐錦ノ表袴、正治ニ猪猥關白（○藤原家實）萌木ノ表袴ヲ著用セシハ、唐裝束ノ時ノ事ナリ、

〔裝束唯心抄〕禁中御束帶之具（○中略）

表御袴　白、表浮織物、御紋窠ニ霰、裏平絹、紅板引、夏冬通用、

〔當時裝束抄（中）〕束帶（○中略）

表袴　公卿若年白浮織物、文窠霰、老者固織物、文藤丸、うら平絹紅、　四位五位表白平絹、（小りうもん子細なしといへども、いささか僭上なり、）裏平絹紅、（若年板引老年はふくさばりにすべしといへども、多くは老若ふくさばりを用ゆ、）夏冬差別なし、

〔侍中群要（五）〕裝束（○中略）

表袴　可然揭焉之時、多著浮文、上代無固文、近代所織出云々、或著染袴、但能可用心事也、

節會日全不可著染袴、只衞府藏人行幸供奉、出陣之時、必可著染袴歟、袴色與伊治比脛巾色、令分別之故歟、最可然事也、

國忌日裝束事　或者云、著空色固文表跨云々、

〔貫首秘抄〕裝束事　禪門命給曰、雅兼爲頭、常用堅文表袴、平三位（○範家）曰、不（○此下有虫損）頭五位藏人堅文浮文依年齒也、宿老人不用浮文、不然之人晴時用浮文云云、內府（○藤原公教）命云、頭以下職事、本體ハ凡不用堅文袴、堅文ハ不可用物也、主上モ不召也、常途令用浮文也、全不論老少云云、

〔禁秘御抄（中）〕一御裝束事

尋常黃櫨染（文竹鳳○中略）表袴（霰地窠）口大也、

〔禁秘御抄階梯（中）〕或抄主上御表袴（面浮織物地霰窠內ニ丁子、又ハ龍膽、御裏平絹紅張、）

〔世俗淺深秘抄（下）〕一直衣ハ有色々、（○中略）凡直衣與表袴者、不依面色、用普通裏之間、不知案內輩、染裝束之時、與面同色裏付之用、甚不可然、見苦事也、

〔本朝文粹（二意見封事）〕意見十二條　善相公（清行○中略）

一請禁奢侈事

右（○中略）臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生筑紫絹爲夏汗衫、曝絁爲表袴、（○中略）而今諸司史生、皆以白縑爲汗衫、白絹爲表袴、（○中略）

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上封事

〔大鏡（六內大臣道隆）〕此中納言殿は（○藤原隆家、中略、）節會行幸にはかいねりがさねたてまつらぬ事なるを、單衣青くてつけさせ給へれば、もみぢがさねにて、表の御はかま、龍膽の二重織物にて、いとめでたくけうらにこそきらめかせ給へりしか、（○下略）

〔榮花物語（二十御賀）〕治安三年十月十三日、とのゝうへ（○藤原道長妻倫子）の御賀なり、（○中略）よしより、すけみちなどは、藏人なれば、むらぎくをおりたるふたへおりものゝうゑのはかまどもを、心ばへおなじさまなれど、いろをりざまかはりておかしうみえたり、

〔達幸故實抄（一）〕一時服事

浮文表袴事

應保元二十、參大納言殿（忠雅）原申承雜事、公卿浮文表袴、織物下重著之時可用之、但壯年宰相中將ナド著之、又著加伊練之日可著歟、

〔猪隈關白記〕承元二年十二月廿五日、此日皇太弟（順德）有御元服事、（中略）出給晝御座、（赤御袍、（中略）白浮文表袴、下略）

〔岡屋關白記〕建長二年十月十三日戊子、此日天皇（後深草）朝太上皇（後嵯峨）於鳥羽離宮、十四日己丑、今日上皇御裝束、（中略）縮線綾御表袴、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

三月（建武二年）十一日ハ八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、（中略）大理ハ卷纓ノ老懸ニ、赤裏ノ表ノ袴、靴ノ沓ハイテ、（下略）

〔光榮公記〕享保三年九月十一日、出御清涼殿、著御御束帶、（略）（中）窠霰浮紋御表袴、

〔宗建卿記〕享保十八年五月九日、新宰相中將（實雄）慶申也、（略）（中）新宰相中將被著縮線綾表袴、頃日殿下被示云、內々彼卿被窺之、仍於拜賀被著件袴事、何有難乎、他日ハ不可然之由被示之、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、冬御束帶之具、

一御表袴（表窠霰、裏紅打平絹、）

廿七日、今朝大祓前御調進御服、（略）（中）以使者屬勾當內侍給之處落手云々、

三月廿五日、夏御束帶之具、以下御調進、

一御表袴（如冬、）（中略）

以使者令附屬于勾當內侍給落手云々、

表袴雜載

中袴

下袴

〔扶桑略記二十六〕天德五年（應和元年）五月十四日丙子、內藏頭小野道風朝臣書內裏殿舍門等額畢、（中略）道風朝臣別給祿、下襲表袴等也、

〔延喜式十四殿縫〕六月神今食御服

帛單衣二領、（別三丈七尺）袴二腰、（別三丈五寸）中袴二腰、（別三丈六尺）褌二腰、（別二丈〇中略）

年中御服

春季　正月料（略）（中）表袴中袴各十腰（略）（下）

〔後松日記十二〕答（泰賢答二季冬問一、中略、）赤大口は式に中袴と見えたるなりげに褌に對しては中袴なるべし、

〔政事要略六十七〕右弁官下檢非違使一

雜事三箇條

一應禁制男女道俗著美服事

右（中略）謹按二前規一、紅紫之服堤防自存、禍中袴直袍、下襲之類、或是用紅、或亦用紫、（略）（中）

長保二年六月五日　　左大史多米朝臣國平　奉

〔伊呂波字類抄雜物〕褌（シタノハカマ）

〔名目抄衣服〕下袴（シタバカマ下結時用之）

〔雅亮裝束抄三〕かりぎぬのいろ〳〵やう〳〵（略）（中）

すはうすきすはうに、うらこきすはうのきぬ、あをきひとへにても、こきひとへにても、むらさきのさしぬき、こきしたのはかまをきるべし、

〔飾抄上〕一下袴

宿老之人白下袴、壯年用紅下袴、（并濃下袴）

故有雅卿著黃生下袴（白下袴下著之、自二切口一令レ出也、）資賢卿常著之云々、後日

對正面佛房之次、號馬入道問之、答曰、故入道常雖著之非此袴云々、

老後可著白下袴事

仁安三正八、殿記曰、大納言殿久我敎命曰、老後可著白下袴也、

生單下袴

保延二九二、鳥羽競馬、宇治丞相衣冠、白袷生單下袴、

〔三條家裝束抄〕一下袴事、本儀綾也、十五以前の人濃色、濃蘇芳の事也十六以後の人紅色なり、長大の後白色なり、裏面さや〳〵と張之、下括の時用之、文は定れる事なし、略儀近代平絹也、張樣同前、

〔連阿口傳抄〕一直衣事〇中略

下袴事

長サ一尺、廣サ一寸、指貫ニマサルベシ、

〔物具裝束抄〕一雜色事

平禮　白張上下　衣單　下袴　沓　襪〇中略

一車副事〇中略

平禮　白張上下　下袴　亂緒

以上如木之時著之

〔深窻秘抄〕白下袴　老後用之、壯年紅濃下袴也、

黃生下袴　白袴ノリンニ出也

〔桃華蘂葉〕一直衣事〇中略

下袴　紅或白、下結時用之、

紫若薄色指貫下結之時、若年人用腹白組、指貫の上より貫之、或籠結の末を組て垂之、或又籠結無腹白ても、以紫組一筋結之也、淺黃指貫ニハ白組一筋用之、

〔西三條裝束抄〕下袴

腹白ヲ用ユル程ノ刷之日是ヲ用ユ、腹白ノ結ノ時ハ必是ヲ用ユルナリ、是モ昔ハ綾也、近代ハ平絹、十五以前ノ人濃蘇芳十六以後ノ人紅、長大ノ後白色也、裏ハ表ニ同ジ、文强チ定事ナシ、近代平絹ヲ用ユル故ニ、文ノ沙汰ニ及ビ侍ラザルナリ、

〔服飾管見十一〕下袴

その製は指貫のごとくにて二寸ばかりもながくて、裾に括りはなし、指貫のうちにとぢかさぬべし、裾はりて歩みよき料也、裏表同じ色の平絹をす、濃裝束の程は濃色、紅裝束の程は紅、白裝束には白也、但夏指貫には白き生の平絹の袷也、

〔江家次第十一月〕賀茂臨時祭試樂御裝束〇中略

主上出御御直衣、(中略)紅御下袴、

〔世俗淺深秘抄下〕一黃生上袴、宿老人著之、淺位人不可然歟、

〔新野問答〕一下袴

下括にも上括にもよらず、著指貫時は必其下に可著袴に候、今も大臣などは、小直衣に白袴を被著候、則下袴に候、若年の人は用紅袴候、不然人は白袴を被用候、彼大臣の小直衣に白袴を被用候は、至極褻の服の體にて候、指貫を略したるに候、されば、袴は可必用事に候得共末代の流風、省略にしたがひ候より、下括を用る時ならでは、下袴は著ざる樣に覺候、是鄙俗のあやまりに候哉、

〔今昔物語二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

今昔、利仁ノ將軍ト云人有ケリ、〇中略利仁此ニ馬ハ候フト云ヘバ、五位穴喜ト云テ、薄綿ノ衣二ツ許ニ、青鈍ノ指貫ノ裾壞タルニ、同色ノ狩衣ノ肩少シ落タルヲ著テ、下ノ袴モ著ズ、〇下略

大口袴

〔教言卿記〕應永十三年正月一日壬辰、新御所垸飯、〇中略頭人管領（勘解由小路息入道之孝）御狩衣薄青云々、御文（カラ草）御袖（蘇芳）御指貫（腹白下結ミ ダレ薄色）御下袴、

〔賴言卿記〕享保二十年十一月三日戊戌、御卽位、〇櫻町依之院〇中御門御幸著御赤色御袍、〇略中薄色御指貫、御下袴白、

〔御伽名代紙衣ニ〕念佛講の酒で醉が廓の座敷踊

臺所には料理人下袴の腰に箸をさして、鍋のふたをあけながら、魚屋の男よびつけ、〇略下

〔倭名類聚抄十二衣服〕大口袴　唐令云、慶善樂舞四人、白絲布大口袴、和名於保久知乃八賀萬、一云表袴、

〔伊呂波字類抄雜物〕大口袴オホクチノハカマ

〔名目抄衣服〕大口生平絹、幼年日白、長年紅、指貫、〇下略

〔塵袋七〕一大口ト云フ名ハ何ナル義ゾ、リヲイレ子バ、クロキユヘニ、大口トイフ歟其ノ故ハ主上ノ御鞠ノ時、小口ノ御袴トテメスハ、御大口ニクヽリヲ入レテメスハ、サヤウニ云フニコソ、但シ清少納言ガ枕草子ニハ、大口ハナガサヨリモ口ノ廣ケレバト云々、主上ノメサルヽ緋ノ御大口ハ女房ノ袴ノ樣ニ、長クウチハイフメレ、オボツカナキ樣ナレドモ、サルモノヽ云ヘルコトハ、樣コソアルラメ、

〔枕草子七〕おほくち、ながさよりはくちひろければ、はかまいとあぢきなし、

〔飾抄上〕一大口

紅生平絹、或紅張衣、但近代不レ用レ之宿老之人或白張絹、

〔三條家裝束抄〕一赤大口常に著用するのは、生の平絹を紅に染て、如二常ノ一大口縫なり、但四のなり、上の袴よりも短キなり、夏冬同物なり、裏面におなじ、

〔後照念院殿裝束抄〕束帶下大口事

殿上人間色濃　上階以後色紅（始ツカタ練歟）　白裝束時白色也

〔連阿口傳抄〕大口事

表袴ニ同、足ツギナシ、スソヨリ上ヘ、内ヘオシ入ル、如此スレバ、モヽダチヨリ下ハ四ヘニナル、長サハ表袴ヨリ三寸バカリミジカシ、

〔裝束圖式下〕生平（スヽシ）絹紅ニ染テ用之、宿老人白張也、表袴ノ下ニ著スル也、

赤大口

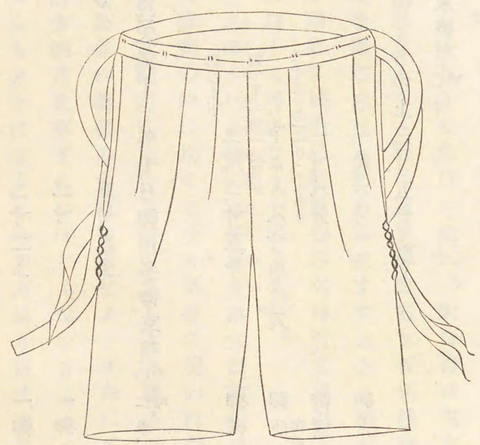

〔學習院所藏文書〕ゑんほう三ねんうのとし三月ゟ十月までに御でき申候
なつふゆの御そくたい〇靈元　二とをり〇中略

御あか大くち

一御たけ（御こしきわ）　二尺三寸七ぶ　一御はゞ　一尺五ぶ

一御もゝたちのあき（御こしきわ）　一尺三寸七ぶ　一御まち（御こしきわ）　一尺一寸めニ入

一御ひだ　二寸二ぶ　一御ひもたけ　一丈

一御ひもはゞ　二寸　一御うわまへ一尺（のかたにて）ながし

一御まちのはゞ　五寸五ぶ

〔學習院所藏文書〕天保十一年十月御用、冬御束帶、（○仁孝、中略、）

御大口

御たけ　（御ひも下）二尺二寸五分　御はゞ　一尺一寸

御まち　（御すそニ而一尺五分）下より八寸めに入　御ひもたけ（御前のかた一尺ながし）　九尺

御はゞ　（三寸ほど三はりこしあり）一寸八分　御腰たてはゞ　一尺

御あひひき　一尺六寸　御まち　五寸四分

御小用のあき御まちの上三寸五分あく

〔物具裝束抄〕一束帶事（○中略）

大口（紅、若少人濃色、）

〔深窓秘抄〕赤大口　人ニ依テ有差、束帶用生絹平絹精强等也、

〔西三條裝束抄〕大口

赤大口トテ、紅ノ生ノ平絹ナリ、又ハ張絹ヲモ用ユ、但近代見エズ、宿老ノ人ハ、白キ張袴也、

〔裝束唯心抄〕禁中御束帶之具（○中略）

下の御大口　紅生絹

〔當時裝束抄中〕束帶（○中略）

赤大口　表うら紅平絹（生平絹を式とす、普通精好を用ゆといへども、いさゝか僭上なり、著用のとき、表袴より一寸ばかり引上て著すべし、おめらして著するは僻ことなり、）

〔新野問答〕一大口前張　紅張大口

大口とは束帶之時、表袴の下に著候袴なり、幼年の人は生袴をふしがね染にて用候、是濃裝束として、單衣（えり袖にはくをだむ）表袴の裏大口等をふしがねに染候、十六歳以後紅を用申候、紅張大口は別物にあらず、こはくはりたる大口ニ候、（○中略）大口袴は左方は腰をまわして、前後をつゞけて、右方は腰をひらきて、足を入るゝ料に設候、畢竟短き袴に候也、前張一名は前强（マヘコハ）の大口とも申候、童子半尻を著し候時、著用之袴なり、前方は糸すぢふとき精好を用ひて、前をつきはらしめ候、うしろは糸すぢほそき精好に候、仍前張前强の名目有之候なり、是に對して申候は、今猿樂太夫著用之大口は、後張の大口とも可申なり、一笑千笑、（○下略）

〔貞丈雜記五裝束〕一大口といふ袴に三品あり、赤大口、前張の大口、此二品は公家衆の裝束に用らるる也、古武家にて直垂の時に用るは、今も猿樂の能の時用る大口の如くにて、裁縫少し替りあり、下に圖を出す也、白き精好にて作る、後の方上より腰の下までは糸をふとく織らせて、外へ張り出る樣にする也、公家の前張の大口は、前をふとき糸にて織て、前を張り出す也、武家のはうしろをはり出す也、清少納言枕草子に、おほぐち、ながさよりくちひろければ、はかまいとあぢきなしといえる是也、大くちをきれば、うしろの方はり出て、大にくちあく也、今世束帶の時用る赤大口といふ物は、大きにくちあく物にはあらず、赤大口といふ物、後代の唱違にて別古名あるべし、

〔安齋隨筆後編十一〕一前張（嘉樹○大塚）の大口、裁縫束帶の下に用る大口にかはりなし、是は前を大精好にして、後ロを尋常の精好にする故、前張りて最廣く見ゆる也、猿樂の大口は、うしろを大精好にする

よし、定基卿の、うしろ張と戯れ書給ひしもの是也、前張を前後して著せしものにて、興あるありさまに御座候、是も四布にて下にひだなし、上に計ひだあり、

前張今も隨分御用ものと御座候、大口は下に著たる袴にて、みじかくして、下にもひだなく風情無之故、表袴さしぬき等を略したる時見よからんがために、前張に裁縫したるよしなり、尤前張公服にあらず、内々の服に被用也、

〔西宮記 臨時 八〕袖大口袴

表袴中隔上下可同色、不得交紅茜色、若人可用茜色也、

〔侍中群要 五〕裝束〇中略

袖大口　隨心著之、但著紅袖時、不著茜染大口表袴下重等、袖大口下重等可用一色也、除更衣外殊不著白袖、又綠色殊不見物也、

〔禁秘御抄 中〕一御裝束事〇中略

自他所行幸之時、赤大口不改、〇中略直衣〇中略常著御練白二衣赤生袴也、而近代小袖用赤大口、建久以後事也、又自同頃直衣引上如只人著大口、不可爲例歟、

〔建武年間記〕武者所輩可存知條々〇中略

一精好大口一切停止之、可用練大口、〇中略

建武元年五月七日

〔三内口決〕内々之衣裳〇中略

白大口

〔殿廬嘶餘〕一大口ノ事　公武猿樂等著スルハ、タヽミノ面ヲ背ノ方ノ内ヘ入ルヽ也、又樂ノ時、舞人ハマヘハリト云物著スル也、ソレハ背ヲ細ク前ヲ廣クシ、サハラスル也、

〔成氏年中行事 正月〕一殿中ノ朝〇正月元日ノ御臺ヲバ、御サンバ計被召、〇中略御椀飯、上古ハ酉刻計ニ始ル、近代ハ夜ニ入、公方樣御直垂、御紋ハ桐、二重淺黃、白御小袖ニ、子リノ大口ヲメサル、〇中略一同〇正月十一日、御評定始、公方樣香之御直垂、精好ノ御大口ニテ、御直垂付ニ白キ綾ヲメサル、

〔大的體拜記〕一主の出立は、〇中略大帷をかさね、下には大口こは袴を重ね、其上に葛袴を著也、〇中略おとし入の大口をばきすして、こは袴ばかりきる人もあり、

〔西宮記 臨時 五〕東宮行啓〇中略

延喜十四年二月八日、東宮參二亭子院一、鴈庇指御車、宣旨候二御車一、行啓如例、其日御祿、白綾大褂、躑躅色綾細長、綾合大口、

〔愚昧記〕安元三年八月十六日壬子、未明給二馬於權禰宜範明元雅等一、又內一禰宜忠良許、遣二馬一疋裝束一具、〔除二大口汗取等一、是故實也、〕

〔台記〕久安三年五月廿一日癸未、今日制二汗取大口布帷尺寸之法一、他物尺寸之法、去保延元年制之了、

〔建武年間記〕口遊、去年八月、二條河原落書云々、〇元年歟中略

下衆上臑ノキハモナク　大口ニキル美精好

〔言經卿記〕慶長九年七月三日壬子、長橋殿へ、御大口潤色事談合ニ參了、持明院へ御出也、七日丙辰、長橋殿へ參、禁御大口潤色シテ進上申了、次御酒有之、御大口へニ良子廿五匁、調料五斗、此如目六進之、

〔光榮公記〕享保十三年六月廿三日、皇太子〇櫻町拜覲、〇中略御表袴、縮綟綾、窠霰紋、御大口、濃色、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、冬御束帶之具、〇中略

一御大口、生平絹紅、

廿七日、今朝大祓前御調進御服〇中略以二使者一屬勾當內侍給之處、落手云々、

小口袴

三月廿五日、夏御束帶之具、以下御調進、〇中略
一御大口〇生紅糸絹〇中略
以使者令附屬于勾當內侍給、落手云々、

〔西宮記臨時八〕小口袴
冬時主上著之、深紅、入綿、或打之

〔侍中群要五〕定詞〇中略
小口御袴、如指貫者、紅染綾也、或入綿、

〔大槐秘抄〕君は五節のまいりの夜ならぬかぎりは、おほんさしぬきたてまつる事候はず、むかしはめしけるに候めり、今はおほかたさる事候はず、御まりあそばすときは、こぐちの御はかまといふ物をめしてあそばすに候、こぐちの御はかまは、こあふひのあやの紅の御はかまに、くゝりをさゝれたるに候、

〔胡曹抄〕御直衣〇中略　小口御袴紅梅、頗濃色、指括如指貫、冬練夏生、堀河院ノ射時令著給云々、

〔紫式部日記〕あからさまにまかでゝ、二の宮〇後朱雀の御いかは、正月〇寛弘七年十五日、其曉まいるに、〇中略御かど〇一條きさいみちやうの中に、二ところながらおはします、〇中略うへは御なをし、こくち奉り、

〔紫式部日記傍註下〕小口ハ紅ノ小口ノ袴ナリ

〔殿暦〕天永二年十一月廿七日丙戌、余〇藤原忠實今夜候內、院仰云、主上著小口袴給時、御衣上如指貫、件御體を著天、其上爾御衣を著給、其上御直衣を著給也、但御直衣を不著給をりもあり云々、十二月一日己丑、今朝頭弁實行從院爲御使來云、御書始之間、御裝束御讀書文机等事也、余云、此三物從院被獻候はむ能候歟、余今夜宿侍、故殿御記云、寛治元年十二月廿四日、御書始也、主上著御直衣、織物御直衣、內藏寮勤仕者、又故二條殿御記云、織物直衣小口御袴者、此由奏院、內藏寮勤由仰下了、

指貫

〔倭名類聚抄十二衣服〕奴袴　楊氏漢語抄云、奴袴、佐師奴枳乃波賀萬、漢語抄云、絹狩袴、或云、岐奴乃加利八加萬、

〔箋注倭名類聚抄四衣服〕廣本袴奴作奴袴、按諸書多謂指貫袴爲奴袴、然山田本、伊勢本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆作袴奴、類聚名義抄、伊呂波字類抄、壒囊抄並同、西大寺資財帳所載羅綾王裝束、亦云袴奴一腰、撮壤集奴袴袴奴兩載、按舊唐書音樂志、載龜茲樂康國樂舞者冠服、有白袴帑、則知袴奴卽袴帑、其曰奴袴者、後世之誤倒、廣本作奴袴者、疑係因後世所用改竄、非漢語抄源君之舊、〇中略按指貫袴裁縫與獵袴同、而獵袴用布、指貫用織物若平絹爲異、故曰絹狩袴也、天武紀括緒褌蓋是、

〔伊呂波字類抄左雜物〕袴奴サシヌキノハカマ　絹狩袴同本朝式用絹狩袴之字　指貫

〔名目抄衣服〕指貫サシヌキ或奴袴

〔東雅八器用〕裳モ〇中略　倭名抄に奴袴の字、楊氏漢語抄を引て、サシヌキノハカマ、一つに絹狩袴、キヌノカリバカマといふと註したり、古の時に、布帛の類をば、すべてヌといひしかば、その奴袴としるせしものは、卽後にキヌカリバカマといひしもの是也、賤者の袴なるの義にはあらず、〇註略これは天武天皇十三年詔に見えし、括緒袴の遺制とこそ見えたれ、

〔貞丈雜記五裝束〕一指貫の袴を狩袴とも云、〇中略和名抄に奴袴、佐師奴枳乃波賀萬、漢語抄に云、絹狩袴或云岐奴乃加利八加萬と見えたり、奴袴のよみを知らぬ人、ヌバカマトよむは誤也、ヌバカマといふ名目はなき事也、さしぬきに奴袴と書事は、奴は奴僕とて賤きめしつかひ者也、すそを高くくゝり上げて、奴僕の走り廻りに便り宜き故、奴僕の著すべき袴といふ心なり、是も後には公卿の服に成て、綾織物等を用る事になれり、

〔裝束圖式下〕奴袴指貫トモ
主上ハ窠霰雲立涌、仙洞ハ八葉菊雲立涌鳥襷等、禁色ヲ聽タル人、少年ハ紫二倍織物、文龜甲ニ浮

綿綾、壯年ハ烏襷、色ハ紫文緯ノ糸ニテ付ル、又ハ薄色或藤丸ノ織物ヲ用ユ、浮織固織ハ年齢官位ニヨリテ是ヲ用ユ、中年以後薄色ノ綾文藤丸色ノ淺深年齢次第ニ薄成也、至極ノ老者ハ白キ練ノ指貫也、非色ノ人紫ノ緯白無文、地下ハ縹平絹也、

奴袴

〔松の落葉　二〕衣服

さしぬきの袴は、かりぎぬにたぐへてきるものなり、ます鏡煙の末々の巻に、左兵衛のすけ親朝は、むすびかりぎぬに菊をおきものにして紫すそごのさしぬき、きくをぬひたりといへり、和名抄に奴袴佐師奴袴乃波賀萬或云岐奴乃加利ハ加萬とあり、かりぎぬにたぐふものゆゑに、かりばかまともいへるなり、此はかまはすそをあげてくゝるゆゑに、そのさまいやしげなるにより、奴袴ともじにかきたれど、むかしはむねとよき人の、きたまへるものなりき、西宮記十七の巻に、指貫、王者以下衆人可用也、古時有制、臣下不用、近代五位已上昇殿六位皆用之とあり、さしぬきといふ名のよしは、袴のすそに狩衣の袖くゝりのごとく、組緒をさしぬきてとほすゆゑなりと、ものに見えたり、今のとはすこしことなり、

〔雅亮装束抄　二〕ほうこのこと　○中略

そくたいは、四月一日よりなつのをきれども、いくはんは五ゐも六ゐもごけいのほどなどまでは、冬のをきるなり、ふゆのうへのきぬをきるべし、さしぬきもなつのさしぬきは、ごけいのころよりきるなり、○略中十月一日よりふゆのそくたいなれども、又いくはんは五せちのころまではなつのなり、六ゐのさしぬきもきる也、うちのくら人などこそあれ、院のくら人など、とうほく院のねん佛の頃より、うす色のふゆのさしぬきを、しおに色とてきる、さてもありなん、たゞししをんいろはひがことなり、ほかにしるしたり、

わかやぐ人は、なつすゞしのさしぬきを、あさぎにても、うすいろにても、きませてきる、つねのこと也、五位になりなばふゆあさぎを、とくきよ、あしからず、六ゐのしんなどはかりばかまをきるに、さしぬきなどきんれうに、院のひくら人などになりてきるなり、きんだいならねど、さしぬきにいくはんするふしぎなり、○略中

わかき殿上人などゝるり色のさしぬきのしをれたるをり著ることなり、きんだいはいつもきるふしぎ也、

さしぬきとて、あさぎのこきをきることは、五月などのふたあゐのしぬきにて、あをうらのはりうらをつけてきるなり、これをしをん色とはいふを、たゞうす色の

指貫地質色目文様

ふゆのさしぬきをつけたるみぐるし〳〵、かやうのことをしりたりとて、人まへはれにていたくいふべからず、をのづからとふ人あらばこたへ、もしまたさもあらん人には、はし〴〵をいふべし、むげにしらぬやうなるもわろし、たゞしひすることは、やすく人のしつべきことをひするも也、大事なることはいへどもきゝとることなし、

〔雅亮装束抄三〕さしぬき

むらさき、はし、たいろ、うすいろ、ねりあさぎ、はなだのうちさしぬき、もえぎのさしぬき、むらさき、わかきかのおり物のさしぬき、いろゆりたる殿上人もうちのくら人などきる、たゞのむらさき、わかきかんだちめ殿上をさなきわかき五位六ゐみなきることなり、かならずはらしろをさすべし、はし、たいろ、これ又おとなだつわかき人などはきる事也、

うすいろ、又あさぎ、もえぎなど□も殿上ぢ下の五ゐみなきることなり、

ねりあさぎはなつふゆおとなしき人のきるものなり、そだいぶなどは五ゐになりなば、とくきたるにあしからず、うすいろはなつさしぬきのむつかしきに（下有二缺文一）

はなだのうちさしぬきは、をさなき殿上人、もしは六ゐなりとも、ことゝあらんにはきたらんくるしかるまじ、

もえぎのさしぬきは、いろをゆりたらん人は、きたらんくるしかるまじ、わらは殿上の人などは、つねにおりものにてきるなり、くゝりおもての色にてくみさげけり、

なつさしぬき、ふたあゐ、るりいろ、うすいろ、おりあさぎ、しをんいろ、

ふたあゐは、おさなくわかき、みなきることつねのことなり、はらしろをさすべし、

るりいろは、わかかれども殿上人などの、あつきをり、ふたあゐもあつれたればきるなり、

うすいろは、つねに五ゐ六ゐみなきる物なり、

おりあさぎは、五ゐはわかきもおとなしきも、夏さしぬききる人はみなきるなり、

しをんいろは、つねにきる物にあらず、秋はじめにきる物なり、うすいろのなつさしぬきのおもてに、うすあをのねりうらをつけて、ずはうのしろうらのかりぎぬ、ずゝきをみなへしのすゞしのきぬなど、うつくしきものなり、

なつうすいろをきる、五ゐはあさぎをきませたる、くるしからぬことなり、なつふゆあさぎのねりたるをきる人は、なつもなつさしぬきをきず、またうすいろのさしぬき、なつもふゆもきず、いはひのことなどにて、かみなどよりきせらるゝにはきることなり、

ぢ下のそだいぶなれども、かすがまうでなどには、おりものゝかりぎぬ、からあやのさしぬきなどはきることなり、

首書　うすいろにはおなじいろのくゝりをむすびたるなり、はらしろをさゝず、

ほり川の院のくらゐの御時、それがしたゞいまなおぼえず、五十よにしてはじめてくら人になりたりければ、もえぎのおり物のさしぬきをふみちらして、こはわきして、あさがれゐにまゐりたりければ、みかどゆゝしのさうぞくのさまやとて、すこし御へいきうのていなりければ、かしこまりてついゐて、君のゆるしたびたるいろなれば、しろしめすにおよばずと申ければ、わらはせ給けり、（コ殿ノ御手ナリ）

〔飾抄上〕一奴袴

色淺深隨年依官可斟酌也、禁色之人織物、不然之人志々羅平絹、壯年之人夏著二大文薄物或鳥多須岐等生織物白文奴袴、高貴之人著之云々、當家壯年之間著二龍膽多須岐宿老之後藤圓、

夏冬指貫更衣事

或人衣抄曰、自二十月維摩會比一至二四月御禊前一用二練指貫一、自二四月御禊日一至二于十月十日比一生指貫、（若五節著二）

（夏衣之輩相待其程「不」改「冬」服、）仁安二九十八、殿記曰、參殿、尋申曰、夏指貫何比マデ可」著候哉、被」仰曰、五節マデハ令」著也、故入道殿御教命ニハ著「夏指貫色々ノ衣可」透也、冬指貫維摩會行事弁下向可」著、其前貫首著之、雖然好事者十月籠居五節著也、來月上旬衣冠、猶著「夏指貫」也、雖「廿日比「可」著「夏（夏本無）一衣冠」、保延二四御禊、或秘記曰、雅賴談曰、自「今日「可」著「生奴袴」云々、此事在「雅兼卿記」、是花山院左府殿（原家藤）忠之仰云々、但彼卿曰、雖無所見、古人之著用如此云々、仁安三四六、殿記曰、著「衣冠（冬袍冬指貫）祭以前不」著「夏（夏本無）一直衣指貫」、

今按、（源通方）保延雅賴談、仁安故殿之記相叶、或人衣抄意歟、但祭以前之由令」記給、御禊前一兩日事也、但同事歟、可」著「夏衣冠」歟之由、有「後日難「云々、

五節著「夏指貫」事

保延二年二十八、宇治左府（于時内大臣大將）壯年直衣始、織物薄色堅文指貫籠結、仁平三二廿八、中納言中將兼長直衣始紫堅文織物指貫、久壽元十一廿三中納言中將師長直衣始薄色浮文指貫（末濃奴袴）或書曰、如洛外「非「尋常出仕之時、色々不濃村濃如「唐綾「非「制限「著之云々、

今按公卿勅使八十島類也、

保元四正廿六、公卿勅使別當（時忠）大夫進隆家末濃奴袴、

青鈍浮文奴袴　保安五十廿一、新院（羽鳥）高野御幸、御後左衞門督（通季）青鈍浮文織物奴袴、白文御奴袴　保安四二二、新院始御幸、御奴袴半色二重織物、鶸唐草白丸文、

無文青鈍奴袴　保安五四十四、兩院御棧敷御幸、殿下濃打ヒヘキ出衣青鈍無文奴袴依「仰著「薄色奴袴」、

四品之後可」著「薄色」指貫事

仁安三正八、殿記曰、大納言殿（久我通雅）○敎命曰、四品之後可」著「薄色指貫「是入道殿（中院定雅）○仰也、薄色指貫括腹白也、是又入道（中院）仰也、

通方案、兩祖御命、尤可「信受「、雖然近代十二三歲輩、多昇「四品帶「高官「、尤可「斟酌「事歟、已異「于古「也、

壯年公卿多指「貫、夏指貫著「袞事

仁安三五一、殿記曰、大夫殿（久我雅通）仰曰、多指貫年少公卿、與「夏指貫「著「袞事也、宿老之人者、不「及「沙汰「、著「多指貫「者也、保安五七十三、若宮始渡「御白川殿「、公卿已下四人皆被「著「薄色奴袴「（有「別仰「）紫指貫著用事

或書曰、紫奴袴ハ及「廿者不「可」著、近代人々所見及、兼宗卿十七少將之時、著「薄色「、五節公衞卿廿四侍從之時、猶紫奴袴也、人々所存樣々歟、通資卿十八少將之時著「薄色「、父內府（源通雅）存生之時也、今按、仁安殿記、大納言殿命曰、四品之後可」著「薄色「也云々、今所「被「思合「也、但十四五六、猶可「斟酌「歟、

年少大臣晴時可」著「堅「織物指貫事

保延三十二二、法成寺御八講竪義日也、或秘記曰、參「近衞殿大殿（藤原忠實）問曰、著「何色指貫「哉、余（藤原賴長）答曰、薄色綾指貫殿下起「色曰、年少大臣堅義日、必著「堅織物指貫「、何可「隨「老人之作法「、於「老人「者雖「淺黃平絹「有「何憚「哉、

白文二重織物指貫事

嘉禎三十一十九、寅日殿上淵醉、太政入道末子、少將實藤著「梅丸白文紫二重織物指貫「云々、如「此事如「何、執柄臣嫡家多者無「止人著「之也、但當世獨步之人、不「能「子細「哉、後日六條大納言有「傾奇「也、

不」依「官隨「年齒「用「紫奴袴「事

平治元年二月十日、中納言中將（基房）春日祭進發日、被「著「紫織物奴袴「同日右大弁資長著「薄色奴袴、

夏織物

久壽二四廿一、賀茂祭隆長（甘露寺）見物、二藍織物奴袴（鳥襷文）

淺黃堅文奴袴　保延六十一十五、童御覽、宇治左府（于時大臣大將）著淺黃堅文指貫、

萌木指貫　仁安三十一廿二、童御覽、中將賴實（大炊）著萌木指貫、梅重出衣、

今按、建曆度、寅日當時右大將、（大炊家嗣、于時中將）著此色也、

公卿借用殿上人奴袴事

久安四二十一、攝政法性寺邊移徙、予（宇治左府）著宿衣、借用侍從師光薄色指貫、余無薄色指貫之故也、

宿老之人大將後、著薄色奴袴、

仁安三八廿二、殿記曰、爲御使參花山院、著直衣可參院、愚意所存、淺黃指貫何樣可候哉、古賢大將之後著薄色云々、土御門殿拜賀、翌日令參宇治、著直衣（毛車）令帶劒笏云々、而今度令相具之由在御記、然者今度此定可候歟、御返事曰、尋常儀、薄色宜歟、淺木何樣可候哉、然而卒爾也、淺木又有何事哉、去廿四日御直衣始、薄色練指貫、

薄物指貫、　或人書曰、夏指貫狩衣、薄平絹用程人、著薄物指貫、假令英華之輩、著綾羅之程、猶用薄物也、無先途之輩、過壯年薄物依異樣不著之、近代無文織綾薄色指貫、人多著之、古人曰、如近衞司努々不可著、老者依無止事、用生奴袴之時薄物著用也、近代少年少將著之、冬シヽラ綾、古人又惡之、近代每人著之、直衣同前、

紫苑色指貫　或人書曰、九月九日以後、（或說必不待九日、有可然晴時著之、）晦以前著紫苑色指貫之人、著練指貫、件指貫、古人紫苑色面薄色青裏著之、近代只以例薄色指貫、稱紫苑著之、雖著紫（冬）二藍（夏）人、於此間練指貫者猶可用紫苑色、秋中不著此色、之人、尤過十月上旬可著冬指貫歟、雖著紫苑色於袍者、猶著夏袍、瑠璃色指貫　仁安三四廿六、殿記曰、大夫殿（久我）敎命曰、淺黃指貫五月以後可著、（言瑠璃色）　或書曰、極熱之比、著瑠璃色指貫、近代雖屬冬氣不憚、猶以不知故實歟、

〔三條家裝束抄〕一指貫事

四位五位は平絹、公卿以上は綾、幷に織物なり、織物は若年人聽禁色之以後用之、綾は中年以後の人用之、十五以前人、濃紫の浮織物、文つゞき龜甲、裏同紫平絹なり、さや〳〵と張也、是は春冬の事なり、夏は生の浮織物、色二重濃紫、文同冬、皆經緯共ニ染て織之、裏生の平絹、文同面、

〔物具裝束抄〕一直衣事（○中略）

指貫　若年公卿冬紫織物指貫、文鳥多須幾、夏二藍生指貫、文同、自五月薄物瑠璃色指貫、文三重多須岐、至八月著之、壯年人薄色織物指貫、文藤丸、冬面裏練之夏、面生裏練之、織物淺黃指貫、中年公卿晴之時著之、綾指貫壯年以後夏冬通用著之、宿老大臣著平絹指貫、

〔桃華蘂葉〕一直衣事（○中略）

指貫　童體時紫二倍織物指貫、（地文龜甲、白浮線、綾丸、）夏は生、用腹白組、自指貫上貫之、元服之後濃紫浮織物、（文龜甲、）次薄色浮織物、（文龜甲、或鳥襷、或半色薄色の紫の方へよりたるを云也、）次薄色堅織物、（文藤丸）次薄色、（付色也）綾、（文藤丸ニワナノ藤也、堅文綾志々良、）次淺黃堅織物、（文藤丸）次淺黃綾、（文同志々良、以上裏同表色、）次白、（藤丸、或平絹、）以上其色隨年齡、或依官位可進退也、かならずしも一々にこれを著用すべきにあらず、夏指貫其色同冬、但織物浮文は生也、堅織物と綾とは、夏冬の差別なし、

濃色、（濃紫フシカネ）薄色、（經紫、緯白、）半色、（經緯共ニ薄紫也）花田、（淺黃色也）薄青、（經青、緯白、）赤色、（經紫、緯赤也、）鈍色、（花田染也、ウツシ花ニテ染也、）

指貫可依年齡事（以峯殿（藤原道家）御記載之、大概是ニテ可了見也、）

十五歲（中納言大將時、濃紫浮文、）十七歲（大納言、薄色固織物、）十八歲（同官、薄色綾固文、）廿八歲（左大臣、綾淺黃、）卅七歲（關白、直衣始薄色堅織物、）

〔西三條裝束抄〕差貫之文

天子

霰地ニ窠文、或雲立涌、凡主上差貫ヲ召事ハ、五節參入幷殿上淵醉ノ夜差貫ヲ召ス、是ハ侍臣ニ相交テ御覽ノ由也、仍晝ノ御座ノ御劒ヲ召具セザル事也、又蹴鞠ノ時內ニ著御アリ、後鳥羽院蹴鞠御好ノ故ニ、此御代ヨリノ事也、古ハ蹴鞠ノ時モ小口袴ヲ召トミエタリ、

仙洞

八葉ノ菊、或ハ鳥多須岐、藤丸、雲立涌也、花園院二十四歳ノ御時、始テ藤丸ヲ著御ノ由見タリ、

將軍家

鳥多須支、或ハ藤丸、雲立涌ナリ、但年齡官位ニヨリテ被用侍ル事也、

攝家

鳥多須支、藤丸、雲立涌也、雲立涌ハ攝關ノ後ニ著スト見エタリ、

〔當時裝束抄上〕正月元日〇中略　狩衣四品〇中略

奴袴

淺黃平絹、八幅にして、前後同じひだにすべきに、近頃前四幅、後ハ二幅に裁縫す、又平絹用ひずして、小柳文と稱し織物を用ゆ、尤僭上なれども子細なし、又正德の頃、衣冠の時、四品濃紫、待從薄紫を用ゆべきよしの制有によつて、狩衣にも紫を用ひ侍るに、享保に至て又先のごとくなり侍りしとぞ、又寬政の始、或家にて正德の例を以て、紫のさしぬき用ひ侍るべきよし伺れしに、正德の比ハ格別の事、當時ハ著用なるべからずとぞ、しかるに文化三年、松平土佐守殿四品にて、紫のさしぬきを用らる、如何のよし內々御沙汰有しに、明和の頃の著例ありて、とび色緯白のよしの答にて濟たり、同七年にも是を著せらる、又天明八年比、御法事の豫參に、松平內藏頭どの侍從にて、淺黃のさしぬきを用ひらる、年齡五十餘なれバ、相當にて尤殊勝のこと也、

〔侍中群要五〕裝束〇中略

五節行事〇中略

卯日布袴青色紅下重　蒲萄浮文織物奴袴、非行事、藏人同宿衣、有中院行幸位袍、束帶上著當色、以日蔭鬘懸冠、行事非行事同前

辰日朝宿衣青色木蘭地織物奴袴類云々〇中略

奴袴

織物夏冬　揭焉可著之、尋常時又無妨、綾薄物是常物也、但非強晴之時、常不可著織物云々、

冬奴袴從九月著用、上古用單云々　冬奴袴雖具夏袍、以冬袍具夏奴袴、一切不見事也、至于色冬紫夏二藍、多所用也、至于他色只隨便、可具上卿時藏人用青鈍云々、然而近代除心喪外、殊不著、春末夏初猶首夏宿衣同著平絹奴袴云々、極熱間縑奴袴云々〇中略

十月更衣以後宿裝束事

或者云、尙雖著夏指貫、猶織物忌可停止、但可然晴時、織物指貫乃裏遠返シ天可著也、仍尋常織物奴袴、美麗乃薄物裏付タラムチ可制置也云々、

〔大槐秘抄〕君は五節のまいりの夜ならぬかぎりは、おほんさしぬきたてまつる事候はず、むかしはめしけるに候めり、今はおほかたさる事候はず、御まりあそばすときは、こぐちの御はかまといふ物をめしてあそばすに候、〇中略おほんさしぬきの文は、窠の文をめすに候、これはおほんうへのはかまの文をめすに候、たゞ人は、窠の文のさしぬきははき候はず、藏人の此御さしぬきをおろしてきるは、つねの事に候、

〔世俗淺深秘抄上〕一指貫色ハ紫濃薄之色、濃薄瑠璃色、紫苑色等也、此外葡萄染多青色幷青打、大略禁色ヲ著人十七八許ナル、可然時著青色、其青頗濃、女房者萌木匂衣ノ第三許吉程也、青打其ヨリモ少薄程吉也、青打必可有風流、或泥繪、或以糸ノ置物也、

〔世俗淺深秘抄下〕一著禁色殿上人、至于十八九著紫指貫、皆浮織物也、但朝夕夙夜人、內々著固織物並綾無憚、著薄色後無妨、著薄色程無定事、尋常廿許歟、可依其人體歟、〇中略

一可然晴時、若殿上人著布衣日、單指貫著之也、單顯文紗狩衣定事也、又有色單著之例也、綾之單文如尋常、著單指貫時、結猶用腹白也、〇中略

一年少殿上人引刷布衣著時、禁色輩多用薄物大文指貫、織物年少時、中々不好用之、用之雖非難、薄物成人後不著之、仍少年時、殊爲宗也、著有色單時、又爲透之多用薄物、

一不論公卿殿上人、著用薄物指貫定例也、而近代間非大文、如鳥多數木用之歟、甚非也、薄物文大少

文外無之歟、但於如狩衣非其限、

一中年人生指貫、練指貫通用常事也、但於直衣者著生指貫時、少濃色用也、生指貫ニ無下老直衣著非也、〇中略

一若殿上人著單指貫時、結腹白如例也、〇中略

一次將若諸衞佐廿許年齡輩、著濃キ薄色指貫時、差同色結、其樣如腹白、但組目頗於腹白短也、指樣如例、

〔三内口決〕平生出仕之裝束〇中略

指貫十五歲迄ハ濃浮織物

自十六歲薄色之浮紋鳥多須幾

卅歲計之時、藤丸ノ薄色、四十以後花田指貫、

裏平絹、色ハ依年齡見右

殿上人之時、大臣ノ孫マデ、直衣指貫等如公卿著用之候、可聽禁色之由、蒙宣旨以後著用之候、

非色之殿上人ハ、平絹之直衣、平絹ノ指貫著用之候、

冬ハ面練貫、裏平絹、二藍

非色トハ、大臣之彥以下、大中納言家之事也、

〔光臺一覽三〕清花の裝束は、家强は直に大臣の子猶子なれば、若輩下官のときより禁色を被召事、大かた鳥襷石疊之折文也、雲立涌の文は不叶よしなり、〇中略又强き家筋直衣も召るゝ事也、尤沓之内皆禁色にて張申候、禁色とは浮線綾なり、禁色とは指貫の品之事なり、〇中略

從五位下　從五位上　正五位下　正五位上

右之分地下也、深綠色堂上に六位達之家間々あれども、裝束は淺綠を著用する也、〇中略

右の淺綠を著用之殿上人、指貫は紫の下絹、〇中略

從四位下　從四位上　正四位下　正四位上

右四品に叙する時は橡色とて眞黑色也、指貫は平絹之紫色也、正四位上は藏人頭申也、諸家は越階する也、辨藏人は大臣の孫分とて、式事補せらるゝ日より、石疊浮線綾の指貫也、藏人に不補ときと、藏人を辭して宰相になるか致す時は、禁色は不用としるべし、

從三位綾地藤色に伏蝶とて、揚羽の蝶を向ひ蝶にしたるを、三羽丸に織縫したるを伏蝶といふ地紋也、又三ツ戻り二ツもぢりとて、藤の花房計大づ極より筋を一筋みへ出し、兩方合てもぢりたる花房六つ、三緘にしたる地文も有也、諸家之地紋は織沈文也、浮文にあらず、浮文は浮線綾とて禁色也、

正三位綾地淺黃織文右同斷

右從正三位の指貫の事也、〇中略凡從五位下より正三位迄は、位に依て指貫の品を定め、宰相に任じてよりは、官によりて定たり、〇中略諸家は新任は從二位もあるなり、位は進みやすく、官は昇り難しとなり、中納言を申時は淺黃の指貫なり、色濃し、中納言詰りの家、從二位前中納言にて官息し、先途にて正二位申果る人有、是等は段々色うすく白きか、淺黃かと見まがふ計りなり、

〔新野問答〕一奴袴

和名抄、奴袴佐師奴枳乃波賀萬と和訓を付申候、是はめづらしからぬ物に候得共、著用の次第申候へば、幼年の人は濃紫、禁色をゆるされ候人は、つゞき龜甲浮文綾を用候、次は半色（ハシタ）、經薄紫、緯白糸ニ候、禁色の人は紋鳥襷、但具平親王の子孫は、龍膽襷を用候、次は薄色（むらさきの至て薄きなり）紋藤の丸の堅文織物、四拾以後淺黃固織物を用候、及老年ては付色とて、綾の藤の丸の堅文を薄縹に染て著之、殊に老闌之後白き藤の丸の堅文、至極老候ては白平絹を用候、先大略如此候へば、官位の高下にて、人

人の所爲一樣ならず候、若年といへ共、高官なるは用老年服候、宇治左府爲內大臣時、十八歲にて淺黃固文を用候、されば官位高ば雖若年用老年之儀、淺官の人は年齡漸闌に候得共、猶用壯若之儀候、故實千萬不能毛擧候、壯年の人は夏の指貫とて淺黃に候瑠璃色に染て著候、裏は練裏候、或二藍鳥襷、生の指貫を用候、是は高貴の人著之候、綾の指貫は、壯年夏冬通用候、老年人不用夏之指貫候、薄物の指貫を用ゆる人は、五月より著之、九月九日以後は、紫苑色と申候、表紫、裏青指貫を用て、十月一日より冬の指ぬき用申候、先は四月朔日、十月朔日を更衣とさだめ候得ども、家々所習說々樣々不一定候、あまりに紛紜に候ゆへ省略申候、凡指貫とは袴のすそのくゝりを、すそにさしつらぬき候故、指貫と申候、只今の奴袴のごとく、括をぬいふくみ候はこめぐゝりと申候、是は老年の所用に候へども、末代無差別、彼指貫の括は、還て秘說の樣になり申候、幼年の人用單指貫事も候、

〔枕草子一〕大納言殿〇藤原伊周さくらのなをしのすこしなよらかなるに、こきむらさきのさしぬき、しろき御ぞども、うへにこきあやのいとあざやかなるをいだしてまいり給へり、

〔時信記〕天承元年十一月廿日癸丑、舞姬童女裝束了有御出、御直衣引出御尻、如例人直衣、紅打掛、紫織物御奴袴、霰地窠文淺御沓、〇中略

傳聞大殿令申關白〇藤原忠通殿給云、主上御袴奴、霰地丸文定事也、仍凡人雖用表袴文、不用奴袴、

〔續世繼六唐人の遊〕中御門右大臣宗忠の御子は、宗能の內大臣ときこえ給、〇中略みかどなどつねには五節の帳臺の心みなどに、いでさせ給ことまれなるに、さぬきのみかど、〇崇德おとなにならせ給て、はじめていでさせ給しに、御さしぬきは、なにのもんといふことも、おさめどのゝくら人、おぼつかなくおもへるに、あられぢに、くわんのもんぞかしなど、くら人の頭におはせし時、の給などして、さやうのことあきらかにおはしき、みかどの御さしぬきたてまつることは、ひとゝせにたゞひとたびぞおはしませば、おぼつかなくおもへるも、ことわりなるべし、

〔達幸故實抄一〕一時服事

奴袴事

仁安元十十、可有立太子事、於東三條亭可有此事、仍院幷宮可渡御、巳時著束帶、殊可刷之由有御氣色云々

抑被催旨者、公卿大臣大納言直衣、中納言宰相衣冠、殿上人束帶云々、是康和例也、然而有先例之上、年齡已闌、用織物奴袴、隨身著布衣、條盡美、無骨存、略有恐、仍心中所消息也、

三條中納言年卅實房薄色、輪チガヘ固文織物奴袴、不出衣、新中納言宗家綾薄色奴袴、治部卿光忠同前、平宰相親範綾薄色奴袴、六角宰相家通薄色藤丸浮文奴袴、

仁安二十一廿七、攝政〇藤原基房被參詣春日社、春宮權大夫邦綱前宰相淺黃奴袴、源宰相資賢淺黃奴袴、左大弁雅賴同三位中將兼房紫織物奴袴、裏欵冬、織物褂、紫白衣、紅單衣、左兵衞督成範非參議也薄色綾奴袴、新三位朝方淺黃奴袴、右兵衞督時忠四位宰相同上、同廿八日、三位中將兼房被著織物梅下重表袴如恒、同廿九日、三位中將兼房薄色浮文奴袴、出紅打衣可尋、

〔續古事談五諸道〕采女正俊通ト云醫師アリケリ、七十餘ニテ、ヌノヽナヲシニムラサキノサシヌキヲキテ、人ニ會ケリ、

〔三長記〕建久九年正月廿一日己未、今日仙院〇鳥羽初御幸于七條院、〇中略御裝束、御直衣、二倍織物御指貫、地龜甲、白糸織、

〔猪熊關白記〕正治三年〇建仁元年七月十五日癸亥、午時許著直衣冠等、帷、白下袴、綾指貫如例、但著淺黃指貫藤丸、夏の淺黃指貫は、壯齡人も著之、常事也、

〔玉蘂〕嘉禎二年十一月十四日丁卯、童御覽也、〇中略此間予〇藤原道家著直衣參御前、淺黃綾指貫、打出衣、〇中略召顯定朝臣仰可召諸卿之由、次右大臣、花山吹織物出衣入綿、薄色織物指貫、共浮文也、右大將、出薄紅梅厚衣新大納言紫織物指

貫、文濃○紅○梅○出衣、不レ入レ絡、共浮文也、著御前座、○中略今日新嘗祭上卿權中納言爲家參議實持云々、少將師繼著二藍單、指貫裏無紅打出衣、是不レ禁色人難盡口口著單指貫云々、父大宮中納言著レ此指貫云々、可レ尋、

〔增鏡六　煙の末々〕寶治二年十月廿日ごろ、もみぢ御らんじがてら、うぢに御幸し給、○中略廿一日の朝ぼらけにいでさせ給、御ゑぼうしなうし、うす色のうきおり物の御さしぬき、あじろびさしの御車にたてまつる、○中略ともうぢ、さひやうゑのすけ親朝は、むすびかりぎぬにきくをおき物にして、むらさきすそごのさしぬききく、のかりぎぬ、うきおり物のさしぬき、紅のきぬ、○中略御隨身居飼御廐舍人まで、いかにせんと色々をつくす、

〔增鏡十二　老の波〕御賀は二月卅日ごろなり、○弘安八年藤原實氏妻貞子九十賀、中略本院○後深草御ゑぼし直衣、あをにびの御さしぬき、新院○龜山御なをし、綾の御さしぬき、春宮○伏見御直衣、あられにくはむのもんのむらさきの御指貫、いひしらずなまめかしう見え給、○中略又の日はやよひの一日なり、○中略内の上○後宇多けふは例の御直衣、くれなゐの打たるわたあつき御ぞ、をり物の御指貫、いとめでたき御にほひなり、本院かたをり物の薄色の御さしぬき、すこしうすらかなる御直衣、新院雲に鶴の浮織物の御直衣、おなじ指貫、○中略春宮は色こき御直衣浮線綾の御さしぬき、紅の打たるあはせたてまつれり、

〔園太曆〕貞和四年五月廿五日、及晩廿露寺中納言送狀、先夜對面之時問答篇目等注送之、爲後勤尤有恥事歟、但無相違候哉之旨報了、○中略

一指貫事

貴命曰、爲晴日者織文堅文雖無子細、汝などは著用不可然、於淺黃者余卅以後可著用歟、當時可早速、自明年可著歟、

〔園太曆〕文和五年○延文元年三月十九日、前內府壯年人指貫事有談旨、覺悟分示遣了、

兼又大文薄物指貫公卿以後も著候歟、云年齡、云官位、いつ程まで著候乎三條故內府○實重多須幾三重多須幾衡公申候しは、公卿初任一兩年は薄物、加此候歟指貫、二藍にて分著、其後納言にては瑠璃色可相應候歟、薄き二藍と用げに候、當家必用之候、文白島給以前用候歟常是ヲ申候やらん不可有子細候哉常人不愚身是ハ雲客の程より用候歟申候は、記候實もいかゞに候、先々薄色指貫と申候歟、必大文事候乎、濃州還幸之時實時著用候し堀出候て、再興仕候はゞやと存候、比興候、瑠璃色は五月などの外著用不可然之由申候歟、然而近來論候、四月は餘に早速候歟、夏中ひた著無苦候乎、兩中定有興御事候歟、公清只平伏之外無他候、他事又々可啓候、誠恐謹言、病氣之腫病仕候比興々々

三月十九日　公清

〔園太曆〕延文二年閏七月廿八日、廿露寺前中納言入來謁之、今年初參內次來臨之由談之、○中略尋申云、奴袴文藤丸與大文差異如何、

貴命云、大文名字世俗稱之不得其意、三重ダスキノ事也、直衣文同之、此文壯年公卿並禁色殿上人、夏時或著用生奴袴件文用之、其外不打任事也、藤丸老少一同通用之文也、年少之時ハ鳥襷也

尋申云、淺黃奴袴著用之後、如薄色他色他色不可交用哉如何、

貴命云、凡指貫色初濃紫中年薄淺色紫色ヲ減テスコシ青ヲ過シテ著之、其後淺黃漸衰老也、及衰邁白色用之、自幼至老其色次第淺深如何、依著淺吉事之時假著之歟黃之後強不可交薄色歟、但宇治左府被著淺黃之後白地借用成隆奴袴、被著之由所見、

〔さかゆく花〕ゑいとくぐわん年三月十一日、ぎやうかうあり、○後圓融、中略同十二日、げふはまひ御らんなり、○中略じゆごう○足利義滿直衣しろきをりものいだしぎぬうすあさぎの奴袴をちやくせらる、

〔拾芥記〕長享元年十一月廿一日、予元服○菅原爲學、中略予參內之時雖可著白袴、近臣餘無骨之間可著平絹、指貫之由申入畢、非藏人著平絹指貫下事無其例歟之由有勅問、就其攝家以下有其證護、○護恐誤字由被記進之間、勅許也、袍縫腋冠垂纓、指貫平絹、